

阿 見 町 議 会 会 議 録

平成19年第 4 回定例会

(平成19年12月11日～12月21日)

阿 見 町 議 会

平成19年第4回阿見町議会定例会会議録目次

◎招集告示	1
◎会期日程	2
◎第1号（12月11日）	5
○出席、欠席議員	5
○出席説明員及び会議書記	6
○議事日程第1号	7
○開 会	9
・会議録署名議員の指名	9
・会期の決定	9
・諸般の報告	11
・常任委員会及び政治倫理条例特別委員会所管事務調査報告	11
・議員派遣報告	27
・議案第80号から議案第81号 （上程、説明、質疑、討論、採決）	28
・議案第82号（上程、説明、質疑、委員会付託）	30
・議案第83号から議案第86号 （上程、説明、質疑、委員会付託）	31
・議案第87号から議案第94号 （上程、説明、質疑、委員会付託）	36
○散 会	44
◎第2号（12月12日）	45
○出席、欠席議員	45
○出席説明員及び会議書記	46
○議事日程第2号	48

○一般質問通告事項一覧	49
○開 議	50
・一般質問	50
藤井 孝幸	50
細田 正幸	64
石井 早苗	74
紙井 和美	85
浅野 栄子	98
吉田 憲市	109
○散 会	115
◎第3号（12月13日）	117
○出席，欠席議員	117
○出席説明員及び会議書記	118
○議事日程第3号	119
○一般質問通告事項一覧	120
○開 議	121
・一般質問	121
諏訪原 実	121
難波千香子	125
柴原 成一	133
荻島 光明	139
・休会の件	148
○散 会	148
◎第4号（12月21日）	149
○出席，欠席議員	149

○出席説明員及び会議書記	150
○議事日程第4号	151
○開 議	153
・議案第82号（委員長報告，討論，採決）	153
・議案第83号から議案第86号（委員長報告，討論，採決）	155
・議案第87号から議案第94号（委員長報告，討論，採決）	161
・意見書案第3号（提案理由説明，質疑，討論，採決）	168
・行政改革について	171
・議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中に おける所管事務調査について	173
○閉 会	175

第 4 回 定 例 会

阿見町告示第 1 1 3 号

平成 1 9 年第 4 回阿見町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 1 9 年 1 2 月 4 日

阿見町長 川 田 弘 二

1 期 日 平成 1 9 年 1 2 月 1 1 日

2 場 所 阿見町議会議場

平成 1 9 年第 4 回阿見町議会定例会会期日程

日 次	月 日	曜 日	開議時刻	種 別	内 容
第 1 日	12月11日	(火)	午前10時	本会議	・ 開会 ・ 議案上程 ・ 提案理由の説明 ・ 質疑 ・ 委員会付託
第 2 日	12月12日	(水)	午前10時	本会議	・ 一般質問
第 3 日	12月13日	(木)	午前10時	本会議	・ 一般質問
第 4 日	12月14日	(金)	午前10時	委員会	・ 総 務（議案審査）
			午後 2 時	委員会	・ 民生教育（議案審査）
第 5 日	12月15日	(土)	休 会		・ 議案調査
第 6 日	12月16日	(日)	休 会		・ 議案調査
第 7 日	12月17日	(月)	午前10時	委員会	・ 産業建設（議案審査）

第 8 日	12月18日	(火)	休	会	・ 議案調査
第 9 日	12月19日	(水)	休	会	・ 議案調査
第10日	12月20日	(木)	休	会	・ 議案調査
第11日	12月21日	(金)	午前10時	本会議	・ 委員長報告 ・ 討論 ・ 採決 ・ 閉会

第 1 号

[12 月 11 日]

平成19年第4回阿見町議会定例会会議録（第1号）

平成19年12月11日（第1日）

○出席議員

1番	久保谷	実	君
2番	柴原	成一	君
3番	浅野	栄子	君
4番	難波	千香子	君
5番	紙井	和美	君
6番	青山	正一	君
7番	石井	早苗	君
8番	藤井	孝幸	君
9番	千葉	繁	君
10番	吉田	光男	君
11番	吉田	憲市	君
12番	滝本	重貞	君
13番	天田	富司男	君
14番	小松沢	秀幸	君
15番	倉持	松雄	君
16番	大野	孝志	君
18番	佐藤	幸明	君
19番	諏訪原	実	君
20番	荻島	光明	君
21番	細田	正幸	君
22番	岡崎	明	君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	川	田	弘	二	君	
副町	長	大	崎		誠	君	
教	育	長	大	崎	治	美	君
消	防	長	木	鉛		章	君
町長公室	長	糸	賀	富	士	夫	君
総務部	長	石	井	定	夫		君
民生部	長	瀬	尾	房	雄		君
経済建設部	長	坪	田	匡	弘		君
都市開発部	長	渡	辺	清	一		君
教育次長兼 学校教育課	長	松	本	功	志		君
消防次長兼総務課	長	大	津		力		君
参事兼消防署	長	田	仲	安	夫		君
総務課	長	湯	原	恒	夫		君
企画課	長	川	村	忠	男		君
財政課	長	篠	原	尚	彦		君
国保年金課	長	野	口	静	男		君
商工観光課	長	木	内	良	夫		君
都市計画課	長	浅	野	耕	一		君

○議会事務局出席者

事務局	長	栗	原	繁	樹
書	記	山	崎	貴	之

平成19年第4回阿見町議会定例会

議事日程第1号

平成19年12月11日 午前10時開会・開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 常任委員会及び行政倫理条例特別委員会所管事務調査報告
- 日程第5 議員派遣報告
- 日程第6 議案第80号 専決処分の承認を求めることについて（郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について）
 - 議案第81号 専決処分の承認を求めることについて（政治倫理の確立のための阿見町長の資産等の公開に関する条例の一部改正について）
- 日程第7 議案第82号 阿見町吉原東地区企業誘致条例の制定について
- 日程第8 議案第83号 阿見町国民健康保険税条例の一部改正について
 - 議案第84号 阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について
 - 議案第85号 阿見町手数料徴収条例の一部改正について
 - 議案第86号 阿見町部室設置条例等の一部改正について
- 日程第9 議案第87号 平成19年度阿見町一般会計補正予算（第3号）
 - 議案第88号 平成19年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
 - 議案第89号 平成19年度阿見町公共下水道事業特別会計補

正予算（第3号）

議案第90号 平成19年度阿見町老人保健特別会計補正予算
（第2号）

議案第91号 平成19年度阿見町土地地区画整理事業特別会計
補正予算（第2号）

議案第92号 平成19年度阿見町農業集落排水事業特別会計
補正予算（第2号）

議案第93号 平成19年度阿見町介護保険特別会計補正予算
（第2号）

議案第94号 平成19年度阿見町水道事業会計補正予算（第
2号）

午前１０時００分開会

○議長（久保谷実君） おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから、平成19年第４回阿見町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は21名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（久保谷実君） 日程第１，会議録署名議員の指名について、本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

16番 大 野 孝 志 君

18番 佐 藤 幸 明 君

を指名いたします。

会期の決定について

○議長（久保谷実君） 次に、日程第２，会期の決定についてを議題といたします。

本件については、去る12月４日，議会運営委員会が開かれ、協議されましたので、その結果について、議会運営委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長岡崎明君，登壇願います。

〔議会運営委員会委員長岡崎明君登壇〕

○議会運営委員会委員長（岡崎明君） 会期の決定の件について御報告申

し上げます。

平成19年第4回定例会につきまして、去る12月4日、議会運営委員会を開催いたしました。出席委員は6名で、執行部から総務課長の出席を得て審議をいたしました。

会期は、本日から21日までの11日間で、日程につきましては、本日、本会議、議案上程、提案理由の説明、質疑、委員会付託。

2日目、12月12日は午前10時から本会議で一般質問、6名。

3日目、12月13日は同じく10時から本会議で一般質問、4名。

4日目、12月14日は委員会で、午前10時から総務常任委員会。午後2時から民生教育常任委員会。

5日目から6日目までは休会で議案調査。

7日目、12月17日は委員会で午前10時から産業建設常任委員会。

8日目から10日目までは休会で議案調査。

11日目、12月21日は最終日となりますが、午前10時から本会議で、委員長報告、討論、採決、閉会。

議会運営委員会といたしましては、以上のような会期日程を作成いたしました。各議員の御協力をよろしくお願いいたします。報告といたします。

以上です。

○議長（久保谷実君） お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり、本日から12月21日までの11日間としたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月21日までの11日間と決定しました。

諸般の報告

○議長（久保谷実君） 次に日程第3，諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。今定例会に提出されました案件は，町長提出議案第80号から議案第94号までの15件です。

次に，本日櫛田豊君から一身上の都合により議員を辞職したい旨の願い出がありましたので，地方自治法第126条の規定により，本日これを許可しました。御報告いたします。

次に，本日までに受理した陳情等は，高齢者に負担増と差別医療を強いる2008年4月実施の後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める陳情，地方財政の強化・拡充，及び財政健全化法の施行に当たっては地方自治原則の堅持を求める陳情，日豪EPA／FTA交渉に対する陳情，2008年度以降もBSE全頭検査を継続することを求める陳情の4件です。内容はお手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に，監査委員から平成19年度8月分から10月分に関する例月出納検査結果及び定期監査についての報告がありましたので報告いたします。

次に，本定例会に説明員として，地方自治法第121条の規定により出席を求めた者は，お手元に配付しました名簿のとおりです。

次に，閉会中における委員会，協議会などの活動状況は，お手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に，平成19年度普通建設等事業進捗状況・契約状況について，12月6日付で町長から報告がありました。内容はお手元に配付しました参考資料のとおりです。

以上で，諸般の報告を終わります。

常任委員会及び政治倫理条例特別委員会所管事務調査報告

○議長（久保谷実君） 次に、日程第4、常任委員会及び政治倫理条例特別委員会所管事務調査報告を行います。各常任委員会及び政治倫理条例特別委員会では、閉会中における事務調査を実施しました。ここで委員長より調査結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長紙井和美君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長紙井和美君登壇〕

○総務常任委員会委員長（紙井和美君） 皆さん、おはようございます。

それでは、命によりまして総務常任委員会、所管事務調査について御報告申し上げます。

当委員会では、去る11月19日、犯罪・事故の抑止、防犯対策の調査のため、茨城県庁と土浦市役所の2カ所を視察研修してまいりました。

出席委員は6名、執行部からは遠藤課長補佐、議会事務局から吉田主任に御出席いただきました。

今回の視察は、「安全・安心のまちづくり」をテーマとし、防犯対策の強化に取り組み、地域住民と行政が一体となり犯罪抑止のためにはどのような啓発活動が効果的かとの総務委員会の話し合いのもと、それを先進的に行っているのはどこか事前に調査したところ、全国でも茨城県は犯罪抑止に力を入れ、中でも土浦が県内でも犯罪件数を年々減少させているということで、この2カ所を研修してまいりました。

まずは、茨城県庁生活環境部会議室において、県生活環境部生活文化課、安全なまちづくり推進室長の皆藤様、同じく室長補佐の片庭様、係長の武藤様に御出席いただき、2時間にわたり研修をしていただきました。

私どもが事前に提出した質問事項をまとめ、以下の4点についてお話がありました。①茨城県安全なまちづくり条例の概要について、②安全なまちづくり条例事業の概要について、③犯罪被害者等支援の取り組みについて、④交通安全対策事業の概要についてであります。

まずは、「茨城県安全なまちづくり条例」は、平成14年刑法認知件数が

6万7,672件と過去最悪の記録となったため、県民世論調査をし、約3人に2人が治安に不安を抱え、これが条例制定につながりました。この中では警察のみならず、行政、県民、事業者が一体となり県民運動として取り組む必要があるとされています。条例の制定は17名の有識者による「茨城県安全なまちづくり懇談会」を設置し検討したそうでもあります。

県政世論調査では、平成15年に制定された時点では治安の不安割合は77%を超えていましたが、平成18年には64.2%となり、県の目標では平成22年には55%まで改善させるとのことです。

また、我々がすばらしいと思った1つには、ホームページであります、平成16年に「いばらき安全なまちづくりガイド」として開設し、快適に運用管理されています。本年19年には、さらにそれを充実させるとのこと。皆さんもぜひ自宅のパソコンでごらんになってください。

また、3番目の「犯罪被害者等支援の取り組み」については、内閣府からの要請もあり、犯罪被害者等の権利・利益の保護を目的として、平成17年4月に施行されました。同年12月には犯罪被害者基本計画が策定され、平成19年1月には被害者の相談窓口も開設され、10月現在で、電話のみでは69件の相談が寄せられたそうです。県としては、各市町村単位でこのような施策を整えられれば一番理想であるとのお話があり、当町でも検討課題に入れていくべきではないかと感じました。

また、4番目の交通安全については、県では交通安全計画の中で、平成18年から平成22年の5カ年計画で事故の減少を目指し、県民運動の中でキャンペーンや安全教育等を行いながら県民の意識を啓発しているためか、現在は1,600件減少しているとのことでありました。一通り説明をいただいた後、活発な質疑応答が交わされ、懇切丁寧にお答えいただきました。そして、締めくくりとして、やはり犯罪・事故の防止にはとにかく一人ひとりの意識の向上、地域で積極的に動く人を増やすこと、行政の啓発、そして警察との連携をとりながら全町挙げて取り組むことが重要とのお話があ

り，当町でも早急に推進すべき問題であると実感し，研修を終了いたしました。

続きまして，県内でも一番活発な運動を進めている土浦市に向かいました。

こちらはホームページをごらんになっても，市内を歩いても皆さんよくおわかりのとおり，市民の意識がずば抜けて高く，県内でもトップクラスの防犯対策を充実させ，犯罪件数の多い町の汚名を返上すべく，犯罪を年々減少させているところであります。

土浦市役所では，市民生活部生活安全課課長の宮本様，同じく副参事の木志根様，副参事兼事務局次長補佐の大久保様に御出席いただきました。1時間25分の研修で，事前に送付させていただいた質問事項，市民の防犯意識向上の要件や県警職員の派遣，自警団，防犯ボランティアの内容等，10点についてお答えいただきました。

お話の中で特に印象的なのが，土浦市では人口割でいくと県内で一番犯罪発生率が高い中，平成16年に安全安心のまちづくりで173の町内会のうち，158町内会で自警団が発足し，数としては県内で一番多く，平成15年の犯罪件数のピークから平成16年は34%減少しました。本年度中には100%の発足率を目指すとの勢いでした。その後犯罪は年々減少し，去年は平成15年の4,914件から3,214件と1,700件の減少となっております。おそらく犯罪件数がワーストワンの危機感から行政も市民も本気になり，一体となったことが大きな要因でしょう。

また，さらには平成18年の4月に茨城県警本部から出向し，専門家からの立場で犯罪抑止のノウハウを提案されていることも大きなウエートを占めているようであります。中でも画期的なのが「あなたの住まいの防犯診断」と銘打ち，希望者全員に建物の外から1時間程度で無料診断を行うというサービスを平成19年5月よりスタートさせ，現在では120件を超える診断が行われ，大変好評を博しているようであります。ちなみに，このアド

バイスを受け、地域の空き巣による被害が前年度比で40%減少につながっているそうであります。県警からの派遣要望は特別な規定はないそうですので、ぜひ何度も要望してみたいかがか、とのお話もいただきました。土浦市では平成12年から派遣されており、そのほかは現在、水戸、取手、つくば、牛久市だそうです。

とにかく全住民が意識を高め、人材が増えていく手助けは、やはり行政からスタートし啓発し、警察の知恵や事業者の協力も得ながら、皆で拡大推進していくべきものだとして改めて実感いたしました。その後、活発な質疑応答が交わされ、充実した研修を終了いたしました。

最後に、私たちのために貴重な時間を割いていただいて、安全安心のまちづくり・防犯対策に対する熱い思いを懇切丁寧に語っていただいた、茨城県庁、土浦市役所の関係職員の方々に心から感謝申し上げまして、総務委員会の視察研修の御報告といたします。

○議長（久保谷実君） 次に、民生教育常任委員会委員長滝本重貞君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長滝本重貞君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（滝本重貞君） 皆さん、おはようございます。それでは、閉会中の委員会の活動報告について御報告いたします。

民生教育常任委員会では、去る11月16日金曜日、午前9時50分から午後12時15分まで、神栖市市役所こども課、子育て支援について研修をしてまいりました。

出席委員6名、議会事務局より山崎係長、執行部から大越児童福祉課長の御出席をいただき、また神栖市から健康福祉部福祉事務所こども課、田谷課長さん、橋本副参事さん、それに議会事務局根本議事課長と野口係長の出席をいただき、子育て支援について御説明を受けました。

神栖市のこども課、子育てについて御報告いたします。

あらかじめ子育て支援について事前に質問事項をお願いし、説明を受け

ました。質問事項は6項目。まず1点目、子育て支援の方針、理念について。基本理念につきましては「育つ喜び、育てる楽しさ、そして子育て応援の町、神栖とともに育もう、子と親と地域」ということで理念を定めております。基本方針は、すべての子供が健やかに育つために、すべての親がゆとりを持って子育てができるために、地域が子供を温かく見守るために、3つの方針に基づき子育て支援を実施、そして取り組んでいるということです。

また、基本目標の中には、子供と親の成長を地域ぐるみで応援し、また自然環境や芸術、さまざまな交流を通した子供たちの個性を育むために活動を推進し、そして子供が伸び伸びと育つための生活環境を整備していきますとの回答でした。

2点目、少子化の状況について。神栖市の平成19年4月1日の現在の人口は、9万462人。世帯数3万2,855世帯であるが、平成24年には約10万9,000人、平成29年には約10万4,000人と、人口は増えると推定しております。神栖市では工業団地の企業に勤務する年齢層が20歳から60歳が最も多く、特に20歳前後の転入増が人口動態の特徴で、このように若い世代、子育て世代が多いことから、今後も自然増の傾向が当面続くと見込まれ、また社会増減では、周辺市町村からの転入増の傾向が見られ、将来的にもこの傾向が続くものと推定され、人口減少に転じる自治体が多い中、平成20年以降においても人口は増加するものと推定されます。

また、人口増加はするものの、この先は少子高齢化が進むものではなかろうかという懸念にいたるところであり、そういった意味で、少子化対策・子育て支援は地域、それから企業などを巻き込んで少子化対策を挙げていこうということで、一生懸命取り組んでいるとの説明でした。

3点目、子育て家庭の行政サービスのあり方について。これは経済的支援、それから施策的支援なのですが、保育所、幼稚園、児童館の整備についてとお答えをいただきました。

これは4つほど挙げられております。1つ目は、保育サービスの充実。人口集中地区への民間保育施設開設の誘導を行うとともに、市民の保育ニーズを的確に把握し、土曜・休日保育実施に向けたさらなる保育環境の充実を進めていきたい、これも実施しております。

2つ目は、児童館の整備。児童の分布に照らして、合理的な配置となるように児童館整備。そして、子供たちが遊びを通して心身ともに健やかに成長できるように、各種体験活動ができる地域の遊び場としての環境の整備に、今後とも努めていくということです。

3つ目は、子育て相談・指導・情報提供の充実。子育てマップを作成し、広く子育てに関する情報提供、またインターネットなどを通じて、施設の案内、子育て支援事業等の広報活動。施設の案内、設置、さらに施設の開閉時間などを検討しており、児童虐待防止の充実なども関係機関と連帯を図り、児童虐待の防止等のために適切な指導・支援を行う体制を整備する。現在、神栖市は去年施設に送った数は21人と非常に多一中、合併前は相談員は2人でしたが、1人増やし、週3日の委嘱で3人の方がおられ、職員の中に保健師の有資格1人を配置し、4人体制で児童虐待の防止を行っている。今現在は、被害者は出ていないということです。

4つ目はひとり親家庭の生活支援。母子自立支援の配置により、学校機関との連帯強化を図りながら、母子家庭に対する経済的支援の充実を図り、また生活基盤を確立するため、児童擁護手当及び母子福祉資金の充実、医療費の助成や児童奨学金の支給を行います。神栖市は児童奨学金の支給は月々2,500円の助成を行っております。期間は小学校から中学校までとなっているという事の御説明でした。

4点目、独自の子育て支援施策について。神栖市ではいろいろな子育て支援を行っておりますが、独自の子育て支援については、神栖市は単独で行っているため、特にございませんという回答でした。

5点目、サンサンぷらざという施設を建設する動機と利用者の反応につ

いてということでお伺いいたしました。旧波崎町が整備した施設で、正式名称は女性・子どもセンター、これは愛称サンサンぷらざといい、子育て支援と男女共同参画社会の拠点としてオープンしました。女性・子どもセンター建設の動機は、男女共同参画社会の実現と、児童に健全な遊び場を与え、その健康を増進し、情操を豊かにしていく拠点として、自主的な各種活動の支援、交流、情報提供、女性問題の解決と子育て支援を実施するため、子どもセンターを平成14年度、女性センターを平成15年度の2カ年で整備しました。

また、女性センターは、一人ひとりがですね、自分らしく生きられる、豊かで活力ある男女共同参画社会の実現を図るための施設であり、各種情報、交流、相談の機能もあり、自主活動を支援し、女性問題の講座なども行っております。現在、月平均600人の方々が利用しているということです。所管は、このこども課になります。

そして、子どもセンターは、子供たちの遊び場として、お母さんたちの交流の場としてですね、お父さんと子供の触れ合いの場として、また近隣小学校2校の放課後児童クラブとして、毎日たくさんの方に利用されております。平成18年度来館者数、これは放課後児童クラブを除きます、3万6,000人の来館者があったということで、これも所管はこども課であるということの御説明でした。

6点目になります。少子化対策として市町村にできることについて、ということでお伺いいたしました。市町村の立地条件、財政事情などによって条件が違いため、神栖市で実施を検討している子育て支援は、保育所の整備、それから非常に課題の多い保育所、入所待機児童が多いところで、入所待機児童の解消または私立保育園の誘導など、そして国に対して保育基準緩和の働きかけ、国のほうは来年から120人の保育所は看護師を1人置かなければならないということで、神栖市では120人を超える保育所が2カ所あり、看護師2人を採用しなくてはならないということで、基準が非常

に激しくなっていく中、看護師の確保が難しく、保育の緩和の働きかけをしたいということです。また、幼稚園の整備など挙げられております。

児童虐待防止体制の充実なども、神栖市では非常に核家族が多い中ですね、児童虐待を未然に防ぐということで、家庭児童相談3人の体制で週3日交代で、小学校、保育所、中学校、児童館、それから幼稚園、子育てに関係ある施設を定期的に回っているということです。

子育てをするすべての家庭の支援ということで、子育て支援センターの整備なども挙げております。また、在宅で育児をする家庭への支援など、子育てにやさしいバリアフリーのまちづくりなど、そして不妊治療費の助成などを検討していきたいとのことでした。

子育て支援、少子化対策は各市町村で特に力を入れ、また多くの課題を抱える中、今回の視察研修は活発な意見、質疑などを出され、委員全員多くのことを学ぶことができました。約2時間30分の研修ではございましたが、実り多き、大変有意義な研修になりました。

最後に、私たちのために貴重な時間を割いていただきました、そして丁寧に説明、質問に答えてくれました神栖市の関係職員に、この場をおかりして職員の皆様に心から感謝を申し上げまして、民生教育常任委員会視察研修の御報告といたします。

○議長（久保谷実君） 次に、産業建設常任委員会委員長石井早苗君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長石井早苗君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（石井早苗君） 皆様、おはようございます。

命によりまして、閉会中の産業建設常任委員会の事務調査報告について御報告申し上げます。

当委員会では、去る平成19年11月28日、午後1時30分から午後2時40分まで、当茨城県内でも地産地消の取り組みが活発との評判の高い、ひたちなか市に視察研修に行ってまいりました。参加委員は、2名欠席の5名で、

議会事務局より栗原事務局長，執行部からは坪田産業建設部長の御出席をいただき，ひたちなか市からは経済農政課の小滝課長，ＪＡひたちなか営農直販課の飛田課長，議会事務局の大竹次長及び小池次長補佐に御出席をいただき，まず，小滝課長より経済部長が新潟出張のため欠席のおわびと，農政課とＪＡと教育委員会の積極的な取り組みによる地産地消，学校給食への地元産野菜の活用の姿勢をお話しいただいた後，お配りいただいた資料に基づいて，ＪＡの飛田課長より詳しい御説明をいただきました。

ひたちなか市では，本年より５カ年計画で「地域農業の出番」ということで，まず第一に地域動向にマッチした新しい地域農業の展開を目指す。地産地消，農産物の高付加価値化，そして米，麦，大豆対策などだそうです。

第２番に，農協の事業改革の体制強化ということで，直接購買対策を行う。第３に地域営農支援の対策の構築ということで，３本の柱立てとして現在進行中とのことでございます。生産額はこの１０年で３割方減少となっていて，後継者不足，高齢化はやはり深刻な問題とのことでした。

しかしながら，農協の直販事業はこの１５年で右肩上がり伸びていて，自校方式の学校給食の栄養士さんが，地元農産物のおいしさを伝えようと強気に働きかけてくれているそうです。また，生産者からもメニューを出してきて，学校給食と生産者の間をＪＡが上手に橋渡しをし，農協を継いでダイレクトに学校に搬入する形態をとっている。また，農協が平成２１年までに市内６店舗の直売所をつくって，地産地消のネットワークの構築，地域循環型農業の展開を図っていく，さらに物流の核としてパックセンターの建築に取り組んでいきたいと，意欲を示しておられました。そして，小滝農政課長は，農政の一番の問題は担い手の減少で，認定農業者が８６名から８２名になっていて，農業収入確保のためにも生産調整をきちんとしないと認定になるメリットがないと言っていると，打ち明けてくださいました。

これにこたえるために、平成20年度の重点施策で、多様な担い手育成部門と支援対策事業ということで、機械購入に対する補助を手厚く、農業をやっていけるような事業を取り入れていきたい、とお話してくださいました。

質疑応答の終了の後、広い駐車場とパックセンターを有するひたちなかの長砂直売所を視察し、研修を終了いたしました。

最後になりましたが、この研修視察にお忙しい中、長時間私どもへの説明及び質疑に丁寧に対応していただきました小滝課長様、飛田課長様、議会事務局の大竹次長様初め各関係職員の皆様に、この場をおかりして心から感謝を申し上げ、産業建設常任委員会視察研修の委員長報告といたします。御清聴ありがとうございました。

○議長（久保谷実君） 次に、政治倫理条例特別委員会委員長天田富司男君、登壇願います。

〔政治倫理条例特別委員会委員長天田富司男君登壇〕

○政治倫理条例特別委員会委員長（天田富司男君） おはようございます。

事務調査報告の前に、先ほど議長が櫛田議員の辞職という願いを受理されたということで、非常に残念に思っております。ここ何人かでそういう話をしていました。やはり何としてでもこの11日には出てきていただきたいということで、同級生である柴原成一議員のほうから何とか出てくるよということで、そうしたら出てくるよという話だったものですから、ほんとうに安心していただいております。今般の5期20年近くの議員生活、やはり非常に重いものがあります。ほんとうにこの決断に対して、私たち議会議員も敬意を表するとともに、一番重い決断であります。今後は体に留意されて、やはり一生懸命また町のために働いていただきたい、そういう思いであります。

それでは、私の政治倫理条例特別委員会の事務報告をさせていただきます。

まず、私たちが集まって今後どのような方向でやっていこうかというこ

とを、まず話し合いました。１点目は、やはり講習会をまず１回開こう。そしてもう一点は、やはり自治体に視察研修をしていこう。その後、やはり問題点を、どのような問題点があるかということを決めて、それに対して改正案をきちんとしたものをつくっていこうという、そういう流れの中でやっていこうという話であります。

まず、講習会ということで、10月15日に弁護士の嘉村孝先生をこちらにお招きしまして、「政治倫理についての私の考え、感想、弁護士の立場から」という、そういう中でお話をされておりました。

特に人物等を並べながらいろいろな話をしておりましたが、一番のものは、やはり政治倫理条例の目的と政治倫理基準の２条の１に掲げていることが基本だったのかなと。それは第１条で、「この条例は、町政が町民の厳粛な信託によるものであることを深く認識し、その担い手たる町長、副町長、教育長（以下町長等という）及び町議会議員（以下議員という）が町、町民全体の奉仕者として、その人格と倫理の向上に努め、町政に対する町民の信託にこたえ、あわせて町民も町政に対する正しい認識と自覚のもと、清潔で民主的な町政の発展に寄与することを目的とする」、この目的ですね。

あともう一点は、「町民全体の奉仕者として品位と名誉を損なうような一切の行為、及びその職に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと」。この点がやはり一番の問題点だったのかなと。やはり、あくまでも政治倫理条例は道徳法であるということを強くお話をしたのかなということであります。

そして、私たちは11月１日に視察研修をしております。それは、午前中が城里町、午後からが土浦市であります。城里町においては午後10時から11時32分まで質疑応答させていただきました。出席委員は、城里町は私、浅野副委員長、荻島委員、青山委員、諏訪原委員、大野委員、倉持委員、難波委員です。執行部からは佐藤秘書課長、そして議会事務局からは吉田

主任が出席されております。城里町役場のほうからは、執行部から金長町長、そして田上総務課長、三村事務局長、議会側から小林宏議長。この1時間半という長きにわたって、町長または議長がずっと臨席をされて、いろいろなお話を聞くことができました。

そういう中で、城里町が合併をしたのは17年の2月1日です。常北町、桂村、七会村が合併したわけであります。その前にも桂と常北では、政治倫理条例は制定されておりました。やはり合併後、すぐにこの政治倫理条例に携わったということで、3月の定例議会において、町村合併後の政治倫理条例を制定しようという、そういう動きが強くなりました。それで、特例で42名の議員がおりましたが、その中で12名の特別委員会の委員が選出されております。その中で、小林宏議長がその特別委員会の委員長ということで、それでは小林宏議長に少しお話を聞いたほうがいだろうと、いろいろな生々しい話もあるだろうからということで、そういう中で小林宏議長から多々の話を聞きました。

特に、やはり議員があまりにも関与し過ぎている。特に土建業の場合、非常に多いということですね。10坪で3,000万のトイレをつくるということで、これも議員が提案して、自分でそれをやったというような、そういう話でありましたし、議員でなければ仕事ができないという、そういう状況があったということでもあります。そういう中で、これではどうしようもないじゃないか、そういう話が出たわけですね。そういうことで、やはり政治倫理条例を強めなければならないという、そういうことになり、非常に難産であったと。厳しい状況の中でこの政治倫理条例をつくり上げてきたということは話しておりました。

それでは、なぜそういうことができたかという、やはり小林宏議長自身が保険事務所を経営しておりました。しかし、当の本人は1つも町の、そういう保険というものを取った、そういうことを取る、そういうことは全然考えも及ばない。もう自分を律しなければならない、そういうやはり

リーダーシップをとった議長でありましたから、こういう一番厳しい倫理条例が城里町ではできているわけですね。そういうことを多々聞いております。

まず、私は一貫してそういう襟を正し、議員みずからがやらなくてはだめだという、そういう議員が町から仕事をもらうなんてとんでもないという、そういう思いをずっとしていたんだということを、やはり私たちに言っておりました。

そして、これがまたすばらしいことで、どこの企業経営者でも公共事業がないからおれの会社がつぶれちゃう、町の土建業がつぶれちゃう、こんな話を頻繁に聞くわけで、じゃあ、我々一般の仕事をしている、職業を持っている人、その人たちは町の仕事を1本ももらっていない。それでも立派に経営をしているわけですから、やはり企業努力ですよ。公共事業だけに頼っているとか、それがないとおれの会社はつぶれてしまうとか、町全体が冷え込んじゃうとか、雇用面だ、税制面だ、いろいろな理屈を言っているが、私らに言わせればへ理屈だと思うんです。町長がいつも言うとおり、企業努力で公共事業にかかわらなくても、どんどん仕事をとってきてやればいいんじゃないですか。町長は一貫してそういう姿勢をとっていますという、やはり議長と町長とが一体となって積極的な形でこれに取り組んだということがよくわかると思います。

もう一点の問題点は、やはり町からの補助金の問題ですね。町から補助金をもらっている団体に対して、町長とまたは議員が携わってはいけない。これはよく言っていました。小林議長さんはやはり商工会の理事とか、またこの倫理条例制定前には文化協会の副会長ということ、次期の会長になる予定だったと。しかし、そういうことではだめだということで、みずからが辞退した、そういう話をしておりました。

いろいろな話がありますが、これだけ長くなるとあまり読むこともないので、皆さんまた議会事務局のほうに行って読んでいただきたい。

以上、城里町において金長町長、小林宏議長、また田上総務課長、三村事務局長、非常にいいお話を聞かせていただきました。特に最初から最後まで、私たちの委員会のために町長さん、議長さんがそこにおられて、私たちの意見を聴取していただいた、これもやはり町村会の長の会長である川田町長と金長町長の関係、また町村議長会の会長である小林議長とうちの久保谷議長の関係、そういう関係の中での人とのつながりでこういうことができたのかなと、非常に感謝しております。

続いて、午後2時より2時53分まで、土浦市において研修をさせていただきました。吉田光男議員がこのときから、土浦からの研修には参加していただき、これで9名全員が集合したわけであります。

土浦市議会においては、宮本次長、大久保副参事、大塚豊係長、野口係長、議会事務局の4名が説明員として出席していただきました。

土浦市においては平成2年9月10日に、「市政の腐敗防止に関する陳情書」というものが提出されております。これがきっかけになって、この問題が討議されるようになりました。特にこの問題は共産党の議員が積極的な形で取り組んできたという、そういう経緯をお話しされております。それで、平成2年から何年にこの条例ができたのかというと、8年もかかっております。平成10年の9月29日に施行されているわけです。その中で、本当にいろいろな面での問題点を試行錯誤しながらやってきたのかなという、それでもこれが茨城県では初めての政治倫理条例であるということでもあります。

一番のポイントになったことは、やはり第3条で、「議員はもとよりその配偶者及び1親等の親族において、地方自治法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市民に疑惑の念を生じせしめないため、市工事等の契約を辞退しなければならない」。この部分ですね。この部分で1親等の部分、これを2親等まで入れるか1親等でおさめるかという部分、これが議論されたということでもあります。最終的には、地方自治法92条の2の、この趣旨を

尊重したいという部分では、議員本人の権力に処していること、親族を入れるのはどういうものかということで、1親等までということのほうに落ち着いたということでもあります。

ただ、最近では、皆さんも御存じのとおり、土浦の政務調査費の使い方とか、視察のあり方、国のほうでは政治資金の私的流用とか、議員さんの行動というのが世間のほうでは大分注目されている。そういう中で、やはり1親等でいいのかという、今は疑問がありますということでございます。

また、土浦市には私たちと同じように、政治倫理条例に対しての視察が結構頻繁にあるそうであります。常陸太田市さんが来たときに、このときは1親等の部分で、この部分に対してやはり甘いのではないかという指摘は受けた。常陸太田さんは今回18年政治倫理条例を制定なされました。それを見ますと、やはり「2親等及び同居の親族まで」を盛り込んでいる。また、直近で石岡さんにおいても2親等までと同居の親族という形で盛り込んでいるということでもあります。やはり最近新しく条例を制定される市町村においては、その辺まで盛り込むような傾向にあるのかなという、そういうことを言っておりました。

また、今年の3月に土浦市では改正案を出しております。それは、議員さんは市民の代表であるということから、税金の滞納があってはならないという判断から、政治倫理条例にその税金の部分「滞納を納付してはならない」という部分を盛り込むべきだということで、一部議員さんのほうから議長のほうに申し出があり、これが会派全体で、会派の代表者が話をされて、全会一致でこの改正がなされた。

やはり私たちは税金をもらっている、いただいているということを基本に考えれば、町税等税金を払わないのはおかしいというのは当たり前の話であります。当たり前のことが今まで条例にできていなかったということで、そういう面では、この点はやはり非常に重要な点かなと。

以上、土浦市の説明というような形で聞き、勉強をしたわけであります。

帰ってきてから、私たちは11月15日、そして22日、30日と3回の委員会を開き、問題点を整理しました。そういう中で、やはりまず税金の部分はだれもが全会一致という形の中で皆さんお話をされましたし、やはり1親等、2親等という、この問題点はやはり大きかったですね。何もまだ起きていないんだと、阿見町では何も起きていないんだ、そういう面では何も2親等までする必要はないんじゃないかと、そういう意見と、やはりあくまでも政治倫理は私たちの倫理基準であるから、強めることは当たり前だと、そういう意見、この意見がどうしても折り合わないという状況。そしてあとは、もう一点は、やはり町に対する補助、町からの補助団体に対しての議員または町長等、これの関与をやはりなくすためには、これもきちんとしていかなければならない。これはある程度皆さんの意見が一致していくところであります。

今後は、やはり委員会がコンセンサスをつくり、皆さんの意見がある程度通るような、ゼロではなく100でもなく、そういう形の中でみんなで試行錯誤しながら、この条例案をつくっていきたい。そういう思いであります。3月議会に向けて議員各位の皆さんの御協力をお願いいたしまして、私の報告といたします。ありがとうございました。

○議長（久保谷実君） 以上で常任委員会及び政治倫理条例特別委員会所管事務調査報告を終わります。

議員派遣報告

○議長（久保谷実君） 次に、日程第5、議員派遣報告を行います。

平成19年第3回定例会で決定しました議員派遣についての報告を求めます。副議長吉田光男君、登壇願います。

〔副議長吉田光男君登壇〕

○副議長（吉田光男君） おはようございます。

平成19年第3回定例会で決定されました議員派遣についての御報告を申し上げます。

平成19年11月2日に、美浦村役場において、稲敷郡町村議会議員大会があり、阿見町より議長を初め15名参加いたしました。まず、初めの宣言において、町村のあらゆる危機的状況乗り越え、真の分権型社会に向けて行動するという発言に始まり、それに基づく決議がなされました。

また、元経済企画庁長官田中秀征先生の「これからの政局について」の講演では、現在の政局の問題、イラク問題等をわかりやすく説明していただきました。また、財政再建においていかにアクセルを踏むか、ブレーキを踏むか、地方議員にとっても重要な課題があると痛感させられました。予定時間を延長して大変熱心な講演をしていただき、有意義な内容でありました。

以上、報告を終わります。

○議長（久保谷実君） 以上で議員派遣報告を終わります。

議案第80号 専決処分の承認を求めることについて（郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について）

議案第81号 専決処分の承認を求めることについて（政治倫理の確立のための阿見町長の資産等の公開に関する条例の一部改正について）

○議長（久保谷実君） 次に、日程第6、議案第80号、専決処分の承認を求めることについて（郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について）、議案第81号、専決処分の承認を求めることについて（政治倫理の確立のための阿見町長の資産等の公開に関する条例の一部改正について）、以上2件を一括議題といたします。提案者の提案

理由の説明を求めます。町長川田弘二君，登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 本日は，平成19年第4回定例会を招集しましたところ，議員各位には公私とも御多用の折にもかかわらず御出席をいただきまして，ここに定例会が開会できますことを心から感謝申し上げます。

早速であります，議案第80号及び第81号の専決処分承認を求める議案について，提案理由を申し上げます。

まず，議案第80号ですが，平成17年度に公布された郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が，平成19年10月1日に施行されることに伴い，同日に至るまでに公布・施行される関係法令の動向を踏まえた場合，当該改正を反映した関係条例を10月1日から施行するために，9月27日をもって専決処分を行ったものであります。改正内容としましては，金融機関としての郵便局の規定及び郵便貯金の名称の削除と，郵送に係る信書便に係る規定の追加が主な改正になります。

次に議案第81号であります。信託法及び証券取引法等の一部を改正する法律について施行期日が平成19年9月30日とする旨の政令が公布されたため，政治倫理の確立のための阿見町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について，9月27日をもって専決処分を行ったものであります。

以上，提案理由を申し上げましたが，慎重審議の上，承認いただきますよう，お願い申し上げます。

○議長（久保谷実君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第80号から議案第81号の2件について

ては、会議規則第39条第2項の規定により委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 御異議なしと認めさよう決定いたします。

これより討論に入ります。討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第80号から議案第81号の2件については、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 御異議なしと認めます。よって議案第80号から議案第81号の2件については、原案どおり承認することに決しました。

議案第82号 阿見町吉原東地区企業誘致条例の制定について

○議長（久保谷実君） 次に、日程第7、議案第82号、阿見吉原東地区企業誘致条例の制定についてを議題といたします。提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 議案第82号、阿見吉原東地区企業誘致条例の制定についての提案理由を申し上げます。

これは、現在、茨城県が施行者となって事業を進めております阿見吉原東地区の商業・業務施設用地内に、新たに土地を取得し大規模施設を設置する事業者に対し、土地に係る固定資産税相当額を奨励金として交付するため、新たに条例を制定するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決くださるよう

お願い申し上げます。

○議長（久保谷実君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案については、委員会の付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第82号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 御異議なしと認めさよう決定いたします。

産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る12月21日の本会議において審査の結果を報告されるよう、お願いいたします。

議案第83号 阿見町国民健康保険税条例の一部改正について

議案第84号 阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第85号 阿見町手数料徴収条例の一部改正について

議案第86号 阿見町部室設置条例等の一部改正について

○議長（久保谷実君） 次に、日程第8、議案第83号、阿見町国民健康保険税条例の一部改正について、議案第84号、阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第85号、阿見町手数料徴収条例の一部改正について、議案第86号、阿見町部室設置条例等の一部改正について、以上4件を一括議題といたします。提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 議案第83号から第86号までの条例改正について申し上げます。

まず、議案第83号、阿見町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

本案は、健康保険法等の一部を改正する法律が平成18年6月21日に公布されたことに伴い、平成20年4月より、国民健康保険税の年金からの特別徴収、いわゆる天引きですが、が実施されることから、町におきましても国民健康保険税条例の一部について改正を行うものであります。

改正の主な内容としましては、これまで国民健康保険税は、納付書による普通徴収によってのみ行われておりましたが、今回の改正により、20年4月以降は、「世帯内の国保加入者全員が、65歳以上75歳未満である場合の世帯の世帯主であり、かつ年額18万円以上の年金を受給している人」について、年金からの特別徴収を行うものであります。

ただし、天引きされる額が、介護保険料と国保税を合わせて年金受給額の半分以上を超える場合は、国保税は天引きの対象とはせず、これまでどおり納付書により納めていただくものであります。

次に、議案第84号、阿見町職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

本案は本年度の人事院勧告により、給与改定に関する取り扱いが去る10月30日に政府で閣議決定されたことに伴い、茨城県市町村課の指導に基づき、提案するものであります。

この条例改正の内容は、給与月額の変定、扶養手当の支給額の変定、期末・勤勉手当の支給月数の変定であります。

まず、職員の給与月額の変定であります、1級から3級までの若年層に限定しての引き上げであり、4月から3月までの増額分は約160万円あります。次に、扶養手当であります、子等に係る扶養手当の額を現行の

6,000円から、6,500円に500円引き上げるものであり、増額分は約130万円です。

次に、期末・勤勉手当の支給月数の改定であります。勤勉手当を0.05月分引き上げ、現行の4.45月分から4.50月に改定するもので、増額分は約640万円です。

次に、議案第85号、阿見町手数料徴収条例の一部改正についてであります。

本案は、茨城県屋外広告物条例の改正に伴い、関連する条例を改正するものです。

改正内容としましては、屋外広告物の定義の改正に伴い、種類ごとの許可手数料の金額欄中「のぼり旗」を「広告旗」に改めるものです。

次に、議案第86号、阿見町部室設置条例等の一部改正について申し上げます。

本案は、時々刻々と変化する社会経済情勢や一層の地方分権の進展、さらには不透明な三位一体改革の中、現在実施しております行政評価並びに総合計画の新たな施策づくりの経過を踏まえ、新たな行政課題や町民ニーズに迅速・的確に対応できるような組織にするために、一部見直しを行うとともに、阿見町出張所条例と統合し、題名を行政組織条例に改めるものです。

また、本の中で改める部名を引用している条例について、当該部名引用部分の改正をあわせて行うものです。

以上、提案理由を申し上げますが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保谷実君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより質疑を行います。なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。15番倉持松雄君。

○15番（倉持松雄君） 議案第84号，職員の給与に関する条例なんですけれども，この勤勉手当なんですけれども，私最初のころは，勤勉手当というのは一生懸命働いた人に勤勉手当をくれるのかと思いましたが，勤勉手当はだれにもやるんだという話でございまして，どうせだれにもやるならば，勤勉手当なんて別な計算は面倒くさいから，給料と一緒にしちゃったほうがいいんじゃないかと思うんですけれども，できないものかどうかお尋ねします。どうせ1人がもらう金額が同じなら，いいんじゃないかと思うんですが。

○議長（久保谷実君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長石井定夫君。

○総務部長（石井定夫君） お答えいたします。

それはできませんので，御了解願いたいと思います。

○議長（久保谷実君） 15番倉持松雄君。

○15番（倉持松雄君） どういうわけでできないんですか。どういうわけでできないか，その理由。

○議長（久保谷実君） 総務部長石井定夫君。

○総務部長（石井定夫君） お答えします。

今説明しましたとおり，条例で規定してありますので，そのとおりでございます。

○議長（久保谷実君） 15番倉持松雄君。

○15番（倉持松雄君） 条例で決まってっからって，本人がもらう金額が同じなら，別に構わないんだろうと思うんですが。条例改正しちゃったほうが手間省けるんじゃないかと思うんですけれども，条例改正する手間と，計算の手間で，どちらが高いものにつくか，お尋ねします。

○議長（久保谷実君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長石井定夫君。

○総務部長（石井定夫君） お答えします。

これは人事院勧告とか、地方公務員法の中で決まっておりますので、そのとおり実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（久保谷実君） 15番倉持松雄君。

○15番（倉持松雄君） 上のほうで決まってっからって、別に阿見は阿見で自治体をやっているんですから、阿見には阿見の町長がいるんですから、人のまねをしなくたって別にいいんじゃないかと思うんですが。どういうわけで、九官鳥じゃないから、まねする必要はないと思うんですが。

私がさっき聞いたのは、どっちが手間がかからないかということを知っているんですけれども、手間がかからないで簡単に給料を計算できるほうがいいと思うんですけれども。ただ、条例で決まっているとかそんな問題じゃなくて、それはどうなんですか。

○議長（久保谷実君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長石井定夫君。

○総務部長（石井定夫君） 時間的なことということになりますけれども、今、電算で全部処理していますので、手間についてはどちらを使っても、時間的な変化はありません。

○議長（久保谷実君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第83号から議案第86号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 御異議なしと認めさよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る12月21日の本会議におい

て審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第 87 号 平成 19 年度阿見町一般会計補正予算（第 3 号）

議案第 88 号 平成 19 年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 89 号 平成 19 年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 90 号 平成 19 年度阿見町老人保健特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 91 号 平成 19 年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 92 号 平成 19 年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 93 号 平成 19 年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 94 号 平成 19 年度阿見町水道事業会計補正予算（第 2 号）

○議長（久保谷実君） 次に、日程第 9，議案第 87 号，平成 19 年度阿見町一般会計補正予算（第 3 号），議案第 88 号，平成 19 年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号），議案第 89 号，平成 19 年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号），議案第 90 号，平成 19 年度阿見町老人保健特別会計補正予算（第 2 号），議案第 91 号，平成 19 年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号），議案第 92 号，平成 19 年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号），議案第 93 号，平成 19 年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第 2 号），議案第 94 号，平成 19 年度阿見町水道事業会計補正予算（第 2 号），以上 8 件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君，登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 議案第87号から第94号までの補正予算案について提案理由を申し上げます。

まず，議案第87号，一般会計補正予算から申し上げます。

本案は，既定の予算額に857万4,000円を追加し，歳入歳出それぞれ124億9,161万2,000円とするものであります。

2ページの第1表，歳入歳出予算補正について，歳入からその主なものを申し上げます。

第15款国庫支出金では，障害者自立支援法施行に伴い，補装具給付費負担金，障害者訓練等給付費負担金及び障害者介護給付費補助金を皆減し，障害者自立支援給付費負担金として新規に計上する組み替えを行うほか，配分額の増に伴い，まちづくり交付金を増額するものであります。

第16款県支出金では，国庫支出金同様に，障害者自立支援法施行に伴う組み替えを行うものであります。

第19款繰入金では，財源を調整するため財政調整基金繰入金を減額。

第21款諸収入では，国庫補助金配分額の増に伴い，荒川本郷地区都市再生機構負担金を減額。

第22款町債では，国庫補助金配分額の増に伴い，都市計画街路整備事業債を減額するものであります。

次に，3ページからの歳出について申し上げます。

第1款議会費から第9款教育費まで，議案第84号で提案しました「阿見町職員の給与に関する条例の一部改正」に伴う職員給与関係経費の補正を行うほか，第2款総務費では，一般管理費で臨時職員雇用費の社会保険料及び一般事務賃金を増額する一方，諸費で集会施設整備事業の新築事業補助金を皆減するものであります。

第3款民生費では，社会福祉総務費で介護保険特別会計繰出金の介護給

付費繰出金を減額する一方、児童措置費で児童手当支給事業の児童手当、児童館費で放課後児童健全育成事業の指導員賃金を増額。

第4款衛生費では、塵芥処理費で霞クリーンセンター運営費の粗大ごみ処理施設運転管理委託料を減額するものであります。

第7款土木費では、街路事業費で荒川本郷地区都市計画街路整備事業の道路工事を増額する一方、土地区画整理費で本郷第一土地区画整理事業特別会計繰出金を減額するものであります。

次に、5ページの第2表、債務負担行為補正について申し上げます。

維持管理委託料、業務委託料、電算システムなどの業務等が平成20年4月から円滑に進められるよう、3月までに入札等を執行し、契約を締結するため、債務負担行為の期間と限度額を追加設定するものであります。

6ページの第3表、地方債補正につきましては、国庫補助金の増に伴い限度額を変更するものであります。

次に、議案第88号、国民健康保険特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額に1億4,095万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ46億1,799万7,000円とするものであります。

その主な内容としましては、一般会計と同じく条例改正に伴う職員給与関係経費の増額を行うほか、退職被保険者等療養給付費及び平成18年度療養給付費等国庫負担金の実績精算に伴う返還金を増額、納付額確定に伴う老人保健医療費拠出金及び介護納付金を減額するもので、その財源として一般会計繰入金及び前年度繰越金を増額するものであります。

3ページの第2表、債務負担行為補正につきましては、業務委託料ほか1件について、期間と限度額を追加設定するものであります。

次に、議案第89号、公共下水道事業特別会計補正予算についてであります。

本案は、既定の予算額に22万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ27億

3,357万7,000円とするものであります。

その内容としましては、一般会計と同じく条例改正に伴う職員給与関係経費の増額を行うもので、その財源として一般会計繰入金を増額するものであります。

3ページの第2表、債務負担行為につきましては、維持管理委託料ほか2件について、期間と限度額を設定するものであります。

次に議案第90号、老人保健特別会計補正予算についてであります。

本案は、既定の予算額に284万円を追加し、歳入歳出それぞれ28億5,796万円とするものであります。

その内容としましては、高額医療費支給費を増額するもので、その財源として前年度繰越金を増額するものであります。

次に、議案第91号、土地区画整理事業特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額に554万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ10億3,481万8,000円とするものであります。

その主な内容としましては、本郷第一土地区画整理事業において、一般会計と同じく条例改正に伴う職員給与関係経費の増額を行うほか、関連公共事業の整地等工事を増額するもので、その財源として前年度繰越金及び事業債を増額するものであります。

3ページの第2表、債務負担行為につきましては、警備委託料について、期間と限度額を設定するものであります。

第3表、地方債補正につきましては、事業費の増により限度額を変更するものであります。

次に、議案第92号、農業集落排水事業特別会計補正予算についてであります。

本案は、既定の予算額に9万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ6億2,308万1,000円とするものであります。

その内容としましては、一般会計と同じく条例改正に伴う職員給与関係経費の増額を行うほか、実穀上長地区事業において消耗品費を減額、測量設計管理委託料を増額するもので、その財源として一般会計繰入金を増額するものであります。

3 ページの第 2 表、債務負担行為につきましては、維持管理委託料ほか 1 件について、期間と限度額を設定するものであります。

次に、議案第 93 号、介護保険特別会計補正予算についてであります。

本案は、既定の予算額から 1,790 万 1,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 18 億 8,435 万 7,000 円とするものであります。

その主な内容としましては、歳入では、保険給付費の減に伴い県支出金及び支払い基金交付金、並びに一般会計繰入金の法定負担分を減額するほか、事務費等一般会計繰入金を増額、財源調整のため介護給付費準備基金繰入金を減額するものであります。

歳出では、一般会計と同じく条例改正に伴う職員給与関係経費の補正を行うほか、地域密着型介護サービス給付費及び居宅介護サービス計画給付費を減額する一方、平成 18 年度地域支援事業支援交付金の実績精算に伴う返還金を増額するものであります。

3 ページの第 2 表、債務負担行為につきましては、業務委託料ほか 1 件について、期間と限度額を設定するものであります。

次に、議案第 94 号、水道事業会計補正予算について申し上げます。

本案は、水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的收入及び支出について、それぞれ 27 万 4,000 円を増額するものであります。

その内容としましては、一般会計と同じく条例改正に伴う職員手当及び法定福利費を増額するものであります。

第 7 条の債務負担行為につきましては、配水場施設運転管理業務ほか 17 件について、期間と限度額を設定するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきます

ようお願い申し上げます。

○議長（久保谷実君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。質疑を許します。

21番細田正幸君。

○21番（細田正幸君） 議案第87号の平成19年度阿見町一般会計補正予算で、2点について質問いたします。

1点目は、12ページで総務費の中の集会施設整備費654万8,000円が減額されております。これは何か工事をやらなかったのかなと思うんですけども、その理由を説明してください。

あともう一つは、21ページの衛生費、塵芥処理費で、委託料ですね。霞クリーンセンター運営費の焼却炉運転委託料737万1,000円、それから粗大ごみ処理施設運転管理委託料1,039万5,000円が減額されております。焼却施設については特別委員会でも、ほかの焼却施設と比較して、阿見は割と運転管理料が高かったという結果があったわけですけども、それとの関連で減らしたのか、どういう理由で減ったのか。いいことだというふうに思うんですけども、その内容を教えてもらいたい。

以上、2点です。

○議長（久保谷実君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長石井定夫君。

○総務部長（石井定夫君） それではお答えします。

集会施設整備事業の中の700万の減額になりますが、これは一区地区の集会施設が平成20年度に延期されたために皆減したものでございます。

以上でございます。

○議長（久保谷実君） 経済建設部長坪田匡弘君。

○経済建設部長（坪田匡弘君） 塵芥処理費の霞クリーンセンター運営費の減額について、お答えをいたします。こちらの委託料のほうはですね、

当初予算と契約のほうの差金で減額でございます。契約のほうは、19年度は随意契約をしております、その契約の差金ということになります。

それで今後の考え方なんですけれども、議会のほうの行革特別委員会のほうでも御提言いただいて、町のほうで回答をしているところなんですけれども、20年度からは指名競争入札を導入するということで、今準備を進めております。

○議長（久保谷実君） ほかに質疑ありませんか。

9 番千葉繁君。

○9 番（千葉繁君） 細田議員の2 番目の質問の続きになりますけれども、21ページの塵芥処理費なんですけれども、これはかなり大きな削減になっています。1,776万6,000円という業務委託料の減額ですけれども、内容については契約差金というようなことで伺いましたけれども、最初の契約と事業内容が変わったとか、これだけの減額が出ているので、内容については最初の契約と同じと、そういう見方でよろしいかどうか確認したいと思っておりますけれども、お願いします。

○議長（久保谷実君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。経済建設部長坪田匡弘君。

○経済建設部長（坪田匡弘君） お答えをいたします。

今年度、19年度については、当初の契約の予定どおりに契約しております。

○議長（久保谷実君） ほかに質疑はありませんか。

13番天田富司男君。

○13 番（天田富司男君） 債務負担行為の補正のほうで、業務委託料が3 億5,349万2,000円ということ、5 ページですね。平成20年度の業務を円滑にやるための債務負担行為をここで、補正でやるということですが、これは契約としてね、大きい業者上位から5 社ぐらい、どういう業務なのか。

あと、これは随契が結構多いのかな。随契の問題も答弁していただきたい

いと思います。随契があるのかないのか。あれば何社ぐらいあるのか。

○議長（久保谷実君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長石井定夫君。

○総務部長（石井定夫君） お答えします。

債務負担行為の中の業務委託料 3 億 5,000 万についての説明かと思いますが、これにつきましては、数的に大きくなりますのが今、経済建設部長が説明しましたごみ収集委託料、それから焼却炉・粗大ごみ運搬委託料、それから資源ごみ回収業務ということで、これが債務負担行為の中で大きな数字ということになります。当然、今説明しましたとおり、指名ということで、平成 20 年度はそういうことで行く予定であります。

以上でございます。

○議長（久保谷実君） 13 番。

○13 番（天田富司男君） 随契のほうは、この業務のあれで随契があるのかないのか。

○総務部長（石井定夫君） この業務委託料につきましては、全部で 34 件の予算をすることになります。その中では当然指名、そして随意契約ということもあるかと思いますが。そういう方法になるかと思いますが。

○議長（久保谷実君） 13 番天田富司男君。

○13 番（天田富司男君） あるかと思いますがなくて、随契はどういうものがあるのかという……、それを尋ねている。

○議長（久保谷実君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長石井定夫君。

○総務部長（石井定夫君） 細かく現在、ちょっとわからないのですけれども、例えば企画課におきましては、公共交通計画策定事業。この中で、公共交通計画策定委託料というのが出てきます。これが特命随契ということになります。それから、例えば介護雇用者の維持管理でバス運搬委託料が出てきますが、これも特命随契ということになります。それから、指名

におきましては、霞クリーンセンターでダイオキシン測定委託料。こういうのは指名入札ということになりまして、特命随契，それから随意契約，指名競争という３段階に分かれていくことになります。

以上でございます。

○議長（久保谷実君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第87号から議案第94号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。各常任委員会では付託案件を審査の上、来る12月21日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

散会の宣告

○議長（久保谷実君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時34分散会

第 2 号

[12 月 12 日]

平成19年第4回阿見町議会定例会会議録（第2号）

平成19年12月12日（第2日）

○出席議員

1 番	久保谷	実 君
2 番	柴 原	成 一 君
3 番	浅 野	栄 子 君
4 番	難 波	千香子 君
5 番	紙 井	和 美 君
6 番	青 山	正 一 君
7 番	石 井	早 苗 君
8 番	藤 井	孝 幸 君
9 番	千 葉	繁 君
11 番	吉 田	憲 市 君
12 番	滝 本	重 貞 君
13 番	天 田	富司男 君
14 番	小松沢	秀 幸 君
15 番	倉 持	松 雄 君
18 番	佐 藤	幸 明 君
19 番	諏訪原	実 君
20 番	荻 島	光 明 君
21 番	細 田	正 幸 君
22 番	岡 崎	明 君

○欠席議員

10 番	吉 田	光 男 君
------	-----	-------

16番 大野孝志君

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	川田弘二君
副町	長	大崎誠君
教 育	長	大崎治美君
消 防	長	木鉛章君
町長公室	長	糸賀富士夫君
総務部	長	石井定夫君
民生部	長	瀬尾房雄君
経済建設部	長	坪田匡弘君
都市開発部	長	渡辺清一君
教育次長兼 中学校教育課	長	松本功志君
総務課	長	湯原恒夫君
企画課	長	川村忠男君
財政課	長	篠原尚彦君
児童福祉課	長	大越智恵子君
国保年金課	長	野口静男君
健康づくり課	長	大崎匠君
障害福祉課	長	大塚康夫君
商工観光課	長	木内良夫君
都市計画課	長	浅野耕一君
指導室	長	石井直人君
生涯学習課	長	宮本寛則君
副参事兼予科練平和 記念館整備推進室	長	湯原幸徳君

○議会事務局出席者

事	務	局	長	栗	原	繁	樹
書			記	山	崎	貴	之

平成19年第4回阿見町議会定例会

議事日程第2号

平成19年12月12日 午前10時開議

日程第1 一般質問

一般質問通告事項一覧

平成19年第4回定例会

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 藤井 孝幸	1. 障害者福祉の現状について	町 長
2. 細田 正幸	1. 問題の多い後期高齢者医療制度の 4月実施中止を	町 長
3. 石井 早苗	1. 阿見町男女共同参画プランの推 進・進捗について 2. 女性が安心して子供を産み育てて いける環境づくり	町 長 教 育 長 町 長
4. 紙井 和美	1. 放課後子どもプランについて 2. 5歳児検診の推進について	町 長
5. 浅野 栄子	1. 健全な子どもの成長を阻むもの について 2. 小学校英語必修化にむけての対応 について	町 長 教 育 長
6. 吉田 憲市	1. 予科練平和記念館に通ずる道路整 備計画について	町 長

午前１０時００分開議

○議長（久保谷実君） おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了解願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（久保谷実君） 日程第１，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を１時間、再質問の回数を２回いたしますので、御協力のほどお願いいたします。

初めに、８番藤井孝幸君の質問を許します。登壇願います。

〔８番藤井孝幸君登壇〕

○８番（藤井孝幸君） おはようございます。通告に従い質問をいたします。

私は、本年の６月に、阿見町は障害者にとって優しい町でしょうかどうかということをお尋ねをいたしました。その結果、決して障害者にとっては優しい町とは言えないということ、私自身、理解をいたしました。町の実態調査に出ているように、例えば役場、公民館等、公共施設の窓口、カウンターの高さ、また大型スーパーなどでの障害者への配慮不足、そして町内での危険箇所などが挙げられます。また、教育機関、つまり学校においては、生徒の受け入れ態勢ができていない。一部ありますけれども、入学する生徒がいれば、急遽、工事をして受け入れるという、いつでもどうぞという態勢は調ってはおりません。

参考までに、平成10年、障害者の健康と地域ケアに関する実態調査、それから11年、障害者に視点を当てた環境調査を町は実施をしています。その調査の結果、まとめの部分で、これは調査をした、その結果を見て分析をしたものですが、阿見町では、障害者の要望や必要性について、後手に回って対応していることが予測される。また障害者に配慮していない多くの施設は、利用する障害者がいないと理由を挙げています。この考えは間違いで、利用する障害者がいないではなく、利用する障害者がいるかもしれない、また利用したい障害者がいるかもしれないという発想に変わることが望まれると、こういうふうに障害者の実態調査の中で分析をしています。

調査年次は古いかもしれませんが、その当時から改善された形跡はあまり見られません。決して障害者にとって優しい町とはいいがたい多くの課題を残しています。

また、町の各種施策を評価、ランクづけした結果がございます。これは12月の3日に全協で配付された資料の中身ですが、第5次総合計画の後期計画をつくるための基礎資料として、前期計画の各種施策事業項目を、町民の意識調査という形で調査をしています。

この評価中、障害者関係で、みんなで支える優しいまちづくり、これは町がそういうふうに標榜しておりますから、で、その障害者保険、福祉の項目で、その評価は、A B C Dの中のCランクでございます。ちなみに高齢者の部分は、高齢者福祉の部分はBランクでございます。

いま一つ分析結果を紹介しますと、各種町の施策に対する満足度と重要度の回答から、施策に対するニーズを分析しております、同じ調査ですけれども。そのポートフォリオ分析と言うらしいんですが、この難しい言葉はわかりませんが、その分析の結果、障害者保健福祉は、改善策検討の項目の中に入っています。要は、改善する必要あり、今まではだめだよ、改善する必要がありますよという項目に入っておるわけでございます。こ

れは最近調査したものです。

このように、古いアンケートからも、また最近調査したアンケート調査からも、阿見町は障害者福祉のおくれが結果としてあらわれているわけでございます。

そもそも障害者の福祉施策は、過去、政府も、国会議員も、真剣に取り組んでこなかったし、都道府県、市町村も、高齢者に比べ、サービスの種類などが少なく、サービスを利用する側にとっては極めて不利益、不都合なことが多いように思えます。

昨年、支援制度により、介護保険と類似したような制度の導入を政府はいたしました。これも障害者にとっては容認できる制度とは言えません。負担も多く、障害者がますます家の中に閉じこもるような施策となっております。

ノーマライゼーションの理念、つまり障害のある人が障害のない人と同じように暮らし、ともに生き生きと暮らすという思想にはまだまだほど遠いものがあり、国も、県も、市町村も、まだまだやるべきことは数多く残っております。そして、障害者支援費制度が導入されてわずか1年足らずで、もう既に見直しの声が一部与野党から挙がっております。それだけ荒っぽい、お粗末な制度であると言わざるを得ません。

阿見町においては、高齢者福祉については、入庁以来、長く福祉に携わっていた職員が存在をしておりました。そのため、近隣市町村に比べ、高齢者福祉については勝るとも劣らない福祉サービスのメニューが整備されています。が、こと障害者関係になりますと、担当者は次々かわりますし、専門的に取り組んできた職員も少なく、やっと支援費制度導入に基づき障害福祉課が新設されたわけで、障害者福祉のおくれは歴然としております。

阿見町も障害者福祉を、宮崎流じゃないんですけれども、どげんかせんといかんと、こういうことで、阿見町も各種計画を作成はしております。つまり、障害者福祉に関する計画が阿見町には3つあります、大きくです

ね。

まずその1つに、障害者関係、阿見町第5次総合計画、それから2つ目に、阿見町障害者基本計画、これは俗に言う「あみ・あい・プラン」です。さらに阿見町障害者福祉計画、この3つの計画があります。その中で、表現は少しずつ違いますが、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害者が住みなれた地域や家庭で生きがいのある生活を営めるよう福祉サービスを充実し、社会的自立の支援を進めていきますというふうに明記をしております。

そこでお尋ねをいたします。大きく大項目が2つあります。その1つは、障害者サービスの現状はどうなっているのか。2つ目の大項目は、障害者の雇用、つまり就労支援の状況はどうなっているのか。

まずその第1項目の第1項の障害者サービスの現状の中で、まず1つ、現在、阿見町で障害者のニーズに対応できていないサービスメニューは何か。障害者が望むのに対応できていないメニューは何か、サービスは何かということです。

2つ目に、国の障害者関係の制度が目まぐるしく変化する中、阿見町として、中長期的施策または事業展開はどのように考えているのか。

次に、大項目の2番目の質問ですが、障害者の雇用状況についてであります。阿見町での障害者雇用の実態はどうなっているのでしょうか。例えば阿見町役場及び町内企業が雇用している人員数は何人ぐらいいるのか。法定雇用率は満たされているのでしょうか。それが1点です。

第2点目は、雇用の現状を踏まえ、行政として十分対応できていると思うかどうか。ほかにやるべき、または改善すべきことはないでしょうか。こういうことを私はお尋ねをいたします。

以上で終わります。

○議長（久保谷実君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 藤井議員の御質問にお答えします。

1点目の障害者サービスの現状のうち、阿見町で障害者のニーズに対応できていないサービスメニューは何かという点についてであります。

まず初めに、阿見町の障害福祉サービスの現状について申し上げます。障害福祉サービスは、議員もよく御存じのとおり、障害者自立支援法に基づいて支給しております。サービスの種類としては、ホームヘルパーの派遣や、生活介護等の介護給付、生活訓練や就労のための訓練等の訓練等給付、身体障害者・精神障害者の医療給付、身体の障害を補う補装具の支給等を行っております。

また地域生活支援事業として、ガイドヘルパーや手話通訳者の派遣、日常生活用具の給付、創作活動や訓練の場としての地域活動支援センター事業等のサービスを実施しております。そのほかに住宅リフォームや、知的障害者児の居場所が探索できるようにGPS装置の貸与事業、身体障害者手帳取得時の負担を軽減するための診断書料助成等を実施している状況であります。

阿見町では、支援費制度以降、生涯福祉サービスの充実に努めてきましたが、そうした中、障害者や障害者の御家族の方から要望が多いのが、児童デイサービスの開設と地域活動支援センターの拡充であります。

障害児の日常生活の動作や集団生活の適応訓練を行う児童デイサービスについては、現在、介護給付のひとつとして支給しており、利用者は、町からの支給決定を受けて事業所と契約を結び、サービスを受けることとなりますが、当町にはこのサービスを実施している事業所がないことから、土浦市、つくば市、牛久市の事業所を利用しているのが現状であります。

現在、4名の児童が利用しておりますが、これらは市直営の事業所であるため、利用者の受け入れについては市内の人が優先となっている状況であります。このため、市外の利用者の受け入れ枠の割合が少なく、待機者

がいる場合は、なかなか市外の人には順番が回ってこないのが現状であります。このことから、児童の保護者から、町の児童デイサービス事業所の開設が望まれております。

地域活動支援センターは、従来実施していた障害者デイサービスと福祉作業所を一体化した地域活動支援センター事業を実施しており、この中で障害者デイサービス部門については利用者も多く、将来的にも、このサービス受給を希望される方は多いことから、事業所の拡充が望まれております。

しかし、町総合保健福祉会館では、現在、保健予防事業、介護予防事業や、健康づくり事業等、数々の事業を実施しており、会館内では、児童デイサービスの新設や地域活動支援センター拡充の場所はない状況であります。また、この児童デイサービスを開始するには、障害児に精通した専門職などの確保が必要となります。このように、この事業の実施に向けた問題点は多く、早急に実施することは非常に困難な現状にあります。

しかしながら、町としましては、これらの障害児の療育並びに居場所づくりの必要性につきましては認識しておりますので、町民の希望にこたえるべく、現在実施している近隣市町村の事業所における運営方法等の調査や、町事業所の設置場所の選定、並びに利用希望者等と意見を交換しながら検討してまいりたいと考えております。

2点目の、中期的な施策または事業展開についてであります。議員御指摘のとおり、障害者福祉制度は目まぐるしく変化している実態があります。措置制度から始まった障害者福祉制度は、平成15年度に支援費制度に改変され、また平成18年度に自立支援制度に改変されました。この自立支援制度も、多くの批判により、緊急に経過緩和措置が盛り込まれたり、現在も政府与党において障害者自立支援法の見直しが進められているなど、障害者をめぐる制度は、当面、安定しないものと考えられます。

こうした状況の中で、これまで阿見町としましては、国の動向を踏まえ

ながら、障害福祉サービス水準の向上に努めるとともに、阿見町障害者基本計画に基づいて、施策の展開を図ってきております。しかしながら、中長期的な施策については必ずしも十分でないものがあるため、今後、それらが充足できる事業の展開を図ってまいりたいと考えております。

次に、障害者の雇用状況についてであります。1点目の、阿見町での障害者雇用の実態についてであります。阿見町役場では5名の職員を雇用しており、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく実雇用率としては2.96%で、地方公共団体の法定雇用率2.1%をクリアしている数となっております。今後、同法の基本的理念を尊重し、さらなる雇用促進を図ってまいりたいと考えております。

次に、町内企業の雇用状況についてであります。民間企業の法定雇用率は1.8%以上にすることとされておりますが、ハローワーク土浦の管内、土浦市、つくば市、かすみがうら市、阿見町の、こういう広い範囲であります。この管内での平成19年6月1日現在の雇用者数としましては、管内に本社を置く社員56名以上の企業に限るという条件つきであります。157企業において531名であり、実雇用率は1.37%となっております。

残念ながら、この市町村ごとの雇用状況というものは集計されていない、市町村ごとのものはわからないということでもあります。なお、同様に実雇用率の全国平均につきましては1.55%、県平均は1.54%と、いずれにおきましても法定雇用率を下回っている現状があります。

2点目の、現状で、行政として十分対応しているのかという点についてであります。現在、障害者の雇用促進については、町及び近隣市町村、商工会、学校、企業等によって構成される土浦地区雇用対策協議会と、ハローワーク土浦が、障害者と企業の就職面接会を年2回実施しております。またハローワークにおきましては、障害者の職業相談、職業紹介、並びに事業所に対する各種相談や援助等の雇用対策を随時行っている状況であります。

そのほか、独立行政法人高齢障害者雇用支援機構の茨城障害者職業センターでは、適正な作業種類の検討を行う職業準備支援や、就職後の職場定着のための、職場のルールや仕事の手順、方法等の指導、通勤の支援等のためのジョブコーチ支援事業を行い、障害者の雇用促進を図っております。

また、障害者の就労のための支援事業としまして、町としては、障害者が就労に結びつくための訓練を通し、必要な助言や指導を行っている茨城県南部障害者雇用支援センターへの補助や、一般就労を希望し、知識や能力の向上を図るために訓練施設を利用している障害者の方に対する支援など、障害者自立支援法の制度に基づき、就労のための障害福祉サービスを実施しております。

実態としてはこういう状況であります、阿見町には数多くの企業が立地しておりますので、今後、これらの企業に対しまして、定期的に開催しております雇用に関する懇談会等の場を通し、障害者の雇用についてお願い、要請をしまいたいと考えております。

○議長（久保谷実君） 8番藤井孝幸君。

○8番（藤井孝幸君） まず質問の1つはですね、第1項目の、ニーズに対応できていないサービスはどんだけ何があるのかということで、障害者デイサービスと地域支援事業の利用者、福祉作業所とですね、障害者デイの利用者が多くて、それを拡大ができていないと。利用者が多くて、利用者に応じていないという、この2つしか挙げておりませんが、1つ質問いたします。阿見町の障害者、重度の障害者に対して、24時間の、24時間とは言いません、せいぜい夜中の9時ぐらいまでのサービスができていますか。まずそれが1つ。先ほど2つしか挙げていないんですよ。今の私の言ったことは対応できているんですか、できていないんですか、それが1つ。

それと、平成12年に制度が、障害者の基本計画、「あみ・あい・プラン」という、この障害者計画ですね、これが1回ぐらい福祉推進会議であ

りますが、障害者基本計画推進会議というのがありまして、過去3年、会議を開いて、いろんなできていない状態をずっと挙げているんですよね。それで、障害、その福祉計画を見直したことがあるかないかですね。これが2つ目です。

それと3つ目はですね、先ほど雇用促進で、法定雇用率は、役場は2.96ということで、十分に法定雇用率はクリアはしておりますが、教育委員会の、教育長に質問いたしますが、教育委員会の範疇での雇用率はどういうふうになっているのかですね。

それでもう一つはですね、現在、障害者の中で、就労を希望している人は何人いるか。就労を希望している人。それと、過去、どのように、今まで十分に対応できているのかいないのかというふうな質問をいたしましたら、県の雇用促進何とかで、いろんな会議に出ているというふうなお話もございましたけれども、阿見町自身で、就労を希望している人に対してどのようなアクションを起こしたかと、こういうことを、この3点を、1つ教育委員会を入れますと4点ありますけれども、お尋ねをいたします。

○議長（久保谷実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長瀬尾房雄君。

○民生部長（瀬尾房雄君） それではお答えいたします。

1点目のですね、重度障害者に対する、24時間とは言わないまでも、ある程度の時間のサービスができていないのかということですが、金銭的な支援にとどまっているというのが現状だと思います。議員御指摘のように、障害、児童障害のほうもそうですけれども、そういう施設がないということで、そういう面では、できていないと言った方がいいかなと思います。金銭的、利用者に対する金銭支援だけになっていると思います。

それと2点目の、平成12年度制定された福祉計画ですけれども、障害基本計画に基づいた後の福祉計画の見直しということですが、19年の3月ですか、に見直しを一度しております。

4点目の、就労希望者というか、それに対する支援ということですが、私の記憶というか、で申しわけないんですけども、地方公共団体がですね、無料の事業所紹介をする場合には、厚生労働大臣の許可を得なくちゃならないというような法があると思うんですが、そういう意味で、そういう許可をとっておりませんので、直接の支援はしていないということになります。

以上です。

○議長（久保谷実君） 民生部長瀬尾房雄君。

○民生部長（瀬尾房雄君） それとですね、済みません、1点漏れました。就労の希望者の人数については、ちょっと把握してございません。

以上です。

○議長（久保谷実君） 教育次長松本功志君。

○教育次長（松本功志君） 教育委員会部局の法定雇用率の関係での御質問でございます。御案内のように、教育委員会の町職員と言われる者は、いわゆる教育委員会の学校教育課とか、生涯学習課、出先の公民館とか、で、学校については、学校の先生方は町の職員ではありませんので、それは含めませんけれども、今、申し上げた教育委員会の職員の関係での雇用率は1.79%というのが現状でございます。

○議長（久保谷実君） 8番藤井孝幸君。

○8番（藤井孝幸君） まず1つの重度障害者の支援の態勢ですが、これね、お金を出すのはもう当たり前、決まっているんだから、何割、1割とか、当たり前なんですよ。それで私が言っているのは、阿見町でそういう希望者が、私、2時間置きに来てください、4時間置きに来てください、夜中の9時ぐらいまでなら来てくださいという、そういう事業所はないのであれば、先ほどの阿見町に不足しているサービスはないのかって、そこでお答えいただかないと、それは掌握をしていないということなんですよ。

それはね、ちゃんといろんなサービスをやっていますけれども、一つ一

つチェックして、これはできていない、これはできているというふうな作業をしないと、やっていることだけぱっとやって、あとは挙げていないとなると、私が言わざるを得ないわけですよ。だから、障害者というのは阿見町におるんですから、現実には、そして24時間態勢とまでは言わなくても、望んでいるんですから、それをやるということが町の姿勢なんじゃないんですか。

で、ちゃんと、ここの障害者の基本計画、それからもう一つは阿見町の障害者福祉計画、それに大きく大もとは第5次総合計画に、理念として、基本方針として書いているじゃないですか。何と書いているかといいますと、理念は、支え合って安心して暮らせる阿見町をつくるということで、その中でですね、基本方針に3つあって、重点目標も3つあって、福祉施設入所者地域生活移行、福祉施設に入所している人は地域に戻ってくることを支援しますよ、それから入院中の精神障害者に対しても、地域に帰ってきて支援しますよと。それから福祉施設から、一般福祉施設に入っている人は、一般就労に移行することを支援しますよというふうに書いているわけですよ。それを書いているながら、その態勢が調っていないということなんですよ。

だから、これは早急に……、だって、やる事業所があるんだから。一般の事業所はですね、同じヘルパー派遣でも、一般の事業所はできないんですよ。何でか、金にならないし、資格も要るから。だけど、現実に行っているところは、阿見町に1カ所しかないんですよ。その1カ所を、もう少し事業を拡大をしてやるという方法はあるでしょう。それがあるのかなのか、まずそれを答えてください。

それとですね、計画の見直し、19年の3月にしているというのは、何か部長、勘違いしているんじゃないですか。19年の3月というのはこれのことじゃないですか。私の言っているのは、この阿見町の「あみ・あい・プラン」を言っているんですよ。これは障害者自立支援法に基づく、つくれ

って言ったからつくっているんですよ。みんな義務でつくっているんです。

だけどこれは、もちろん古い厚労省の基本的な計画はあるんですけども、これを12年につくって、逐次見直しをしますというふうに書いているわけ。それで、しかもやっていない障害者福祉サービスというのがたくさんあるんですよ。それに応じるために、これは見直しますよというふうに書いているわけ。だけど1回も見直していないという。これもまた不十分なところなんですよ。

で、これは余談ですけども、計画を立てて、見直すという作業というのは当然なんですよ。これは防災計画も同じ。平成8年にできて、いまだに1回も見直していない、防災会議もやっていないという、そういうのと同じたぐいなんですよ。だから私はそれを危惧しているんです。

やっぱり日進月歩、福祉サービスというのは変わっていくので、それなりの対応をしていかないと、ただ推進会議を開いて、こちらが話をして、いろんな問題が出てきたといって、それで終わり。どう次に生かそうかという作業がされていないということです。ぜひ、必要性があるんだったら、見直すことを望みます。

それとですね、就労支援は把握をしていないというお話でしたよね。ちょっと民生部長、申しわけないんだけど、これに就労の見込み数って書いているんですよ。読みましたか、これ。35ページに、就労移行支援110人、就労継続支援A型、B型、110人、110人というふうに、これだけ把握しているじゃないですか、これ19年度ですよ。私はこれを、この人たちをどう就労支援するかということをお尋ねしているんですよ。

だって、この3つの計画でも、就労を促進します、いろんなハローワークと連携をして就労支援を行いますと書いているんだもん。じゃあ、その、今の24時間の、24時間じゃなくてもせいぜい9時までのヘルパーがどうするかということと、それからハローワークとかと連携をとって、ハローワーク、近隣企業、連携をとって、どれだけ就労のためにアクションを起こ

したかということがもう一つですね。

それからもう一つはですね、雇用促進で教育委員会の話なんですが、教育委員会は1.79%と言いましたね。これね、教育委員会は2.2%なんですよ、法定雇用率は。それで茨城県からも、国の厚生労働省からも、茨城県に対して、教育委員会関係で37の都道府県が法定雇用率を満たしていないから、満たせというふうに言っているんですよ。

それで、ちょっと意地悪な、私、質問をしたんですけれども、阿見町ではですね、特例なんです。特例で認定されて、厚生労働省から認定をされて、教育委員会関係の就労者と役場の就労者は一緒にして法定雇用率を達成してもいいですよというふうに……、その事実、知らなかったですね。いいですよというふうになっているんですよ。で、教育委員会関係、町の行政関係で2.1%を達成すればいいですよというふうになっているんですね。

だから、阿見町は十分障害者には達成しているわけです。ただ、十分というものの、教育委員会そのものはまだ達していないことなんですね、一緒くたにされているとはいうものの。だから、これはぜひ達成してほしいと私は思います。

以上、2つの質問にお答えください。

○議長（久保谷実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長瀬尾房雄君。

○民生部長（瀬尾房雄君） お答えいたします。

先ほどですね、失礼しました、障害計画のほう、19年度と申し上げましたけれども、基本計画のほうはですね、21年度の見直しの予定に、今現在、なっております。

それと1点目のですね、9時云々の話ですけれども、そういう事業所等とですね、協議しながら、受け入れ態勢等の協議をしながら進めていきたいというふうに考えております。

それとハローワーク関係ですけれども、昨年ですね、19年の11月現在で、

障害者の雇用支援センター等を利用した方が全体で185名ほどおります。これは入所したということで、そのうちに、いわゆる卒業退所ですね、やったのが175名、そのうちの135名が就職できた。これはハローワークですけれども、阿見町としては、そのうちの18名の方が入所、16名が卒業退所、13名の方が就職したというような成果も出ております。そのように、いろいろの場所ですね、お願いなり、協力依頼をしているというのが現状でございます。

以上です。

○議長（久保谷実君） 8番藤井孝幸君。

○8番（藤井孝幸君） 障害者ですね、ホームヘルパー派遣、日常生活支援ですね、これは私も相談を受けてですね、阿見町にはそういうことがないと、よその市町さんから入れているんですよ、サービスを。そうすると、いろんな距離的な関係とか、そんなので、機敏に対応してくれないんですよ、事業所が。その事業所がつぶれるから、その事業所がつぶれるんじゃないくて、事業を閉鎖するから、ほかの事業所を紹介してくれというふうに言われたんですが、残念ながら阿見町にはなかったんですね。で、結局よその市町村の事業所を紹介せざるを得ないんですよ。

それで、やっているところがないんだったら、私もこんなこと言いませんけれども、実際にそういう障害者、重度障害者のヘルパー派遣をやっている事業所はあるので、そこをうまく活用して、土日・祭日、365日を支援してあげないと、この計画は生きないんですよ、この計画が。

確かに私は難しいと思いますよ、職員の関係もあるし、難しいと思うんですよけれども、こういう第5次総合にも書いているように、これにも書いている、基本計画にも書いているように、障害者を受け入れて、優しいまちづくりをして、地域で生活を支援しますよと言っている以上は、ちゃんとやっぱり計画にのっとってやってほしいんですよ。これは私も引き続き注目しながらですね、見ていきます。

で、要はそれと、今度は雇用のほうなんですけれども、何人希望者があって、これは見積もっているんですか、ここに、障害者福祉計画で。担当者がくるくるかわるから、これを現実に読む、熟読するという人は少ないかもしれない……。

○議長（久保谷実君） 藤井孝幸君、質問ですか、要望ですか。

○8番（藤井孝幸君） 質問です。

○議長（久保谷実君） 質問はもうあれですから。

○8番（藤井孝幸君） 2回でしょう。

○議長（久保谷実君） いや、3回。3回終わりましたので。

○8番（藤井孝幸君） 失礼しました。ということで、要は、この福祉計画どおりにやらなければ生きてこない、計画の基本理念がね。そういうことで、担当者がですね、それぞれやっぱりこういうのを熟知してやっていただきたいということで、私も今度機会があったら、機会というか、引き続き注視をしていきますので、さらなる努力をお願いいたします。頼みます。

○議長（久保谷実君） これで8番藤井孝幸君の質問を終わります。

次に、21番細田正幸君の質問を許します。登壇願います。

〔21番細田正幸君登壇〕

○21番（細田正幸君） 私は、通告しました1点について質問をいたします。「問題の多い後期高齢者医療制度の4月実施中止を」ということでございます。

今、後期高齢者医療制度の中身が知られてくる中で、高齢者、国民、自治体、地方議会、医療関係者などから一斉に批判の声がわき起こっています。政権与党も、現行制度で、健保の扶養家族の人から新たに保険料を徴収することを半年程度延期する、70歳から74歳、老人保健窓口負担を2倍に値上げすることを1年程度延期する、これは、今、1割を2割負担にするという内容を延期することですけれども、医療改悪の一部凍結を言い

出させざるを得なくなっております。昨年6月の通常国会で強行した制度のこの破綻をみずから認めたというほかなりません。

小泉、安倍内閣の6年間、高齢者は、所得税、住民税の増税、国保料、介護保険料の値上げ、窓口負担引き上げなど、相次ぐ負担増に苦しめられてきました。福田首相が所信表明で、お年寄りの置かれている状況に十分配慮し、きめ細かな対応に努めるということをおっしゃっておりますけれども、そう言うのならば、今、申しました小手先のごまかしではなく、制度そのものを中止すべきだと思います。

この後期高齢者医療制度、75歳以上の人を切り離し、まともな医療を受けられなくする大改悪だと言わなければなりません。政府は、後期高齢者医療保険料の額を全国平均7万4,000円と説明してきましたが、この間、各自治体で試算された額は、年金208万円、単身者で全国平均8万4,288円と、1万以上高くなります。茨城県は208万円、単身者では7万9,262円となります。

これらの保険料を年金から天引きされることになります。既にお年寄りが年金から天引きされるのは、介護保険料が天引き、それから今回の議会でも議案になっておりますけれども、国保税も65歳から74歳の人も天引きにすると。これに後期高齢者医療保険負担を加えると、年金からお年寄りは3つの保険料が天引きされることになります。これでは、私は、お年寄りの生活は成り立たないではないかというふうに思います。

またそのほかに、この後期高齢者医療制度の中では、保険料を滞納した高齢者から保険証を取り上げるというような無慈悲な制度になっております。現行の法制度では、75歳以上の後期高齢者からの保険証取り上げは禁止されております。これは、医療をお年寄りが奪われたら直ちに命にかかわるということから、後期高齢者の保険証の取り上げは行われてこなかったわけです。しかし今回の制度は、それをなくして、滞納すれば保険証を取り上げるという制度になります。

またこの制度では、後期高齢者と74歳以下の人は、診療報酬が別立てとなります。今、検討されているのは、後期高齢者の診療報酬を包括払い、定額制として保険が使える医療に上限をつけてしまうということです。そうなれば、後期高齢者に手厚い治療を行う病院は赤字となり、医療内容を制限せざるを得なくなります。

また厚生労働省は、終末期医療でも、75歳以上の患者には特別の診療報酬体系を持ち込むとしております。過剰な延命治療を行わないという誓約書をとったり、終末期の患者に在宅死を選択させて退院させた場合には、病院への診療報酬を加算し、一層の病院追い出しを進めようという制度でございます。また現在でも、病院に入って入院して、3カ月以上入院していると病院にはいられないと、そういう制度になっているのは、皆さん御承知だと思います。

日本共産党では、後期医療者医療制度に危惧を抱き、見直しを求めるすべての政党、自治体関係者、高齢者団体、医療関係者などに、制度の4月実施を中止に追い込む1点での共同を呼びかけております。この制度がこのまま実施されたら大変になるという世論が急速に広がっております。特に、この制度の実際の実施主体となる自治体から、負担軽減や制度の見直しを求める意見が相次いで挙がっていることは重く受けとめなければならないと思います。

後期高齢者医療制度の凍結や見直しなどを求める意見書、請願を採択した地方議会は、長野県、高知県、和歌山県、大阪市、名古屋市、盛岡市を初め、短期間に271議会を超え、さらに大きく広がろうとしております。この制度の中で、自治体首長が、これでは住民に説明できない、高齢者はもう負担増に耐えられないなどの声を挙げ、保険料の徴収、督促の窓口となる市町村の幹部職員からも、80歳代、90代の人から保険証を取り上げることなんてできない、来年4月は反乱が起きるなどの声が聞こえております。

日本医師会が後期高齢者医療制度の全面的な見直しを求める見解を発表

するなど、医療関係者の中에서도見直しを求める声が多数になっております。制度の中止、撤回、凍結、見直しなどを求める署名運動も急速に広がり、老人クラブや町内会からも不安と怒りの声が挙がっております。

次々と矛盾が噴出する後期高齢者医療制度の実施を中止し、国民、自治体、医療関係者などの意見を集め、制度の凍結を含めて全面的に議論をやり直すべきだというふうに思います。このような制度に対して、阿見町川田町長はどのように考えているのか、政府に対して、他の町村とも諮って、4月実施中止を要求すべきではないのかというふうに思います。この点についての町長の意見を求めます。

○議長（久保谷実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 細田議員の質問にお答えいたします。

我が国は、国民皆保険のもと、だれもが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してまいりました。しかしながら、今日においては、急速な少子高齢化の進行に伴い老人医療費が増大する中、それを負担する現役世代と高齢者世代との間に負担と給付の不公平感が高まっているため、世代間の不公平感を解消し、互助の精神に基づく制度づくりの必要性が求められていることから、新たな医療制度を創設することになったものであります。

このような状況の中、平成18年6月に、高齢者の医療の確保に関する法律が公布され、75歳以上の高齢者を対象とした後期高齢者医療制度が、平成20年4月から施行されることとなっております。

この制度の運用に当たっては、後期高齢者の医療の確保に関する法律により、県内のすべての市町村が加入する後期高齢者医療広域連合を設立することが義務づけられており、本県におきましては、平成19年1月24日、茨城県後期高齢者医療広域連合が設立されたところであります。

この制度につきまして、大体御承知かと思いますが、なかなか複雑な点がありますので、お互いに確認し、勉強する意味で、ちょっと説明させていただきます。

この制度の概要を申し上げますと、患者の一部負担金を除く医療給付費総額の50%を国・県・町が公費で負担し、40%は現役世代の支援金で賄い、残り10%を保険料で徴収することになるものであります。

保険料についてであります。厚生労働省が示した全国平均保険料7万4,400円は、医療給付費の支出をベースとして算出したものであります。各広域連合におきましては、年金収入208万円の単身者をモデルとして試算したところ、全国平均8万4,316円となり、国の試算と全国平均の差が約1万円となりますが、これは、各広域連合において、医療給付費総額のほか、財政安定化基金拠出金、保健事業費、審査支払い手数料、葬祭費等の支出を含んで算出しますので、このような差異が出るものであります。同様に、茨城県の場合で試算すると、7万9,262円となったわけでありまして。

ちなみに、広域連合と市町村が行う事務の役割分担としましては、医療給付費や保険料の決定などの事務は広域連合が行い、保険料の徴収や窓口業務は市町村が行うなど、相互に連携して実施することになっております。

このように、後期高齢者医療制度の中で、広域連合が立ち上げられ、加入に関しましては、当然阿見町も含めて、各自治体で議決され、さらに広域連合と市町村の役割分担が明文化され、制度開始に向けた作業を進めているところでありまして、議員御指摘の、政府への制度中止の要求については、法律に基づいた制度であるために、考えておりません。

この点について、いろいろ問題点、これはいろんな形で指摘されております。細田議員もいろんな形で指摘をされました。そういう問題点があるということは事実でありまして、いろいろ議論されているところでありますが、議会で議決した段階では、その辺がまだ明確になっていなかった点もある、そういうこともあります。つい最近、11月29日に、茨城県の広

域連合で臨時議会を開きまして、この問題についての協議をいたしました。

その中で、具体的に言いますと、共産党に属する議員さんも2人ほどいて、その人たちの意見としては、今、細田議員が言われたのと同じような形での意見が述べられて、4月中止ということ、それを求める意見が出ましたけれども、いろいろ議論の末に、広域連合としても中止する考え方はないと、そういうことで議決をしたところであります。

そういう状況の中で、実は私も、この広域連合の中では執行部の一員として、副連合長という形で執行部に入っているわけであります。そういうことで、今までの流れからして、議会で1人の方の意見が出たからといって、これまでの流れの中で、これを、4月実施を中止するというようなことを国に対して要望する、要求するつもりはありません。

しかし、いろいろ問題点があることは事実でありまして、この制度の安定した運営が図られるように、今、話を出しました広域連合におきましては、北関東3県の広域連合長の連名により、国に対して財政支援の予算措置を図るよう要望を行っており、さらに茨城県広域連合長、市長会長、町村会長の連名により、県知事に対し、保健事業の公費助成を強く要請したところであります。

こういう形で、いろいろな問題点については、これから国に対しても要望し、県に対しても要望し、そういう形で、幾らかでも問題点を是正しながら、せっかく最初に述べたような基本理念に基づいて設立される広域連合でありますから、そういう中で運用すると、そういう共通認識のもとに、十分議論はしながら、せっかくの制度をできるだけ有効、効果的に使っていくことが大事だと考えております。

○議長（久保谷実君） 21番細田正幸君。

○21番（細田正幸君） 今の町長の答弁では、いい制度だと、国の制度だから中止を求めるつもりはないと。だけでも問題はあると。私は思うんですけれども、要するに、世界の医療制度の例からも、町長、言っていま

したけれども、世界の医療制度と比較すれば、いわゆる後期高齢者を別立てにする医療制度、保険制度というのは、世界でどこにもとっていないんですよ。これは日本独自の制度なので、結局世界の例からすれば、進んだ制度ではなくて、差別をする医療なわけですよ。

例えば医療費の、高額医療費のことについては上限を決めると。人によっては、それ以上の医療費かかるわけですよ。そのかかった分は、いわゆる国はもう払いませんよと、保険制度では払いませんよと、やった病院が払いなさいつつたら、病院は今でさえ赤字なのに、できるわけないでしょう。

そういうことから考えれば、いわゆる今まで長い間、老人医療費は無料化だと。そして、今まで地域のため、国のために働いてきたんだから、御苦労さまでしたと、そういう考えでやってきたのが、ここへ来て、今度はお金がかかるから、自分らで負担せよというのが今の制度なわけですね。それがますます強化されていると。

私はそういうことについては、きちんと国が負担してしかるべきだと。国の財政全体から、金がないって言いますけれども、今、国会で問題になっているように、防衛費のむだ遣い、兵器を2兆円も買っているわけでしょう。それからアメリカの米軍再編のために7,000億円も出すと。そのおかげで、町の、いわゆる予科練平和記念館の補助もなくなっちゃっているわけでしょう。

私は、そういう点では、国自体が国民の命を守ると、そういう観点、医療を守るという観点からすれば、金の使い道を別にシフトすれば、こういう後期高齢者医療制度、国の財源は減らすというような制度なんかはなくても私はいいというふうに思うんですよ。

そういうことからすれば、ここは阿見町の議会ですから、町民に対してマイナスになると思えば、国の言いなりじゃなくて、問題があるつつた場合には問題を指摘して改善を求めると。で、中止が一番いいならば、中

止を要望するというのは、私は当たり前の話だというふうに思うんですね。

町長は、広域連合の副会長、理事長とか、今、言いましたけれども、その立場でも、今、問題点は多々あるつつっているわけですよね。じゃあ、その問題点というのは何なんですか。今までその後期高齢者の議会の報告つつうのは我々にされていないわけですよ。今度聞いたら、議長が11月から議員になったつつう話も聞きましたけれども、それは、我々に知らせなければ論議のしようがないというふうに私は思うんですけれども、その点ではちゃんと報告をしてもらって、議会と勉強会を開いてもらいたいというふうに1つ思います。

再質問で2点質問します。問題点は何か、それから勉強会を開いてもらいたい、その2つを要求したいと思いますが、答弁をお願いします。

○議長（久保谷実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君。

○町長（川田弘二君） 問題点としては、国がとにかく4月から実施するにしても、非常に期限限定で実施でありますけれども、ああいう形での措置をするということを急遽決めた。これは選挙対策の意味とか、そういうこともあるでしょうけれども、それはそれで、やはりそういう点に、急激な負担増がある人たちがどうしても出るということなどは問題点ではあるうと思います。

だからそういう点で、そういう問題を解決するために、先ほど言いましたように、北関東3県での、これは北関東3県でやりましたけれども、恐らく全国的にいろんな形で、国のさらなる支援策、それから、それぞれ県の段階でも、県としても対応できるものは対応してくれと、こういう形での対応をやっているわけですから、その辺が一番の問題だろうと思います。

これはやっぱり、広域連合、こういう形で4月からスタートするわけですが、なかなかその負担関係、それから負担軽減措置のあり方とか、非常

に複雑な部分があるので、今日、一応一通りの説明はしたつもりですが、なかなかこれだけの説明で十分わかるというわけにはいかない点もあるので、勉強会というものは、当然やっただけだと思いますので、それはぜひお願いしたいと思います。

○議長（久保谷実君） 21番細田正幸君。

○21番（細田正幸君） 町長、ちょっと人ごとのように言いますが、あなたが副理事長でしよう、やっただけでしようという話はないでしよう。自分が説明しなければ、こっちは受ける側だもん、わかんないでしようよ。で、議会に対してやっただけでしようというのは、私は失言だと思いますが、これは理事長の立場じゃないでしよう。だって、あなたが我々に説明しなければ、内容わかんないでしよう。それをやっただけでしようというのは、立場が反対じゃないですか、ちょっと訂正を求めます、その点については。

それから、今、町長が言ったように、お年寄りが今までよりも負担増になることは間違いないわけですから、私は改めてきちんと中止を要求する。これは、私1人だということを言ってますが、阿見町何千という人ですね、が負担増になるわけですよ。それは1人の問題じゃないわけですから、町民のお年寄りの問題ですから、それは負担増にならないように研究すると。

負担増になることについては、いわゆる広域連合の議会でも政府に要望しているわけでしょう、負担を減らすように。それは、阿見町議会も当然執行部と一緒に国に対して要望しなければ、国民の意見というのは国に伝わらないわけですよ。

私はそのための勉強会は、町長が説明者、理事者が説明者となってやってもらいたい。私らはいつでも受けますよ。それは私らがやるんじゃなくて、あなたが説明するんでしよう。その点については、ちょっと訂正を求めます。

○議長（久保谷実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君。

○町長（川田弘二君） なかなかこの……，まず説明会について，人ごととして言ったんじゃないくて，当然説明するのは我々が説明しなきゃならないんですから，説明する，それを議会と一緒に，議会に対してできるだけ十分な説明をしたいということだから，そういう意味でお願いしますと言った……。

それからもう一つ，問題点について国に要望というのは，先ほども言いましたように，広域連合あるいは市長会，市町村会の立場，そういう形で国・県に要望しています。それから，当然議会として，そういう要望をするということであれば，要望はいい。ただ，中止ということでの要望は，私はできないということです。

○議長（久保谷実君） 21番細田正幸君。

○21番（細田正幸君） 言葉のやり取りですから，今，後段のやつでは，町長の側が説明すると。議会に言ったんじゃないと，実質的に訂正だと思いますが，内容はそういうことだと思います。

私は，わざわざ勉強会と言っているのは，執行側も，執行される側も勉強して，4月から実際に今のままだといくわけですから，町民に聞かれたら説明するしかないわけでしょう。だから，そういう説明ができる。で，あと我々も疑問点は国に要望するとか，そういう対応は，町民に説明するしかないわけですから，早急に勉強会を開くと，理事者側が説明になって，議会は我々は出ていないわけですから，議会の理事者側が説明されなければわからないわけですよ。私は報告する義務があると思いますので，早急に勉強会を開いてもらいたいというふうに思います。その点について，もう一度答弁をお願いします。

○議長（久保谷実君） 町長川田弘二君。

○町長（川田弘二君） そういうことで，やれという要望と受けとめて，

ぜひやりたいと思います。

○議長（久保谷実君） これで21番細田正幸君の質問を終わります。

次に、7番石井早苗君の質問を許します。登壇願います。

〔7番石井早苗君登壇〕

○7番（石井早苗君） では通告に従いまして、「阿見町男女共同参画プラン推進と進捗について」3点、「女性が安心して子供を産み育てていける環境づくり」について2点の質問をさせていただきます。町長の前向きな御答弁を切に切に望みます。

小泉元総理の改革推進、安倍前総理の改革継承の政策が、両総理の退陣とともにしりすぼみになろうとしておりますが、日本は世界に類を見ない急激な超高齢化社会に突入により、女性の社会進出はもうとめようがない激流となっており、男女共同参画社会の実現は世界の潮流です。我が阿見町も、平成17年3月に、阿見町男女共同参画プラン、このような立派なものですが、策定され、ただいま阿見町男女共同参画プラン推進委員会が、条例の制定に向けて動き出していると聞き及びます。

しかるに、去る12月3日の全員協議会の説明資料の、阿見町第5次総、これなんですね、総合計画後期基本計画策定状況の、この12ページにですね、図表で、男女共同参画社会の実現は、満足度、重要度、ともに低い位置にあつて、さらに施策タイプ3の見直し項目の下から5番目、この施策タイプ3というのは、注釈では、満足度が低いため、満足度を高める取り組みが必要な項目である。が、重要度が低いことから、必要性も含めて見直しを検討すべき項目である。もう一度言います。重要度が低いことから、必要性も含めて見直しを検討すべき項目であると書かれています。重要度が低いとは、どこの何をもって判定しているのでしょうか。

20歳以上の町民2,000人を対象にした町民意向調査の結果ですという回答で、回収率は52.8%と聞きます。回答者の年代別構成も聞きたいと思っております。

さらに、政治は少なくとも30年先を見据えて行わなければならないと聞いております。今、男女共同参画社会推進が絵にかいたもちになるのではないかと強く危惧しております。満足度が低いというのは、本気で取り組む姿勢が見えないから進展していかないのではないのでしょうか。

そこでお尋ねいたします。正しい男女共同参画社会に導くため、阿見町男女共同参画プランの事業番号18番、保育所、幼稚園、学校教育、PTAを対象に出前講座を検討するとございますが、どのように検討され、あるいは実施されたのでしょうか。

2つ目、同プラン事業番号32番、女性の人材リストを作成するとありますが、その進捗状況はどうなっているのでしょうか。

3つ目、事業番号39番、地域での男女共同参画を目指して、出前講座やサポートネットワーク講座を開催するとありますが、開催回数、参加人数、どこの地区でどのように開催されたのかをお知らせください。

次に「女性が安心して子供を産み育てていける環境づくり」で、少子化がとまらないと言われて久しい中、女性が社会に出るから子供を生まなくなるということをたびたび聞きますが、それは違います。社会に出ても、子供を安心して生み、育てていける環境が構築されていけば変わっていくのです。共働きが一般的となっているノルウェーやスウェーデンでは出生率も上がってきております。

さて、この阿見町での問題ですが、子供を保育所、幼稚園、小学校に通わせながら働く女性、働かなければならない女性が一番困ることは、子供が水ぼうそうやおたふく風邪やインフルエンザなどの感染症を罹患したときの病時、病後時を見てくれる人がいないことです。

阿見町にはファミリーサポート事業がありますが、1時間800円と高額です。というのも、皆さん、800円は、ここにお並びの方たちは安いじゃないかと思っていらっしゃるかもしれませんが、この茨城県の最低賃金の時給は665円で、阿見町の一般職の時給は750円です。自分の稼ぐ賃金より高い

時給を払ってでも預かってもらわなければならない現状を御存じなんでしょうか。パートや派遣で働く人々が、休暇や早退を申し出る、あるいは残業を断ると、かわりはいくらでもいるんだからと、次の契約ができなくなってしまうのです。

私の調べたところ、現在、阿見町で、このサポート事業を利用している件数は、年間248回、時間数は410時間です。800円の……、あくびしないでください。大切なことです。800円の半額を補助していただけるとすると、町の支出は、単純計算で失礼ですが、16万4,000円です。もしこの利用が10倍に増えても170万でおつりがきます。一生懸命働いて健やかな家庭を築こうとしている若い夫婦に、ぜひとも、ぜひとも力をかしてやっていただきたいと思います。この点はいかがでしょうか。

最後の質問になりますが、平成15年に制定された次世代育成支援対策法を受けて、平成17年策定の阿見町次世代育成支援対策行動計画の45ページに、子供を安心して生み、健やかに育てるためには、妊娠・出産から乳幼児期における健康検査や保健指導の充実を図り、総合的に継続した母性並びに乳幼児の健康の確保と、子供が健やかに育つ環境整備が必要になります。妊娠及び出産の経過に満足することが、よい子育てにつながることから、安全かつ快適あるとともに、主体的な選択が可能であるなど、母性の視点から見て満足できる、いいお産の普及を図ることが重要だと書かれています。お読みになっていらっしゃると思いますが。

しかるに、マスコミ等でも大きく取り上げられていた、妊婦の出産時の病院たらい回しが問題となりました。妊婦の健康検査は保険適用外の個人負担で、高額のため負担が大きく、毎月受診できない人、あるいは受診回数をみずから減らす人が多いと聞きます。この出産時に突然妊婦が病院を訪ねたときに、胎児の成長過程もつかんでいない、妊婦の健康状態も知り得ない医師が危険を回避する原因にもなっているそうです。

今、時を同じくして、お隣、牛久市の12月定例議会で、市長が、平成20

年4月より、妊婦健康診査の公費負担回数を、現在牛久市では3回しているそうですが、5回に増やし、費用負担の軽減を図ると答えておられました。これは、1月に厚生労働省が全国市町村に、妊婦健康診査の公費の望ましいあり方についてという文書を各都道府県を通じて通達し、経済的理由等により受診をあきらめる人をなくすため、5回程度の公費負担をすることが原則との通達があったとのことでした。

阿見町では、現在、公費負担は2回とされています。ぜひとも、速やかに公費負担回数を大幅に増やすか、また補助金を支給していただきたいと願うのですが、いかがでしょうか。よろしく御答弁お願いいたします。

○議長（久保谷実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 石井議員の質問にお答えいたします。

まず阿見町男女共同参画プランの推進・進捗状況についての1点目。1点目、3点目の質問につきましては教育長から答弁しますので、私のほうからは、阿見町男女共同参画プラン全体の推進・進捗状況と、2点目の女性人材リストについて、さらに女性が安心して子供を生み育てていける環境づくりについてお答えいたします。

男女が喜びも責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、社会を活力あるものにしていくためにも重要な課題となっております。そして、その男女共同参画社会の実現のためには、あらゆる分野に男女が対等なパートナーとして参画していくことが大切であります。

阿見町では、平成14年度から推進のための作業を進め、平成17年3月に、阿見町男女共同参画プランを策定しました。平成18年度に、プランを推進するため、阿見町男女共同参画プラン推進委員会を、一般公募関係者4名、茨城県男女共同参画推進委員4名、町内の女性活動団体代表4名、さらに

行政職員をメンバーとして立ち上げまして、講演会の開催やリーダー育成研修など、さまざまな活動を行っているところであります。

またプランの推進状況につきましては、5つの基本目標と105の推進事業について、事業内容により進捗状況はさまざまではありますが、計画期間であります平成21年度まで継続的に実施することにより推進を図っているところであります。

さらに、プランに位置づけられた重点施策につきましては、阿見町男女共同参画プラン推進委員会推進委員によるワーキングチームを平成19年度に設置し、それぞれの課題、問題点について調査・研究を行っているところであります。

ところで、2点目の女性人材リストについての質問についてであります。女性人材リストは、政策及び方針決定の場への参画を初めとするさまざまな場への女性の登用を促進するため、多方面にわたる人材を女性人材リストに登録し、情報提供を行うためのもので、その知識や経験を町政等において発揮していただくものであります。

実際、この女性人材リスト、私は挙げられて、あの人が挙げられたとか、なかなかこれは難しい要素がありますね。そういうこともありまして、現在、当町におきましては、女性人材リストの整備はまだ行っておりませんが、教育委員会所管の達人バンクというのが整理されておりますが、そのような事例等を参考にしながらプランの推進を図っているところであります。

今後は、先進地等の情報収集にも継続して努めながら、調査・研究を行うとともに、リスト作成のための実施要項等の設置について検討してまいりますので、御理解と御協力を御願います。ちょっとこの辺、まだ検討がおくれているということの説明になりますけれども、こういうことで御理解をいただきたいと思います。

次に、女性が安心して子供を生み育てていける環境づくりについてとい

う御質問のうち、1点目のファミリーサポートセンター事業についてであります。この事業は、当初、子育てサポート事業という名称によりまして、子育ての援助を希望する利用会員と、子育ての援助ができる協力会員、これら子育てサポーターと言うわけではありますが、とで、地域の育児に関する相互援助活動として、平成10年度から、県内でも早いほうで取り組んできた事業であります。このような事業は、近年、多くの市町村で実施が広がっておりまして、平成18年3月時点で、県内で33市町村が実施しております。

町の利用状況については、平成18年度の実績で、延べ利用回数が175回、延べ利用時間が345時間、さっき石井議員が出された数字とちょっと違う感じではありますが、こういう形で、そのうち内容として多いものは、子供の習いごと等の送迎、保護者の仕事上の預かり、産前・産後の家事援助、子供の帰宅後の預かり、そして、子供が軽度の病気の世話などとなっております。

また、会員の登録状況については、利用会員が126名、協力会員が30名となっております。利用状況、登録状況と、微増傾向にあります。

料金体系については、他市町村と比較検討しましたところ、県内でも高目の設定でありましたので、利用料金も含めて見直しを行い、平成18年度から、利用会員、協力会員とも負担の軽減を図るべく値下げを実施したところであります。

内容としましては、会員の登録をしやすいするために、利用会員、協力会員の登録料について、1,000円であったものを無料にしました。また協力会員の年会費について、500円であったものを無料にしました。さらに、1時間当たりの利用料金が、基本額として平日900円、土日・祝日1,000円であったものを、曜日に関係なく800円に値下げをしました。

この800円が時給等と比べて高目じゃないかという御指摘もあったんですが、このファミリーサポートの場合には、いつそういう需要があるか、突

発的にあって、いつでも呼ばれる、こういう条件で、普通の場合とちょっと違うという点で、多少高目なのはやむを得ないんじゃないかという考え方もあると思います。

で、そういうことを御承知置きいただいた上で、病時、病後時のファミリーサポートセンター事業の1回の利用料金について半額の補助をしたらどうかという御提案であります。本来、子育て社会で相互援助するという観点から見れば、むしろ子供が病気であるときも他人に見てもらうのではなくて、例えば親が我が子の子育てのために気兼ねなく職場を休め、職場も休暇を進んで与えてくれるような、そういう環境、また休暇制度をつくるのが大事ななことかと思うわけであります。

ただ、先ほど話がでましたように、そういう形で休んだりすると、例えばパートとか臨時職員なんかの場合にはなかなか厳しい話が、その辺は全体的に考える必要があるんだろうと思います。

しかしながら、ファミリーサポートセンター事業は有意義な事業であるということは認識しておりますので、病時、病後時の利用のときだけ利用の半額補助ということじゃなくて、本来的には全体的に利用しやすい事業でなければ、ないと考えております。

したがって、料金体系については、当面、前年度の、基本的に、今、説明したような形で、値下げという見直しをしたばかりですので、今、そういう御要望があったからといって、すぐに対応というわけにはいかないかもわかりませんが、状況を見て、その辺については。この施策についてそういうことをやったから、ほかの施策に影響するとか、いろんなことも検討しなきゃならないと思いますので、そういう点で、提言をいただいて、検討をさせていただきたいと思います。

いずれにしても、女性も男性も安心して子供を育てていける環境づくりのために、協力会員が登録しやすくしたり、活動しやすくしたり、また利用会員が利用しやすくするための工夫を、他の市町村の事例も参考に

しながら引き続き検討していき、事業の充実を図っていきたいと考えております。

次に、妊婦健診の補助金の支給についてであります。近年、高齢妊婦の増加など、母胎や胎児の健康確保を図る上で妊婦健診の重要性が高まってきております。また、健診費用の負担軽減を図り、積極的な健診の受診を進めていくことが少子化対策の1つとして重要かと考えております。

これまで当町では、妊婦健診の公費負担による健診を2回だけ実施しておりました。しかし、今、少子化対策、そういう観点からも必要だということで、平成20年度から、妊婦健診の公費負担の回数を、現状の2回から5回に増やし、内容についても充実した健診項目で実施することを計画しております。これからも、安心して子供を生み育てていける環境づくりに努めていきたいと考えております。

○議長（久保谷実君） 教育長大崎治美君、登壇願います。

〔教育長大崎治美君登壇〕

○教育長（大崎治美君） おはようございます。男女共同参画プラン関係の質問のうち1点目と3点目についてお答え申し上げます。

1点目の、保育所、幼稚園、学校教育、PTAを対象にした出前講座についてですが、男女共同参画社会の実現には、男女平等観に立った家庭教育の推進が求められております。そのために、教育委員会としましては、人権教育の一環としまして、男女共同参画の観点に立った学習機会を提供することが必要と、そのように考えておりまして、町内の全小・中学校の第1学年全保護者、すべての保護者に対しまして、それを対象に、家庭教育座談会を毎年組織し、学習の場を設けております。

家庭教育座談会は、子育てについての相談や、学習機会の提供、人権や男女共同参画に対する意識の高揚、保護者同士のネットワークづくりなどをねらいに、年6回程度の活動を計画し、外部講師を招いた学習会や、子供との触れ合い活動などを行っております。

こうした男女共同参画関連の事業に対し、教育委員会としては、次の3点を重点的に推進しております。1つ目は、ねらいに即したテーマを学習できる講師を提供し、その活用を促すことです。昨年度は保護者の人権意識と情報モラルをテーマに、本年度は保護者の協働をテーマに講師を紹介してきております。

2つ目は、町内11小・中学校家庭教育座談会で行われた学習会などの講師を取りまとめ、共有することで、多様な講座や学習会を開きやすくすることです。平成16年度以降、このような事例や、講師については紹介してまいりました。

3つ目は、就学时健康診断を活用した講演会、また学習会の実施を促すことです。先ほど申し上げましたように、講師や社会教育指導員などを紹介したり、過去の事例を伝えたりすることで、小学校入学前の保護者への啓発を図っております。

今後も、この講師紹介や情報収集を継続して蓄積することで、多種多様な学習機会の提供を図られるものと考えております。

次に、3点目の、地域での男女共同参画を目指した出前講座やサポートネットワークの実施状況についてと、この御質問にお答えいたします。

まず、男女の社会参画への意識を高めるための講座としては、平成17年度では、霞ヶ浦高等学校演劇部による「どっちがやる？ 一緒にやる？」と題しました男女共同参画を取り上げた寸劇、18年度には、女性のためのファイナンシャルプランニング、こういう講座を実施しております。

また、男女がみずからの能力や技術を生かしてさまざまな活動に取り組むことができるように、男女共同参画活動団体を支援する目的のものでは、平成17年度に女性のための法律講座を実施したほか、タウンAMI女性の会出前講座を、それぞれの地域の目的に沿って、各公会堂において15講座開催し、また18年度にも同様に12講座を開催し、それぞれ300名近い参加者がありました。

さらに、家庭における性別・役割分担意識を見直すため、男女平等や性別にとらわれない男女の育て方等について、父親、母親とともに学習する機会を提供するという考えのもとに、平成17、18年度に、家庭教育講座を各学校において実施しており、18年度の実績としましては、79回開催し、4,111名の参加者を得ております。

19年度におきましても、さまざまな講座等を開催しておりますが、代表的な事業としましては、裁判員制度学習会、こういうものがございます。このほかにも、さまざまな男女共同参画を進めるための講座や、男女の人権、平等意識を形成する講座等を数多く実施しております。

今後も、教育委員会としましては、男女共同参画社会の形成に向けての事業を積極的に推進していきたいと考えておりますので、石井議員におかれましては、この男女共同参画につきましての研修は十分にされていると、大変、その辺ではオーソリティーな方だという話を聞き及んでおりますので、ぜひぜひ今後ともよろしく御支援、御指導いただければと、かように思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（久保谷実君） 7番石井早苗君。

○7番（石井早苗君） 御答弁ありがとうございます。

男女共同参画というのは、本当になかなか難しいことでございまして、今、教育長がおっしゃっていただきましたタウンAMIの地域で、17年、18年、およそ300名が参加しているということでございました。実はですね、教育長は御存じだと思いますが、タウンAMI女性の会というのの発足がですね、地域で仲よくなろうよ、おしゃべり会、お茶飲み会でいいからというので集まっているグループなんです。ですから、その人たちが男女共同参画を勉強している実態はほとんどないんです。地域で集まって、お料理をつくってみたり、お花の生け方を習ってみたりという、そういう集まりがほとんどなんです。

ですから、私たちが望んでいる本当の男女共同参画、女が強くて、母ち

ゃんばっかり強くなっても、これ以上、男女参画要らねえよという声を打ち消されるような正しい参画を指導してもらいたいと私は思っているんです。

ですから、現実には、その数字がですね、今、伺いましたらば、家庭教育学級のほうは、私、存じません、今はもう子供が離れましたから。4,111名の方が参加しておられるそうですので、そこに望みをつなぎますけれども、ぜひともですね、せっかく組織としてあるタウンAMI女性の会の講座の中にでもですね、男女共同参画を組み入れていただきたいなと思っております。

それから、町長がお答えいただきました、本当に見事な回答をいただいて、私は本当に、今日質問してよかったなと感じております。ありがとうございました。

ただですね、子育てサポートシステムのほうなんですけど、18年に値下げしたばかりだからできないというようなお答えだった、しばらく検討するとおっしゃっていたと思うんですけども、先ほど例に出しました牛久市では、今年、19年に3回にしたばかりなんだけれども、20年からは5回にするよというふうに変わるので、来年度、もう少し子育ての支援をいただきたい。なぜ私が先ほど170万という声を出したかといいますと、ごみの焼却場の節約が1,700万できるということを聞き及びましたので、その10分の1ぐらいは子育てのほうに回してもらいたいなと思って申し上げたわけなんです。

それで、確かに知らないお子さんを預かってくださる方、いつ、夜中になるかもしれない子を預かるという方の時給を下げろというのは大変申しわけないので、それはそのままにしておいていただいて、せめてそのかかる費用の半額を町のほうで負担していただきたいというのが私の願いでございますので、ぜひとも実現していただきたく、もう一步踏み込んでいただきたいことを要望いたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

ました。

○議長（久保谷実君） これで7番石井早苗君の質問を終わります。

次に、5番紙井和美君の質問を許します。登壇願います。

〔5番紙井和美君登壇〕

○5番（紙井和美君） それでは、通告に従いまして、放課後子どもプラン、5歳児健診の推進について御質問いたします。

まずは放課後子どもプランについてであります。

子供が犠牲となる犯罪、凶悪事件が相次ぎ、当町でも、放課後児童クラブの申し込みが急激に増え、実施クラブの総計が定員290名に対し433名と、昨年よりさらに143名増えました。かねてからの念願であった、要望があれば4年生以上6年生まで受け入れる体制となったことは、特に一人っ子の保護者の方からは大変喜ばれ、評価すべき点であると思います。ところが、新入学の人数が増加することもあるのか、学校では教室が足りないということで、学校でそのまま実施できなくなり、場所を移動しなければならない地域も出てまいりました。

現在、学校でそのまま実施できるのは、実穀小と阿見第二小、第一小学校だけのようであります。ちなみに、第一小学校は来年度から分割となります。そうすると、移動時の安全確保や今後の計画について、保護者の皆さんからは不安の声が寄せられています。変更のあった地域では保護者説明会が実施されましたが、不安は解消されないようであります。これは、児童福祉課だけでは対応しきれない問題であるのは当然のことであります。

さて、執行部も御承知のとおり、昨年5月に、当時の少子化担当大臣より、放課後対策事業を関係各省が連携して実施してはどうかの提案を踏まえ、本年、19年に、放課後子どもプランをスタートいたしました。これは、昨年12月議会において、浅野議員の学童クラブの質問の折に、町長も答弁されておりました。

これは、地域社会の中で、安全・安心で健やかにはぐくまれるよう、文

部科学省の放課後子ども教室推進事業と、厚生労働省の放課後児童健全育成事業、いわゆる放課後児童クラブの両省が一体となり、推進するものがあります。具体的には、子供の居場所づくりとして、放課後や週末等の、子供たちの地域の方々にも参加していただき、適切な遊びや学習、スポーツ等、地域との交流活動の取り組みを行うものであります。当町でも児童福祉課と教育委員会が連携し、プランの計画を願いたいとお願いいたします。

他市町村の事例を参考にすると、有償のアドバイザーやボランティアの活用で、地域が一体となり、子供の成長や安全サポートに大変力を注ぎ、保護者も非常に喜び、安心しています。そういった意味で、もう一步踏み込み、協議すべき点であると考えます。

県内他市町村では、取手市が一体型として実施しており、学童クラブとの差がないよう、おやつ代なども保護者が負担して同じように行っているようであります。あとは、連携型としては、守谷市、大洗町、筑西市、結城市などがあり、あわせて17市町村が実施しております。

放課後事業の改善と充実について、放課後子どもプランに対する御見解をお伺いいたします。

次に、5歳児健診の推進についてであります。

現在、乳幼児健康診査は、母子保健法の規定により、市町村が乳幼児に対し、0歳、1歳、3歳を対象に行っております。その後は教育委員会においての就学前健診になります。しかし、厚生労働省の軽度発達障害児に対する気づきと支援のマニュアルにもあるとおり、この2年から3年の期間の開きが、子どもの健全な発達に重要な意味を持っているのです。先ほどの発達障害を見逃してしまうことです。御存じのとおり、発達障害は、早期発見、早期療育の開始が大変重要であるからです。

厚生労働省による平成18年度の調査によれば、鳥取県の5歳児健診では9.3%、栃木県では8.2%の児童が発達障害の疑いがあると診断されたもの

の、こうした児童の半数以上が3歳児健診では何ら異常は指摘されませんでした。報告書の結論として、現行の健診体制では十分に対応できないとしております。

平成17年4月に施行された発達障害者支援法では、国・県・市町村の役割として、発達障害児に対して、早期発見、早期対応の措置を講じることと定めております。例えば香川県三木町では、5歳児健診「子どもの発達支援と小児習慣病予防を目指して」と掲げ、昨年度より軽度発達障害児の早期発見、弱視の早期発見、小児生活習慣予防を目的として5歳児健診を始めています。

また茨城県では、発達障害者支援体制の早期発見と早期支援のため、平成17年に、茨城県発達障害者支援体制整備検討委員会を立ち上げ、乳幼児健診の重要性を訴えるマニュアルが作成されているのは執行部も御承知のとおりであります。

以上のことから、医学的にも5歳までの健康観察がその後の発達に大きく影響すると示されている、5歳児健康診断を取り入れてもらいたいとの声が当町でも多く寄せられています。安心して子供を育てられる環境づくりは、少子化対策の一環でもあります。ぜひその実現を願うところではありますが、当町の現状と今後のお考えについてお尋ねいたします。

○議長（久保谷実君） それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は午後1時からいたします。

午前11時55分休憩

午後 1時00分再開

○議長（久保谷実君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま15番倉持松雄君が出席をいたしました。続きまして、22番岡崎明君が退席をいたしました。したがって、ただいまの出席議員は18名です。

それでは、5番紙井和美君の質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） お答えいたします。

まず、放課後子どもプランについてであります。放課後児童対策につきましては、本年第2回定例議会で荻島議員の質問にもお答えしましたが、国が打ち出した放課後子どもプランについての理解が十分深まっていないかと思いますので、この機会に説明をするとともに、当町としての基本的な考え方をお話したいと思います。

議員も御承知のとおり、放課後子どもプランは、本年度、国が導入した制度であり、放課後児童クラブと放課後子ども教室を総称したものであります。この制度につきましては、既に放課後児童クラブが定着している自治体とそうでない自治体での温度差もあり、県内での実施も半数の市町村にとどまっている状況にあります。町としましても、国・県に対して地域実情に応じた取り組みができるような財政支援と条件整備を訴えているところであります。

国の考え方についてであります。児童の放課後対策については、現在、二本立てになっておりまして、ひとつは従来から行われてきた放課後児童健全育成事業、これは現在児童館などで行われている放課後児童クラブのことです。もう一つは放課後子ども教室推進事業です。これは、平成14年から始まった学校週5日制対策により、土曜・日曜に行われてきた子どもの居場所づくり事業を引き継ぐ形で本年度から導入されたものであります。

近年、防犯対策の問題や、少子化に伴う学校閉校、市町村合併など、社会情勢の変化を受けて、並列で行われてきたこの2つの事業を、一体的あるいは連携して行えるようにしようということで、今回の放課後子どもプランなる制度が導入されたわけです。

以上のことを御理解いただいた上で、これからおのおのの事業について御説明いたします。

まず放課後児童クラブについては、従来から町で取り組んでいる事業で、昼間、保護者が家庭にいない小学校低学年、1年から3年までの児童を対象に実施しているものでありますが、核家族化や共働き家庭の増加に加え、防犯上の理由により、そのニーズも拡大している状況にあります。

こうしたニーズに対応するため、現在は、毎日のクラブ利用状況を見ながら、できる限り4年生以上の受け入れも行えるよう定員の弾力的な運用を行っているほか、実施場所につきましても、児童館、学校の空き教室、地域の公民館等の利用を図ってきたほか、20年度の運営につきましても、クラブ利用児童の利便性を図るべく、実施可能な場所の確保に向けて教育委員会との協議を重ね、その結果、新たに本郷小学校と舟島小学校について、夏休み期間中の実施に向けた調整が調ったところであります。

このように、当町としましては、放課後児童クラブの充実を重要課題として取り組んできたところであります。その背景としては、放課後児童クラブについては重要な少子化対策の具体的な施策であるという位置づけをしてやっているわけであります。

なお、阿見第一小学校の空き教室2カ所を使って実施していた児童クラブについて、学級増により、1カ所分が20年度から福祉センターに移動することになりました。児童の安全確保については、学校、保護者、行政と連携を図りながら進めていきたいと考えておりますが、現段階では空き教室以外で児童クラブを行うには課題も多く、引き続き検討・調整を進めたいと考えております。そういう意味で、学童クラブと教育委員会の調整、こういうことが今後の課題になっているわけであります。

次に、放課後子ども教室についてであります。この事業は、先ほど申し上げました週5日制対策の発展型といいますか、土曜・日曜の休日時や放課後に、地域の方々の参画を得て、子供がスポーツ、文化活動、地域住民

との交流などを通して、地域社会の中で心豊かで健やかに育つ環境づくりを推進しようという趣旨で始まったものであります。

このほうは、希望する、先ほどこちょっと説明漏れましたが、学童クラブについて御承知のように有料という形で対応しているわけですが、こちらにつきましては、希望する児童はだれでも参加でき、参加が無料、場所は学校や公民館を使い、指導者は、例えばおやじの会とかスポーツの指導者など、地域のボランティアの協力を得まして、そば打ち、バトミントン教室、学校宿泊、英語教室など6つの小学校区で月に一、二回、昨年度はあわせて58回の事業を実施しております。

以上がそれぞれの事業の概要であります。今の説明からわかりますように、2つの事業は内容的には全く異なるものであるし、今度の国の考え方としては、こういうものについてお互いに連携をとりながら、場合によっては一体的にという言い方が出てきているわけですが、実際問題として、これを一体的にするというのはまず無理であろうというふうな判断をしています。

いずれにしても、以上それぞれの事業の概要を、今、説明したわけですが、昨今の子供を取り巻く環境を見ますと、今後も放課後対策に対するニーズは高まることが考えられます。阿見町としましては、今、説明したような状況を踏まえて、現在実施している放課後児童クラブの充実・強化を中心として、休日における対策と地域での健全育成という観点から、放課後子ども教室も並行して進めていくという基本的な考えであります。議員御質問の、児童クラブの学校での実施についても、課題を一つ一つ乗り越えながら検討を進めたいと考えておりますので、御理解をいただきます。

繰り返しになりますけれども、ここで問題になっているのは、この2つの全く内容が違う事業、こういうものを、極端に言う则一体化してというように言い方が出てきているんですが、これは現実的にまず無理だという

判断をせざるを得ない。

ということは、学童クラブというのは、少子化対策の一環として、お母さん方が勤めている子供たちを対象に基本的にやっている、そういうことで、基本的には、土曜・日曜は別ですが、毎日やっているわけですね。それから一方、今度話が出てきている放課後子ども教室のほうは、従来は休み、土曜・日曜を主体にやってきた。今度それを平日にも幾らかやったらいいだろうということで、せいぜいやるとしても、平日には月に1日か2日ぐらいの話、そういう状況でありますので、この一体的にやるということはまず無理だろうという判断をしています。

それからもう一つは、安全・安心ということが非常にウエートが置かれてこういう話が出てきているわけですが、月に1日か2日、この安全・安心のためのこの事業をやることによって効果があるというふうには判断できないですね。どうしてもそういうふうなことが必要であるとすれば、毎日同じような形でやる必要があるんだという、そういうふうなことになると思うんです。

そういうことは実態として無理だし、これまで土曜・日曜やってきた実態から見ても、多くの子供たちがそういう形でほとんど全員が参加するなんていうことは無理だろうというような判断もありますし、そういうことを踏まえて、今、言いましたように、学童クラブには従来以上にさらに重点化をして、できるだけ多くの子供たちがそこに参加できるような形をつくっていききたい、そういうふうと考えております。

この問題についてはなかなか難しい要素があって、既に東京都とか神奈川県あたりでは、大分前から同じような考え方で、一体化というようなことをやっているんですが、なかなかいい結果が出ていないという、そういう実績も出ているわけです。この辺については今後一緒に勉強し、検討していきたいと考えておりますが、実態としてはそうだし、実態を踏まえて、町として、今、そのような考え方をしている。

ただ、学童クラブと学校の連携ということは、これは非常に大事なことで、これからも具体的な、どういう形で連携するか、そういうことは十分に検討していく必要があるだろうと思っております。

次に、5歳児健診の推進についてであります。議員御指摘のとおり、5歳児健診は発達障害の早期発見の場として重要であるとの研究報告があるようであります。当町では、発達障害等の早期発見のために、2歳児健診において心理相談を実施しており、その結果により事後指導を行っておりますが、また1年後の3歳児健診では、前回の2歳児健診での指導内容の結果を確認して、細部にわたる指導を実施しております。

健診の状況としては、発達障害が疑われる場合、当町で継続して健診を受けているお子さんですと、遅くとも2歳児健診の時点で要観察対象者となり、その後の定期的な状況確認や保護者への相談を実施しております。さらに、必要があれば心理相談を行い、適切な医療機会の受診勧奨を実施しております。

また、4歳以上のお子さんは幼稚園や保育所に入所していることが、実態としてはほとんどそういうところへ入っておりますから、発達障害の疑いのあるお子さん対象の相談業務について、幼稚園、保育所に周知しており、巡回相談などを通じ、お互いに連携を図っているところであります。

発達障害の疑いのあるお子さんは、発達を促すために周囲の環境を整えることが大切であり、そのお子さんへの周囲のかかわり方が重要であります。巡回相談では、保育士からの情報収集や子供の観察から、よりよい対処方法について主任の先生が助言・指導しております。また、さわやかセンターでの療育相談事業では、家庭でのかかわり方について保護者に助言・指導するとともに、発達障害だけでなく食生活の状況、虫歯の状況など、生活全般にわたり事後指導を行っております。

このように、3歳児健診後の追跡により、異常や好ましくない生活習慣を見逃さないように、子供を取り巻く関連施設と連携を深め、今後も事業

を推進してまいります。

以上のように、当町の乳幼児健康診査は、4カ月児健診、1歳6カ月児健診、2歳児健診、3歳児健診を、他市町村より充実した内容で実施しております。御質問の、御意見のありました5歳児健診につきましては、いろいろな情報があるわけですから、さらに情報収集をしながら、今後、調査・研究をしていきたいと考えております。

○議長（久保谷実君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ありがとうございます。

まず5歳児健診のことについて、これは、5歳児健診については、各種新聞等でも取り上げられまして、また執行部でも十分御承知とは思いますが、すけれども、厚労省のほうで、その重要性について、支援のマニュアル、先ほど申し上げましたものを、その中で5歳児健診がきっかけとなって早期治療ができたという体験集、症例集なんかも載せているような、充実した方向でということで、厚労省のほうでは言われております。

そういったことがありますので、就学前に、例えば二、三年のあきが大きいいということで、就学前に突然問題が発覚して、それが見つかったとしても、親の心の準備がなかなか調わないケースがあるということも、その中で言われております。もし財政的な面を勘案した場合に、任意で健診をするということを実施するなどの策を講じてみてもどうかなというふうに、これは御提案します。

そういったことで、今後も審議を重ねて、実現に向けて、どうか研究していただきたいというふうに思います。5歳児健診に関しては、再質問はいたしません。

で、先ほどの放課後児童プランですけれども、これに関しては、まずこのプランの担当課は、うちのほうではどこの担当になるのか。県のほうにお聞きしましたら、市町村によってはいろんな担当課ですけれども、生涯学習課が多いというお話がありましたので、うちのほうの担当はどこが主

としてプランを進めていく方向でいるのか。

また、先ほど一体的というのは難しいというお話ありましたが、確かに内容としては、先ほど町長おっしゃったように全く違うものですから、一緒に同時にやるというのは難しいことかもしれませんが、それをカバーするべく何とかクリアしていこうということで、例えば住みよい茨城づくりの中でも、放課後子どもプランの創設ということで、放課後児童健全育成事業、学童クラブですけれども、これの拡充と、あと子ども教室の推進事業、これ、新規事業としてされていますので、県のほうにも問い合わせましたところ、できれば放課後の子供の健全な育成ということで淘汰していけるような内容であればいいなというふうに考えているというふうなお話がありました。

特に取手市のほうでは、先ほど申し上げましたように一体化をしておりますので、その一体化と申しまして差別が出てきますので、例えば、ただ単にボランティアの方ではなく、例えば安全管理委員、これは時給720円で、また学習アドバイザー、これは時給1,080円で、そういったことを盛り込みながら、両方、子供全員が放課後健全に育成できるようにということで、県のほうではお話ありましたので、それもつけ加えさせていただきたいと思います。

次に学校のほうの教室、これは生徒数が本当に多くなって、教室が少なくなったという話は十分理解できるんですけども、最初の質問の中でも申し上げましたように、これ、児童福祉課ではなかなか対応できない部分でもあると思います、学校の問題でもありますので。そういったことで、本当に学校の教室は全くあいていないのか。で、また例えば仲よしクラブですとか、仲よし教室、そういったところを利用するという方法はないのかということがまず1点。

次に、例えば教室がないとして、移動するときの安全確保ですね、そういったことを保護者の方は非常に懸念されていまして、我々が仕事をして

いなければ、我々がついて順番でやってもいいんだというお話もありますけれども、それもなかなか厳しい状況ですので、学校以外で行う場合、安全な移動が大事になってきますので、町で結成されている防犯ボランティア、また交通安全母の会、子供を守る母の会、防犯連絡協議会、この方々に協力を要請しまして、保護者も交えながら、どういうふうなことが子供にとって一番安全で大事なのかということをもまず協議していただきたいということをお願いしたい部分です。

これも、先ほど町長おっしゃったように、福祉課と教育委員会の両方で協議をしながら行っていただきたいと思うんですけれども、この3点についてお伺いいたします。

○議長（久保谷実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長松本功志君。

○教育次長（松本功志君） それでは私のほうから、教育委員会に関する部分でお答えしたいと思います。

その前に、まず今回の子どもプランの主幹課ということですが、今の段階では児童福祉課を中心に、教育委員会、生涯学習課と共同でやっているような形になっています。

もう一つ、学校の利用できる教室はないのかというような御趣旨の御質問でございますけれども、現状をちょっと御説明したいと思うんですが、町内小学校8校、中学校3校ございますが、5年前の状況と今を比べてみますとですね、児童生徒数が5年前で、平成14年ですけれども、全体で4,096名、で、19年度の当初につきましては3,813名ということで、283名の児童数減少でございます。

教室の状況を見ますと、5年前のクラスの、教室の数ですね、小学校で見ますと97、これがですね、生徒数の減少にもかかわらず、現在では101ということで、教室が逆に増えている状況でございます。この状況は何かというと、ここ数年来のいわゆる少人数学級の問題、そういうこととか、特

別支援教育とか、そういった部分で、児童数は減っても、逆に必要とする教室の数は増えているというような実態がございます。

学校には普通教室のほかに生活科室であるとか、図書室であるとか、いわゆる特別教室がございますけれども、そういった教室については、例えば図書室であれば図書があるとか、家庭科室であれば調理の器具が配置されているとか、児童クラブには使えないような状況の教室が多うございます。そういうことで、現在のところ、各市町村どこもほとんどそうなんですけれども、その空き教室、あるいは余裕教室を使つての児童クラブ対応をしているというような実態がございます。

1つ取手市さんの例をお挙げになっておりましたけれども、それと最初の質問で、17町村で導入されているというような御質問ございましたけれども、それは18年度末の数字だと思います。現在はですね、20市町村で恐らく110校ぐらいの学校で導入しています。茨城県内には820ぐらいの学校がありますから、学校での率を見ますとですね、10数%にすぎないというような、子ども教室の実施状況はそういうことでございます。

そういうことで、そもそも学校の教室はですね、には、いろいろ子供の荷物があつたり、放課後には翌日の準備のために先生方が使ったり、なかなか普通教室をあけるというのが困難な状況にはあるのが実態でございます。そういったことでございますけれども、先ほど町長からもありましたように、放課後の少子化対策の1つとして非常に重要な柱ということで位置づけしておりますので、児童福祉のほうと、教育委員会のほうと、これまでも連携をとってまいりましたけれども、さらに連携を深めて、学校のほうの児童クラブの導入後の子供たちの状況、そういったものも検証しながらですね、今後進めていきたいなというふうに考えております。

教育委員会のほうの立場としては、そういうことで御理解いただきたいと思います。

○議長（久保谷実君） 民生部長瀬尾房雄君。

○民生部長（瀬尾房雄君） それではもう一点目のですね、移動時の安全確保の関係なんですけれども、これまで放課後児童クラブにつきましては、児童館とかですね、学校の空き教室、また公民館等々のあいているところを使うという前提から始まっておりまして、議員のほうからもありましたけれども、第二小と、以外は、今、阿見小も今度分かれようという話がありますけれども、大半のところは移動がつきもののところで、今現在実施しているわけですね。

議員の質問にもありましたように、学校の利用ができないかということが一番、利用ができればそういう問題もなくなりますので一番よいんですけれども、先ほど町長の答弁とか、教育委員会のほうからもありましたように、現在、その調整を進めているというところですので、まず、このままいかなければならないという状況のときにはですね、そういうボランティアの活用も考えなければならぬわけですが、なるべくですね、そういうものが活用しなくても安全にできるような体制ができれば一番いいわけですので、その辺の協議を今後も進めていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（久保谷実君） 5 番紙井和美君。

○5 番（紙井和美君） 済みません、移動の、そうですね、保護者の方への対応の説明会のときに、防犯ボランティアとか、そういう方々に協力をいただきながら今後進めていこうと協議していますという話があるときあったんですけれども、それを利用しないでやるというのは、学校でそのまま行えるというような内容になるんでしょうかね。

とにかく道中の安全管理、とにかく子供の安全管理をしっかりと協議してもらいたいという思いで質問させていただきましたので、その点、今後、こういった結成されているグループ団体ですとか、そういったところも巻き込みながら、保護者も巻き込みながら、しっかりと連携をとっていただ

きたいということと、いつまでにどういうふうにできるかということもまた考えていただきたいと思うんですけれども、やはりそれが保護者の方が一番考えているところで、放課後の健全な育成ということは、本当に自分の子供が通っている間にできればかなってほしいという気持ちがすごくあると思うんですね。そういったことで、2年も3年もかかってしまうと、これも卒業してしまうというふうなお話もありますので、そういったことから、しっかりと、児童福祉課、先ほど所管は児童福祉課というふうにお話ありましたけれども、これ、生涯学習課にいくのが本当はベストなんではないかなというふうに考えているところであります。

そういったところで、児童福祉課と教育委員会、しっかりと連携をとりながらやっていただきたいということと、あと放課後子どもプランに関して、補助金の申請、これは3分の1が国、3分の1が県、3分の1が市町村ということで補助金の申請なんかもありますので、そういったことも利用しながら、どうか少子化対策の一環として、子供の安全・安心、放課後の充実、親御さんがいる方も、すべての方網羅できるように、働いている方も、おうちにいらっしゃる方も、すべてが網羅できるようにしっかりとした健全な育成に取り組んでいただきたいというふうにお願いいたしまして、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（久保谷実君） これで5番紙井和美君の質問を終わります。

次に、3番浅野栄子君の質問を許します。登壇願います。

〔3番浅野栄子君登壇〕

○3番（浅野栄子君） 通告に従いまして、2点質問させていただきます。

1点目「健全な子どもの成長を阻むものについて」、2点目「小学校英語必修化にむけての対応について」でございます。

まず1点目について。

元気な子供、元気な女性、元気な高齢者は、まちの活性率、活気のパロメーターです。特に子供の元気な姿は周りを明るくし、元気を促し、笑顔

にしてくれます。子供が健康で素直にすくすく育ってほしいと思うのは万民の願いでしょう。

しかしながら、成長を妨げる障害となるべきものが立ちはだかっているのも事実です。か弱い子供がそれらを乗り越え、成長していく過程において、私たち大人は、行政のかかわりを含めて、まちの子供を万難を排して守らなければなりません。

子供の成長を妨げるにも、健康を害するにも、それらに関して特に頻繁に話題に上るのは、いじめ、虐待、薬物汚染であります。いじめに関しましては、平成18年第3回定例会において質問させていただいておりますので、今回は児童虐待から参りたいと思います。

平成18年に全国の市町村が受け付けた児童虐待に関する相談は計4万5,901件で、前年度と比べ7,718件、約20%増加したと厚生労働省の調査で報告されました。11月は児童虐待防止推進月間になっているそうですが、町ではどのような推進対策を行ったのでしょうか。

東京都目黒区では、目黒虐待死ゼロ運動を展開し、児童虐待を初め児童問題の情報はすべて主任児童委員にも連絡され、子供家庭支援センターとの連携によって、区内格差のない迅速な対応を行っているそうです。

虐待防止、早期発見への見守りを徹底しているのは、学校、児童館、保育所など、子供の本音が見られる場所で情報交換、連携を密にし、特に子供の様子から、1、元気がない、2、落ち着きがない、3、衣服が汚れている、4、友だちと仲よくできない、5、学習のおくれがある、6、傷やあざがあるなどから早期発見に心がけているそうです。その傾向の連絡が入ると、民生・児童委員とともに該当家族の住宅確認や生活実態の調査をし、支援センターへ連絡をする。命にかかわることと、ここまでの所要時間は一、二時間以内、即対応を実践するそうです。

また古河市では、児童虐待防止を訴えるオレンジリボンキャンペーンを展開し、職員全員がリボンをかたどったバッチを胸につけ、虐待の悲劇を

繰り返さないようにと啓発活動に取り組んでいるとのことですが、これは2004年9月、栃木県小山市で起きた幼い兄弟の虐待死を機に始まり、当時、古河市職員も兄弟の捜索に協力し、身近な事件として深刻に受けとめた経緯があったということですが、本町の現状と対応について伺います。

次に、薬物汚染についてであります。阪神甲子園球場は、今、改修中で、新設に、ドーピング、禁止薬物使用検査室ができると聞きます。甲子園と言えば高校野球の聖地です。その聖地にあって、春・夏の全国大会にドーピングが導入される可能性があると言われます。

薬物は限定的と言われる陰で、普通の高校生・大学生に広がりつつあり、中学生の広がりも危ぶまれます。その道の大人、一般の成人のみならず、高校生・中学生でもその気になれば安易に購入できるという、まさに人が滅び、まちをも滅ぼすという恐ろしいものです。

過日のニュースでは、大学生のラグビー選手が大麻を育て、部員全員が吸ったという衝撃的なことがありました。また、土浦の呉服店主が大麻やMDMA、通称エクスタシーといい、若者に人気のある薬物だそうですが、それを所持し、密売組織もあると逮捕された事件があり、また古河市、桜町では、一般住宅に、9月中旬、家宅捜索し、大麻栽培と、仲間同士で吸っているということで逮捕されました。インターネットの大麻サイトで栽培法を知り、育てたとのことでした。

こうして県内の若者への大麻の蔓延が懸念されていると言われていています。本当に身近に迫っている危機感を感じます。阿見町でも、その昔、ヒロポンという麻薬が流行し、ヒロポンを注射し廃人となった人や、シンナーを吸った中学生が幻覚症状を起こしたということは、実際にあったことです。

大麻、麻薬、この人間を破壊するものへの警告をどのように広めていきますか。阿見町の町民、児童生徒の1人たりとも薬物汚染者を出してはなりません。薬物に関する情報発信はどうなっているのでしょうか。児童生徒への啓蒙は、どこでどのように指導しているのでしょうかお尋ねします。

2点目、小学校英語必修化に向けての対応についてであります。

文部科学省が、今年4月、小学校6年生と中学校3年生全員を対象に行った全国学力学習状況調査、全国学力テストと略しますが、この全国学力テストの結果が発表されました。それによりますと、小中いずれも、各教科で、基礎的知識を問うA問題は約70から80%に達しましたが、応用力を見るB問題は、それより10から20ポイント低い60から70%だったそうです。

ゆとり教育での学力低下批判を受けた形で実施された、この学力データは、時々新聞に掲載され、先日も8つを「はちつ」と読むとかして、「え？」と驚かせ続けられています。一番大切な基本的なことが身につかないのでは、応用力が育つとは思えません。

このような状況下において、小学校義務教育は、基礎基本の充実を図り、基礎をしっかりと身につけるべきと思うのでありますが、一人ひとり全員が充実するためには、教員増が実現のかぎであります。が、本日の質問の趣旨は、このような現実の小学校へ、週1時間、年間35時間の外国語必修時間を導入していくということはどうなのでしょう。中学校英語教育の前倒しであつては、ますます子供たちにとっては負担に感じるのではないのでしょうか。

しかし、国際化が進み、これからますます国際人としての感覚を身につけるには、早期に外国語に接するのも適応しやすいのかとも思いますが、どのような内容で、どのような意図をもって展開していくのでしょうか。その状況と対応について伺いいたします。

以上です。

○議長（久保谷実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） お答えいたします。御質問の薬物汚染については教育長から答弁しますので、私のほうからは児童虐待についてお答えいた

します。

児童虐待に関する相談は、議員御指摘のとおり、増加している状況にあります。当町の現状として、虐待通告件数が、平成17年度は12件、18年度が19件、19年度が11月までで23件となっており、増加傾向にあります。このような状況でありますので、従来、法律上はあらゆる児童家庭相談について児童相談所が対応することとされておりましたが、平成17年4月から、市町村も児童家庭相談に応ずることや、要保護児童対策地域協議会の設置を努力義務とした児童福祉法の改正がなされました。

当時、町でも児童虐待防止対策の必要性の高まりを感じておりましたので、子供に携わる関係機関の御協力を得まして、県内で最初に要保護児童対策地域協議会を設置いたしました。この協議会の設置により、子供に関する多数の関係機関の間で情報共有、共通認識、意思疎通等ができることで連携・協力につながり、個別ケースに対してはケース検討会議を実施しております。

ケース検討会議では、対応策の検討と対応実施をしているほか、町レベルで対応困難なケースについては児童相談所への送致、一時保護、または施設入所等により対応しているところであります。また啓発活動については、広報紙、ポスター等により、町民に理解と協力を求めていることのほか、児童相談所から当町に出向いての移動相談を年4回実施しております。

このように、児童虐待防止については、健全な子供の成長のために町として体制を調えながら、関係機関や町民の協力を得て対応していきたいと考えておりますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（久保谷実君） 教育長大崎治美君、登壇願います。

〔教育長大崎治美君登壇〕

○教育長（大崎治美君） 薬物汚染についての御質問にお答え申し上げます。

薬物乱用は世界的な広がりを見せ、人間の生命はもとより、社会の安

全・安定をも脅かし、人類が抱える最も深刻な問題の1つになっております。先ほど質問者も話がありましたように、さきの関東学院大学のラグビー部の部員の大麻吸引の件、また土浦市で起きた覚醒剤密売の件、いろいろ例がありまして、私どもも十分心しなくちゃならないと、そういう考えでおります。

さて、茨城県警の生活安全部少年課によりますと、覚醒剤、大麻及びシンナー等の薬物乱用による少年の検挙数は、中学生、高校生、有職少年、無職少年などを含め、平成17年26名、平成18年15名、平成19年の10月までに10名となっております。

幸いにして、現在のところ、この阿見町では、薬物乱用で検挙されたり補導された中学生はございません。しかし、先ほど申し上げましたように、こういう覚醒剤、麻薬、そういうものは、いつどこから忍び寄ってくるかわからない、魔の手はどこにでも存在すると考えるべきであり、薬物乱用の恐ろしさを知らせ、薬物乱用から身を守る対策は必要であると考えております。

当町の状況をお話ししますと、当町の小・中学校における取り組みは、小学校では5、6年生の保健学習の時間に、たばこ、シンナーなどの害や、薬物乱用防止についての学習をするほか、薬物乱用防止教室なども開き、薬物に関する正しい知識、薬物乱用の恐ろしさ、薬物乱用から身を守る方法などを学ばせております。

中学校でも、財団法人麻薬覚醒剤乱用防止センター、ここのライオンズクラブ認定講師、この講師の先生、阿見町にもおりますので、その先生や警察官を講師に招いて、薬物乱用防止教室や講演会を開くなど、薬物乱用防止の教育を行っております。

今後とも、次の時代を担う大切な子供たちが1人としてこのような薬物乱用に染まることのないように、各学校や専門機関と十分に連携をとりながら、教育、また啓発に努めたいと、そういうふうに考えております。

次に、小学校の英語教育についてお答えいたします。

学習指導要領改訂に関して、小学校高学年での英語教育の御質問ですが、御存じのとおり、改訂学習指導要領は、まだ決定されておられません。ここに平成19年11月22日の文部科学広報、これを持ってまいりましたが、この文部科学広報にも、本年度中には学習指導要領改訂を目指す、ということ出ていますので、今のところ我々は詳しい内容は感知していないと、そういう状況でございます。したがって、現段階では、我々、新聞で報道されている以外のことは承知していないということでございます。

新聞なんかによりますと、その概要としては、中教審、中央教育審議会の外国語専門部会からの提言を受けて、中学校のような教科の英語ではなく、英語を聞いたり、話したりする英語活動を中心として、小学校5年生から週1時間程度を英語を必修化しようと、そういうように考えられています。

3月ごろに新しい学習指導要領が示されると聞いておりますので、その対応としては、具体的な内容や展開の対策については、まだ新しい指導要領が、何度も言いますが示されておられませんので、それが示されてから、我々、十分に検討して、学校に導入すると、そういう考えでおります。

次に、阿見町における取り組み状況ですが、現在、阿見第一小学校において、文部科学省及び茨城県の教育委員会から委託を受けて、小学校における英語活動と国際理解活動推進事業と、そういう名の、小学校における英語活動等のあり方についての指定研究を進めております。これは、平成19年、20年度の2カ年事業となっており、20年度末には研究成果が発表されると、そういう予定です。

なお、つけ加えさせていただきますと、こうした英語教育に消極的な立場からは、英語教育ありきではなく、まず日本文化の根底にある日本語で考える力、生きる力をつけることこそ小学校における教育で必要なことであり、英語は中学校からでも十分であると、そういう意見もございます。

ちなみに東京都知事の石原慎太郎氏は、4月の6日の首都大学東京の入学式で、今、申し上げましたように、中学生からでも十分だと、そういうあいさつをしております。また鳥飼玖美子先生、御存じかと思うんですけども、同時通訳でよくテレビに出ていました。今、立教大学の教授でございますが、この人も、やはり同じような意見をしております。

だから、一概にですね、英語が万全であるというようなことはございませんが、今からの国際社会の中で、英語教育の必要性は確かにあるわけですから、そうした点も踏まえて、今後の新しい指導要領の内容を検討し、導入を考えると、そういう状態で、今、研究を進める準備をしております。

以上です。

○議長（久保谷実君） 3番浅野栄子君。

○3番（浅野栄子君） 虐待をしているということで、虐待をしているのはだれかなと、そういう調査では、やはり親が一番多いということです。親が虐待をしているという意識がなく、これはしつけである、そんなふうに過剰暴力を振るう、そういうときに、子供が泣いたり、そういう物音がすれば、いち早く気がつくのは近所の方々だと思うんですね。

近所の方々がそれを見つけたときに、どのようにそれを対応するのかということで、周りの方に聞いてみましたら、どこに言っていいかわかりませんと、そのように答えた方がおります。先ほどの答弁の中に、広報紙で啓発活動をしていますと、そのようにおっしゃいましたけれども、その広報紙に、啓発活動は何月に一遍ぐらい、今までどのぐらい掲載したのでしょうか。

それから、要保護児童対策地域協議会が県で一番最初に発足したと、これは素晴らしいことだと思います。私も県のほうから聞きまして、各市町村に、この要保護児童対策地域協議会をつくっていただいて、それに対処していただいておりますという、そのようなことを聞きまして、いち早く

それに取り組んだ阿見町はすばらしいと思います。これについて、今までの活動状況というんですか、今まで開いたことで、それらの活動状況を、ひとつお知らせしていただきたいと思います。

それから、先ほど教育長さんがおっしゃいましたように、まだ答申のまとめがはっきりしていないというお話がありましたけれども、県の義務教育課英語主任のフジタ様のお話では、外国語活動ということで、教科ではないと。英語というふうに決めてはいないんだというお話もありました。

各市町村で、今、国際化が盛んになっておりまして、私のところはブラジルと国際交流しています、私のところはスペインですという、そのような話なら、そのスペイン語教育になったり、そんなふうになるそうなんですけれども、答申は1月末か2月頭には必ず出ると、そういうふうに出るということがわかっているとすればですね、それが出てからというのではなく、やはり今からお考えしていただいたほうがよいのではないかと思います、それが出たときにはですね、外国語活動は、教育長さんは、どの外国語をですね、とられるのでしょうか。

以上3点について御質問いたします。

○議長（久保谷実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長瀬尾房雄君。

○民生部長（瀬尾房雄君） お答えいたします。

1点目のですね、広報・週報等の周知、これまで何回したかという、ちょっと手元に集計がございませんので、後で御報告したいと思います。

それと、要保護児童対策地域協議会をつくってどのようなことをやっているかということですが、これはですね、17年度に立ち上げて、毎年、先ほど議員のほうからもありましたように、11月ですね、11月の週間の月に、毎年1回ずつ開催をしてございます。そのほかにケース検討会議ということで、その事案ですね、事案についての検討を、今年は3回ほど実施しております。それと、その要保護児童対策協議会の中では、その

対象者のケースのですね、内容説明をいたしまして、各委員さんからの意見等を聞いて、対応の仕方等について研究しているということでございます。

それと、質問というよりもですね、週報・広報関係のことなんですけれども、確かに御指摘のように、例えばそういう習慣があります。それと、広報はしていながらですね、連絡先がわからないという御指摘がありましたけれども、確かにそうだと思います。今後はですね、連絡の仕方ですか、仕方、当然近所の方が一番御存じでしょうから、そういう方がどこへ連絡したらいいかという方法についての周知ですね、その辺もしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（久保谷実君） 教育次長松本功志君。

○教育次長（松本功志君） 英語教育の関係で、私のほうから御説明したいと思います。

先ほど議員のほうからは、英語以外の外国語もというお話でしたけれども、小学校については英語活動ということになっているようでございます、今の報道によりますとですね。英語以外の外国語については高等学校を中心というふうに私どもとしては情報を得ております。

それから、指導要領が出る前についての対応はどうかということでございますけれども、本年の6月の議会において補正予算提出しまして、事業に取り組んでいる1つがございます。それは、そのときも御説明しましたが、阿見第一小学校のほうで、国・県からの指定を受けまして、英語、国際理解という名目なんですけれども、英語に親しませるというようなことで、モデル校の指定を受けまして、授業を取り入れていると、これは英語ですけれども。

具体的には、中学校で導入していますALTってございますね。その先生方とか、ボランティアの方に御協力いただいて、5、6年生で、各クラ

ス、週1時間程度なんですけれども、英語に触れる機会を設けて、その指導要領が示されて、英語教育に入る前段としてのテストケース、あるいはそういった今後の進め方を検証する意味での事業だと思いますけれども、そういったことにも取り組んでいるというようなことでございますので、国としてはなるべくスムーズな導入に向けて、そういった事業も取り入れながらということだと思いますので、それに従って、町としても取り組んでいるということでございます。

○議長（久保谷実君） 3番浅野栄子君。

○3番（浅野栄子君） それでは、やはり一番身近で保育所ですね、そういうところで、虐待、そういう経緯を見る保育士の先生方を指導していらっしゃる児童福祉課の課長さんがせっかくお見えになっておりますので、そういう例がありましたら、どのような経過があったのかというのを1例だけでもお知らせいただければと思いますけれども、済みません。

○議長（久保谷実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。児童福祉課長大越智恵子君。

○児童福祉課長（大越智恵子君） お答えいたします。

児童虐待につきましては、大分以前、前から、保育所のほうでは、子供さんの健康状態のチェックということで、朝、お子さんがおうちの方と一緒に保育所に訪れたときに個別検査を実施しております。今までの中で虐待と思われるケースが確認されたのは、わずかではございますけれども、1カ所で1名、保育所名は申し上げられませんが、6カ所、今、あるんですけれども、3カ所で1名ないし2名ぐらいです。そのまま、あとは放課後児童クラブのほうに移りまして、継続的にお母さんとの面談ややり取りを続けているという状況にあります。

保育所は一番小さいお子さんということで、発見がかなりしやすい状況にあります。保育所・幼稚園等では発見しやすい、あとは、保育所の場合は、よく地域の民生委員、児童委員さん方が地域の母子の御家族や妊産婦

の方々の状況を把握したり、支援するという観点から、地域の民生委員、児童委員さん方と連携をしながら実情を把握しております。そして、地域の民生委員、児童委員さんたちが把握してくださったことは、即、主任児童委員さんのほうに報告が行きまして、主任児童委員さんが全体を掌握して児童福祉課のほうに報告に来るといった方法をとっております。

余計なことを申し上げましたけれども、保育所のほうの実情はそうようになっております。

○議長（久保谷実君） 3番浅野栄子君。

○3番（浅野栄子君） ありがとうございます。阿見町の子供の健全なる育成のために、よろしくお願いいたします。

以上で質問を終わりにいたします。

○議長（久保谷実君） これで3番浅野栄子君の質問を終わります。

先ほど、18番佐藤幸明君が退席をしております。したがって、ただいまの出席議員は17名です。

次に、11番吉田憲市君の質問を許します。登壇願います。

〔11番吉田憲市君登壇〕

○11番（吉田憲市君） 私は、事前に通告をしておきました次の1点について質問をいたします。「予科練平和記念館に通ずる道路整備計画について」であります。

予科練平和記念館整備事業も、平成22年度の開館に向けて、展示・建築基本設計等もでき上がり、進捗状況も良好で、大変期待の持てる喜ばしいことであります。

そこで、予科練平和記念館へ連絡する道路であります。現在、現実に通行可能な道路としては、圏央道阿見東インターから追原久野線、島津追原線を通り、そして国道125号にて記念館へつなぐルート1本が代表されると思います。

また、他方、将来的に通行可能な道路といたしましては、圏央道牛久阿

見インターチェンジから阿見小池線を利用，西郷大室線，新町中郷線にて記念館へ入るルート，この2通りかと思われますが，いずれにせよ，現在，記念館付近の道路事情は，土浦市内への通勤・通学道路となっております。国道125号線を利用せざるを得なく，当線は片側1車線であり，幅員も狭く，時間帯によっては，既に大室地区から土浦方面に向かい，大渋滞が続いている状況であります。

そこで，将来的に通行可能な道路としての阿見小池線から125号線，そして渋滞方向とは逆に，立ノ越地区から廻戸大室方面に向かい，記念館へのルートが賢明かと思われますが，阿見小池線の進捗状況はいかがか，また予科練平和記念館へ通ずる道路整備に関してはどのような計画をしているのか，町長にお伺いいたします。

以上1点でございます。

○議長（久保谷実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君，登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） お答えいたします。

最初に，現在の予科練平和記念館の整備進捗状況について御説明いたします。なお，これはこの前の全協で説明してありますが，念のため，もう一度説明させていただきます。

記念館建設のための展示・建築の実施設計及びインフラ整備としての改修道路と排水路工事については，本年度完了し，平成20年度から本格的な建設工事に入る予定となっております。また，記念館建設を進めるに当たり，予科練関係者を初め，全国の多くの人から御支援をいただき，多くの人の力により記念館整備を進めることが必要であり，発起人からなる趣意書により寄附金の募集を始めたところであります。そして，平成22年の2月の開館を目指し，事業に取り組んでいるところであります。

さて，予科練平和記念館に通ずる道路整備計画についてであります。ま

ず阿見小池線，正式には土浦竜ヶ崎線バイパスの阿見地内分を阿見小池線と言っております，の現在の進捗状況について御説明いたします。阿見・小池線に接続する土浦竜ヶ崎線バイパスは，龍ヶ崎方面から国道408号までが供用開始されており，さらには国道408号から圏央道牛久阿見インターチェンジまでの区間について，暫定2車線で平成21年度に供用開始を目指しております。

またインターチェンジより北側の阿見小池線については，前から何回か説明したりしておりますが，小池地区の筆界未定地の解除に向けて，町も県と連携をとりながら進めているところであります。町としては，この3月に開通した圏央道牛久阿見インターチェンジのアクセス道路として，また牛久龍ヶ崎方面への連絡道路として，非常に重要な路線と認識していることから，早期の整備着手が図られるよう県に強く要望活動を行っているところであります。

次に，記念館への道路整備についてであります。予科練平和記念館建設地は，議員御指摘のとおり国道125号線に接しており，最終的に来館者はこの道路を利用することになります。現在，東京や福島方面から当該記念館敷地までの自動車によるアクセスは，常磐自動車道桜土浦インターチェンジから国道125号バイパスを通り，新町中郷線を利用するルートが一般的だと考えられます。

また，以前は不便であった常磐自動車道へも，125号バイパスの開通により，市街地からのアクセス道路が格段に向上しております。さらに圏央道の開通と2つのインターチェンジが整備されたことにより，阿見町の東西の道路網は強化されました。

この圏央道の開通に伴い，阿見東インターチェンジから阿見東部工業団地までの追原久野線が平成19年3月に供用開始され，それより北側の国道125号バイパスまでの区間も，平成22年度供用開始をめどに現在整備を進めており，平成16年11月から供用開始している島津追原線を含め，阿見東イ

ンターチェンジから国道125号線まで全線開通することとなります。

予科練平和記念館への県外からの自動車での当面のアクセスについては、常磐自動車道桜土浦インターチェンジから国道125号バイパスを利用する来館者が大多数と予想されますので、現在整備されている路線を使っただくことを前提に考えております。また、圏央道牛久阿見インターチェンジ及び阿見東インターチェンジからのルートを補助路線と位置づけ、阿見小池線の早期完成と追原久野線の平成22年度供用開始を期待しているところであります。

議員御提案の、阿見小池線から国道125号までを開通させ、立ノ越から廻戸大室方面へのルートを整備してはとのことでありますが、阿見小池線の終点、125号バイパスから国道125号までの区間については都市計画決定がされておらず、現段階では整備を進めることは困難な状況であり、当面、阿見小池線の国道125号バイパスまでの区間を早急に完成させることが必要であると考えております。

いずれにしても、新たな道路計画をするのではなく、現在都市計画決定されている道路網の整備を推進していく中で、記念館へのアクセス方法を解決していきたいと考えております。また、道路案内表示板等の設置により、予科練平和記念館への誘導等についても配慮してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（久保谷実君） 11番吉田憲市君。

○11番（吉田憲市君） 詳しい説明ありがとうございました。今、町長がお話しいただいたんですが、質問するほうも質問するほうなんですけれども、何号線、何号線としても、ちょっと頭に想定できませんので、ちょっと頭の中が整理できていないんですが、実際にですね、22年度に開館したときにはですね、通行可能というか、大型バスなりですね、この入館者の予定数がですね、どのくらい見込んでいるか、ちょっと確認できないんですけれども、相当の数の方をですね、年間見込んでいると思うんですが、

そうしますとですね、大型のバスがですね、それなりの数来ると思うんですけれども、今現在、開館予定地の周りをですね、1車線の125号線と、それから新町の坂ですね、中郷と新町線、あそこのですね、坂道ですね、あと125号を必ず通るという形になると思うんですが、その東京からとかですね、日本全国から来る場合には、圏央道、もちろん常磐道も使ってますね、それはいいんですが、その付近のですね、道路整備、これはですね、平成22年度にはですね、どのような形になっているんでしょうか。新町付近ですね、それから記念館のですね、125号、今、片側1車線になっていますよね。その辺はですね、どのような整備をされているのか、その辺ですね、お聞きしたいと思います。

それともう一つですね、圏央道を通る路線とですね、それからもう一線あると先ほど説明ありましたけれども、今の説明だと2本なんですが、ルートはね、ですからそのルート2本以外に想定しているのかどうか、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（久保谷実君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市開発部長渡辺清一君。

○都市開発部長（渡辺清一君）　まず1点目の、開館平成22年2月の時点で平和記念館の周辺の道路状況はどうなるのか、道路状況、道路の整備状況はどうなるのかということですが、22年度では、現在、阿見町の道路整備計画、3カ年実施計画でもわかりますように、あそこも都市計画街路となっておりますので、都市計画道路となっておりますので、将来的には整備するということは必要になっておりますが、現時点では優先順位に入っておりませんので、現状のままで開館を迎える。その先たっても急に変わることはないという認識をいたしたいと思います。これは本当の話なので、現在のところは。

それと、現在、圏央道からの道路整備の考え方ですが、先ほども町長のほうからも説明しましたけれども、それ以外の計画はございません。心配

をするならば、阿見小池線ですけれども、125号バイパスから牛久阿見インターチェンジまで、あとは吉原東ですと追原久野線で125号バイパス、さらには既にでき上がっています島津追原線、この2系統のみが現在の計画の中で進めているという状況です。

○議長（久保谷実君） 11番吉田憲市君。

○11番（吉田憲市君） そうするとですね、記念館付近の今ある旧道路ですか、この整備というのは、今、もうほとんど、何というか、されないと、現状のままで、そのバイパスのですね、125号バイパスまでの道路を利用して、現在の道路をまた利用してですね、開館に入ると、こういうことですね。

それでですね、先ほどもちょっと言ったんですが、平成22年度開館になりまして、どのぐらいのですね、来館者があるのかなと、予想で立てているのか、1つ質問したいと思います。

○議長（久保谷実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長糸賀富士夫君。

○町長公室長（糸賀富士夫君） 以前にも御説明したかと思うんですが、予定としては10万人を予定しております。

以上です。

○議長（久保谷実君） 11番吉田憲市君。

○11番（吉田憲市君） 3問目ですのでこれで終わりにしますが、10万人という数がですね、想定されているとすると、かなりのですね、先ほど言った交通がですね、道路整備がされていないと、なかなか交通渋滞が始まるんじゃないかなと懸念されるんですが、その辺も含めてですね、道路を建設するということになりますと、やはり国、それから県、そして町もですね、含めて協力よろしくしなきゃならないと。

そういう面でですね、事業費などもかなりかかるでしょうし、またその期間もですね、10年単位で計画していかなきゃならないということは重々

承知しておりますので、今後ですね、そういう開館になってから問題が出てくるというようなことがありましたらですね、できるだけ早くですね、そういう計画に取り組んでいただきたいというふうに要望してですね、質問を終わります。

○議長（久保谷実君）　これで11番吉田憲市君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（久保谷実君）　以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。どうも御苦労さまでした。

午後　2時20分散会

第 3 号

[12 月 13 日]

平成19年第4回阿見町議会定例会会議録（第3号）

平成19年12月13日（第3日）

○出席議員

1番	久保谷	実	君
2番	柴原	成一	君
3番	浅野	栄子	君
4番	難波	千香子	君
5番	紙井	和美	君
6番	青山	正一	君
7番	石井	早苗	君
8番	藤井	孝幸	君
9番	千葉	繁	君
10番	吉田	光男	君
11番	吉田	憲市	君
12番	滝本	重貞	君
13番	天田	富司男	君
14番	小松沢	秀幸	君
15番	倉持	松雄	君
16番	大野	孝志	君
19番	諏訪原	実	君
20番	荻島	光明	君
21番	細田	正幸	君
22番	岡崎	明	君

○欠席議員

18番 佐藤幸明君

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	川田弘二君	
副町	長	大崎誠君	
教	育	長	大崎治美君
消	防	長	木鉛章君
町長公室	長	糸賀富士夫君	
総務部	長	石井定夫君	
民生部	長	瀬尾房雄君	
経済建設部	長	坪田匡弘君	
都市開発部	長	渡辺清一君	
教育次長兼 中学校教育課	長	松本功志君	
総務課	長	湯原恒夫君	
企画課	長	川村忠男君	
財政課	長	篠原尚彦君	
児童福祉課	長	大越智恵子君	
障害福祉課	長	大塚康夫君	
指導室	長	石井直人君	

○議会事務局出席者

事務局	長	栗原繁樹
書	記	山崎貴之

平成19年第4回阿見町議会定例会

議事日程第3号

平成19年12月13日 午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

一般質問通告事項一覧

平成19年第4回定例会

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 諏訪原 実	1. 小・中学生の朝ごはん運動の推進について	教 育 長
2. 難波千香子	1. 子育て支援，保育料第3子無料化について 2. 障害児介助員の配置について	町 長 教 育 長
3. 柴原 成一	1. 阿見町第5次総合計画後期基本計画策定について	町 長
4. 荻島 光明	1. 新設する町民活動推進課の業務内容について	町 長

午前 10 時 00 分開議

○議長（久保谷実君） おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（久保谷実君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を1時間、再質問の回数を2回いたしますので、御協力のほどお願いいたします。

初めに、19番諏訪原実君の質問を許します。登壇願います。

〔19番諏訪原実君登壇〕

○19番（諏訪原実君） 皆さん、おはようございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

小・中学生の朝ごはん運動の推進について質問をします。教育長初め、執行部の前向きな答弁を御期待申し上げます。

成長期にある小・中学生の子供たちは、勉強とともに適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養、睡眠がとても大切なのであります。その中でも、1日の始まりである朝ごはんは極めて重要であると思います。これは、医学的にも根拠のあることであり、朝食をとるとらないによって、午前中の頭の働きなどに大きな影響があると言われております。実際、既に公表されている小学校教育課程実施状況の結果によると、毎朝朝食をきちんと食べている子供たちのほうがペーパーテストの成績がよい傾向にあること

が明らかになっています。だそうです、私もきちんと朝ごはんは食べています、頭は悪いけども。頭の働きは大丈夫です、教育長から満点の答弁をいただいております。ありがとうございます。しかしながら残念ながら最近では朝食抜きで登校してくる小・中学生も多いという話も聞いています。こうした基本的な生活の乱れが学習意欲や体力、記憶や気力が低下する要因と指摘されています。以前ある教育者の方からも学校で問題行動を起こしがちな子供は朝食を食べてこないことが多いという話も聞いたことがあります。もちろん朝ごはんの基本は家庭生活にもあります。親の責任ということもあろうかと思います。しかし、阿見町の将来を担う子供たちのために、きちんと朝ごはんを食べようという運動は、家庭任せではなく、学校、教育委員会、町を挙げて強力に進めていかなければならないと感じております。文部科学省におきましても、全国協議会を設けて「早寝早起き朝ごはん」国民運動を展開しております。また、平成17年には教育基本法も成立している状況であります。このほか、子供たちの食生活の乱れなどが指摘されていることを受け、学校給食法も主要目的を従来の栄養改善から、食の大切さ、文化、栄養のバランスなどを学ぶ食育に転換するという話も聞いております。しっかり朝ごはんを食べることの大切さを知りながら、米や野菜などの食材の生産者あるいは生産地などの状況も知ることができれば大変よいことではないかと思います。阿見町における具体的な朝ごはん運動の推進策についてお伺いをいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（久保谷実君）　ただいま15番倉持松雄君が出席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は18名です。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長大崎治美君登壇願います。

〔教育長大崎治美君登壇〕

○教育長（大崎治美君）　おはようございます。

このたびの御質問まことに時を得た質問かと存じます。実は、9日曜日のある新聞の茨城版にこのように大きく食の大切さを訴える食育の記事が載っておりまして、タイムリーな質問かなと私は感じております。

議員御質問にありましたように、子供たちが健やかに成長していくためには、適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養、睡眠が大切です。平成17年に成立しました食育基本法の前文にも、子供たちが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくためには、何よりも食が重要であるとあり、食育は知・徳・体の基礎となるべきものと位置づけられております。しかし、最近の子供たちを見ますと、よく体を動かしたり、よく食べてよく眠ると、こういう成長期の子供にとって当たり前であり、必要不可欠な基本的な生活習慣が大きく乱れているというようなことが見受けられます。こうした家庭における食事や睡眠の乱れは、そのまま見過ごしができないというような大きな問題でございます。このため文部科学省では、子供の基本的生活習慣の確立や生活のリズムの向上を積極的に推進することを目的に、個人、PTA、子供会、青少年団体、スポーツ団体、文化関係団体など、幅広い参加を求めて、平成18年の4月に、先ほども質問者からありました「早寝早起き朝ごはん」全国協議会、これが設立されました。この協議会は、主にどんな仕事をしているかというと、ポスターとかパンフレットの配布、ホームページの開設、イベントの開催などの普及啓発活動や朝の時間帯に着目した活動プログラムの研究開発、子供の生活実態や学力、体力の比較による調査研究等を進める活動を行っております。

また、茨城県の教育委員会においても、児童生徒の食育行動指針を策定し、児童生徒が望ましい食習慣を身につける、このことを最終目標に、保護者、学校関係者、地域関係者が連携して、さまざまな面で児童生徒の支援を行えるように推進しております。当町でも、この「早寝早起き朝ごはん」、この運動につきましては、普及啓発活動はもとより、3年前から学校の保健の先生方、また町の校医の先生方、そのほか行政関係という人が

集まりまして、「町いきいき学校保健委員会」、これを組織しまして、重点実践事項として各学校において食に関する指導を行い、町社会教育委員会でもこれからの家庭教育のあり方と家庭教育を支援するための方策について議論しております。

また、平成18年から19年にかけて阿見第二小学校をモデルにして、学校と家庭の連携のもと、「食に関する指導の推進と体力の向上を目指して」と題して、第1に学校と家庭が連携した食に関する指導や生活習慣の改善に関する教育のあり方、第2に学校と家庭が連携した体力健康づくりの改善に関する教育のあり方を研究してまいりました。これらの内容については、1点目に食生活に関する調査とアンケートの実施と集計、2点目に食に関する指導にかかわる環境の見直し、3点目に特別活動における食に関する授業、4点目に体力向上に向けて、体力診断テストの分析、5点目には、竹馬や一輪車の整備、6点目には業間運動の実施、7点目にトレーニングコースの設定、8点目に親子教室の開催、以上8項目について実施してまいりました。

結果につきましては、平成18年10月のアンケート実施当初に比べまして、平日の朝食について、毎日食べる子供の割合、これが84.9%だったのに対しまして、今年19年の9月のアンケートでは、86.2%と、1.3%の向上が見られました。今後もこれらの研究成果を踏まえ、すべての子供たちに朝食を食べる、朝食を毎日食べると、このことを目標に学校への普及啓発活動の強化、また学校活動での積極的な取り組みを推進してまいりたいと、かように思っております。

○議長（久保谷実君） 19番諏訪原実君。

○19番（諏訪原実君） では、済みません、非常に感心して聞き入っていたので。まことに丁寧な答弁をいただきました。確かに次代を担う子供たちのためにもね、家庭、一般、地域、学校、町と、今、答弁にありましたけども、強力な連携によって、なお一層活動を展開されるよう希望いた

しまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（久保谷実君） これで19番諏訪原実君の質問を終わります。

次に、4番難波千香子君の質問を許します。登壇願います。

〔4番難波千香子君登壇〕

○4番（難波千香子君） 通告に従いまして御質問いたします。

まず、子育て支援、保育料第3子無料化についてであります。

先ほどの茨城新聞に、「子育て環境依然厳しく」との見出しで記事が載っております。少子化対策が叫ばれて久しく、国も地方もさまざまなメニューを講じてきましたが、依然として歯どめがかからないという状況にあります。国立社会保障人口問題研究所によると、このままでいくと2050年までには2,700万人が減少し、総人口は1億59万人となり、昭和42年の水準に戻るとされております。当町の人口は11月1日現在、4万7,783人、2年前の当時期より206人減、ここ数年4万7,000人台を推移しておりますが、少子化による将来への影響は深刻であります。雇用、教育、産業、社会保障、地方行政など、あらゆる分野の保障、社会システムの構築が困難になると言われております。しかしこれまでの施策がむだだったというのではなくて、それはそれで継続されるべきであり、何が不足だったのか考えるべきであります。国の少子化社会対策基本法を見ますと、一部には次のようにあります。「我らはともすれば高齢化社会に対する対応にのみ目を奪われ、少子化という、社会の根幹を揺るがしかねない事態に対する国民の意識や社会の対応は著しく遅れている。少子化は社会における様々なシステムや人々の価値観と深くかかわっており、この事態を克服するためには、長期的な展望に立った不断の努力の積重ねが不可欠で、極めて長い時間を要する。急速な少子化という現実を前にして、我らに残された時間は極めて少ない」とあります。

そこで御質問いたします。当町においての保育料についてでございますが、現在、当町の徴収基準の階層が7ランクになっているようでございま

すが、保育料が高いとの声があります。どのようになっているのかお伺いいたします。また、子育て費用や教育費の負担が家計に重くのしかかっていることは間違いないと思います。今日経済的理由によって出産をためらったり、2人目、3人目をあきらめたり、あるいはあきらめかけたりしている御夫婦を激励し、支援するという立場で、まず第3子の保育料の完全無料化といった思い切った措置をとる必要があると考えますがいかがでしょうか。全国で徐々に広がってきております。県内におきましても6カ所ではありますが、「子育てするなら阿見で」が合言葉となって、若い夫婦の阿見町定住が促進されることを期待してお伺いいたします。

次に、障害児介助員の配置についてであります。

知的、身体的障害に加え、発達障害と言われる幼児児童の実態が明らかになるとともに、その特別支援、教育の統一が今、求められております。まず学校教育での対応策についてでございます。文科省の調査では、通常学級に約6.3%の軽度発達障害と疑われる児童生徒がいると推定されております。これまでの障害児教育が盲・ろう・養護学校や障害児学級などで手厚く専門的に行うという形をとってきました。しかしながら、発達障害は知的障害や身体障害の福祉制度の対象とならないという事態が明らかとなりました。人口の1%程度が該当する自閉症は、コミュニケーション障害です。またアスペルガー症候群は知的には標準以上だけれども、社会的自立には問題があります。LD、学習障害は人口の5%程度が該当し、知的には標準以上だけれども学力の著しい偏りがあります。また、ADHD、注意欠陥、多動性障害では、人口の3%程度が該当となっております。

このように発達障害の事態が明らかとなり、平成16年12月、発達障害者支援法が成立し、平成17年4月から施行となりました。目的はこのような発達障害を早期に支援することを目的とし、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における支援の充実をうたっております。現場の対応がおくれる中で、国が先行して成立した法律であります。この

法律の精神に基づいた早急な現場の施策が求められます。また、第7条には、「市町村は、保育の実施に当たっては、発達障害児の健全な発達が他の児童と共に生活することを通じて図られるようにするための適切な教育的支援、支援体制の整備その他必要な措置を講じるものとする」とあります。また、ノーマライゼーションの観点や障害者の人権意識の高まりから、最近の傾向として障害があっても普通の地元の学校に行かせたいとの保護者の意向が強くなってまいりました。隔離された特殊な専門的教育よりも、自立に向けての普通の教育を受けさせたいとの要望が強くなってきたからであります。こうした社会状況や国における発達障害者支援法の法律の精神からも、このような障害の幼児や児童が健常児とともに普通学校で生活し、教育が受けられるように特殊学級の措置や補助員制度の充実を図り、受け入れ体制の整備を早急に行う必要があります。

当町におきまして、発達障害児を持つ親御さんとの、町長を初め各関係部局、教育委員会、障害福祉課、児童福祉課との意見交換を持っていただくなど、感謝するところでございます。学校教育の現場においても、それぞれ現実的な御苦勞があるというふうに聞いておりますが、保護者の付き添いが求められる中、県内の状況を調査したところ、学校介助員が配置されているところは34市町村であります。平成17年12月議会でも、紙井議員も御質問いたしました。阿見町町内の障害のある子供を持つ保護者も、必要不可欠な支援であると配置を強く願っています。このことは、当町の特別支援教育のあり方に及ぶ重要な行政課題であると考えます。

そこで、小学校への介助員の配置について、発達障害を持つ児童及び家族に対する支援として、今後どのように検討していくのかについて御見解をお伺いいたします。

また、障害児に対応できる地域ボランティア、学校ボランティアの育成についてであります。私自身の子育てを振り返ってみても、ほんとうに大変でした。サポートの必要な子の親となると、子育てでわからないことも

多くあり、さらにエネルギーが必要です。一人ひとりの子育てで頑張っていますが、ときどき限界に感じてしまうものです。そこで、障害を持つ子供の数から見て、年々活発になるボランティア活動にあって、公共の施設を利用して専門家の講演会、勉強会等の一層開催できるような配慮を講じ、障害児に対応できる地域ボランティア、学校ボランティアを養成し、活用していくことも大変重要であると考えます。阿見町の現状と今後の考え方について御見解をお伺いいたします。

○議長（久保谷実君） ただいま、13番天田富司男君が出席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は19名です。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） お答えいたします。

子育て支援、そして少子化が進む要因である親の子育ての経済負担対策として第3子の保育料を無料化にしてはどうかという御質問・御提言であります。

初めに、当町の保育所保育料の現状について申し上げます。保育料は阿見町保育料徴収規則に基づき、階層区分としては3歳児未満、3歳児、4歳児以上という保育年齢により3階層に区分されており、さらに児童と同一世帯に属して生計を一にしている扶養義務者等の前年度分の町民税の課税額及び前年分の所得税の課税額に応じ、各階層ごとに7階層に区分されております。金額としては、生活保護世帯の無料から、3歳児未満の最高額6万3,800円までの21区分の範囲で適用することとしております。

次に、保育料の軽減関係について申し上げますと、保育料の額は国基準の保育料の額の8割、もしくは国基準の保育単価の額の8割のどちらか低いほうに軽減しております。また、町民税非課税世帯で、一人親世帯、在宅障害者、障害児のいる世帯等においては無料としております。さらに、多子世帯、子供が多い世帯ですね、につきましては、昨年度までは同一世

帯からの保育所を利用している２人目の児童については半額、３人目以降の児童については10分の１に軽減しておりましたが、今年度からは、保育所以外にも幼稚園等を利用している児童も算定対象人数に含め、適用範囲の拡大を図っております。なお、現在この３人目以降の軽減に該当している児童数は全入所児童数693名のうち11名であり、金額としては月額2,400円が最も多い人数となっております。以上のように、町では第３子ということではありませんが、３人目以降の保育所利用児童について軽減措置を行っていること、並びに１人目を含むすべての保育料について軽減措置を行っておりますので、さらなる保育料の軽減措置は考えておりません。しかしながら、今後も保育料に見合うよい保育サービスの提供など、利用する皆様に対して子育て支援に努めますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（久保谷実君） 教育長大崎治美君登壇願います。

〔教育長大崎治美君登壇〕

○教育長（大崎治美君） 続きまして、障害児介護員の配置についての御質問にお答え申し上げます。

障害児の教育に関しましては、学校教育法では特別支援学級と、そういう名称で規定されております。この特別支援教育については、障害児の障害の程度、状態に応じて適切な教育が受けられることが重要かつ大切であると考えられております。すなわち小・中学校で健常児とともに学校生活を送るべきか、専門の教諭及びカリキュラムが整備されている養護学校などで学ぶべきかという選択になるわけですが、子供自身ではなかなかその判定ができない場合が多いと考えられています。町では就学指導委員会、これは年に３回各学期ごとに行っています。この就学指導委員会、実は、この前の月曜日、12月10日14時からこういう委員会が設けられて実施したわけですが、専門の病院の院長先生を何名か、また専門の大学の先生を何名か、それから皆様の議員の中からの代表の方と、そのほか学校の

先生方、保育所の先生方と、そういう専門の方々を交えた中で、子供にとってどのような方法がよいか、保護者の相談に乗りながら対応しております。

障害を持つ児童の小・中学校での生活、教育については、やはりある程度の知識とか経験のある人手や設備を要するために、地方自治体での財政負担が重いこと、カリキュラム編成の問題など、大きな課題も存在していることは否めず、こうした状況から、このたび国では、特別支援教育支援員の配置に必要な経費に係る地方財政措置として、交付税措置を講ずることとなりました。しかし、御存じのように、阿見町は不交付団体であるということで、実質的には交付税の歳入はなく、支援員配置の経費は全額町負担と、そういうことになります。しかしながら、現在でも多動性障害などの児童は各学校におり、教員の負担もますます増大しているということから、今後の新たな対応も困難な状況であるということから、平成20年度から、来年の4月からですが、特別支援教育支援員として、必要な学校には臨時の職員を採用することにした、そういうことを決めております。これは障害児の学校生活における介助や安全確保など、教育上特別の支援を必要とする児童生徒について、教師の補助をするものであります。ただし、各学校にはさまざまな障害を持つ児童生徒が在籍しておりますので、支援員の配置によりすべてに対応できるというわけではございません。障害児及び教員へのサポートを少しでも強化したいと、そういうふうに教育委員会では考えるところでございます。

それからボランティアの育成についてのご意見もございましたが、まずは20年度からのこの支援員配置と、この状況をよく見て、その状況から検討してボランティア育成と、そういうことに入っていきたいと、かように思っていますので、どうぞ御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（久保谷実君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） はい、ありがとうございました。

障害児介助員についてでありますけれども、これは支援の仕組みと考えるならば、就学前から総合的にかつ横断的な対策化がまた必要かと考えますので、その辺の福祉と教育の連携という観点で、幼稚園・保育所児童や在宅児への当町の介護員としての取り組みはどのようになっているのか、まずこの1点、お伺いしたいかと思います。

今、御答弁にございましたけれども、特別支援教育支援員ということで、平成20年の4月から臨時職員で対応していくという御答弁でありましたが、全員かどうかは、それは状況を見てという御答弁でありましたが、来年新1年生に入られる発達障害児の場合でも必要に応じて配置していただけるのかどうかと、また在籍している場合の対象学年とか、確認でございますけれども、その辺のところをお聞きしたいと思います。

また、水戸市では一人当たり介護員が週15時間程度目安で当たって、そのほかはNPOやボランティアで補っている、またつくば市等では週30時間以内で、そう聞き及んでおりますが、その辺のところはどういった観点で募っていただくのかどうか、その辺、2点お伺いしたいと思います。

○議長（久保谷実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長瀬尾房雄君。

○民生部長（瀬尾房雄君） お答えいたします。1点目の就学前のお子さんにつきましては、児童デイサービスのほうで検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（久保谷実君） 教育次長松本功志君。

○教育次長（松本功志君） まず、学校での介助員の件でございますけれども、これは1点目として新しく学校に入るいわゆる新入生への対応はどのようなかということでございますけれども、これは先ほど答弁の中にもございましたように、就学前には就学指導委員会という会議を持ちまして、その児童生徒の入学の御父兄の希望ですとか、いろんなことを勘案した中

で、養護学校等に入学したほうがいいのか、普通学校に入学したほうがいいのかというような基本的な判断、それから学校においても特別支援学級のほうで教育を受けさせたほうがいいのか、普通学級に入学させたほうがいいのかというような総合的な判断のもとに対応してございます。したがって、当然新入学生についてはそういった対応がなされるということでございます。

それと、今回、平成20年度から導入いたします支援員の勤務体制とでもいいでしょうか、その内容でございますけれども、一応先ほどの答弁のとおり、現在でもいわゆる多動性障害ですとか、また普通学級の中にも、障害まではいかなくてもかなり落ち着きのない生徒とかが増えておりまして、教員の負担が非常に重くなってきております。そういったことをカバーする意味においても、今回の支援員の制度というのが設けられているわけでございますけれども、当町としての臨時職員の勤務体系等につきましては、一応平日ですね、月曜日から金曜日、学校が開かれている日の8時半から午後3時、臨時職員ですので、勤務時間にある程度の制約がございます。そういった関係もございますし、国から示されております予算措置の額ですね、等の範囲内での対応ということになりますので、そういった勤務時間で臨時職員を充てたいと。で、これについては各学校との協議をしまして、必要のある学校に配置するという基本的な考えで現在進めております。

○議長（久保谷実君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） わかりました。私も実際に生活指導員とか、介助員の方とお話を聞いてみますと、そういう学校の多種多様な状況で、大変苦慮しているということも御答弁にもありましたけれども、私も聞いております。少なからず不安に思っただけで対応しているのが実情のようでございます。保護者の方も正しく理解してほしい、そして支援してほしいと願っておりますので、このような実情を踏まえるとき、私は生活指導員初め介助員の方々が子供たちに適切に対応できるような、そういう研修の充実強

化も大変重要であるかと考えます。障害児に対する一人ひとりの特徴に応じて生きる力を養い、自立と社会参加ができるように、特にこれからも障害児支援の一層の充実を強く要望いたしたいと思います。

また、第3子保育料でございますけれども、国の徴収基準額よりも阿見町といたしまして軽減措置を図っているという御答弁でございましたけれども、今後もぜひ阿見町が一番子育てには適していると言われるような、また少子化対策にぜひ取り組んでほしいと、そう思いますので、ぜひこれからも御検討をお願いする次第でございます。

以上で質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（久保谷実君） これで、4番難波千香子君の質問を終わります。

次に、2番柴原成一君の質問を許します。登壇願います。

〔2番柴原成一君登壇〕

○2番（柴原成一君） 皆さん、おはようございます。通告に従いまして質問させていただきます。

質問趣旨、阿見町第5次総合計画後期基本計画策定についてであります。町のホームページで阿見町第5次総合計画後期基本計画策定に係る町民意向調査報告書を閲覧いたしました。私は、「阿見っていいなと、住んでよかったと言える町にしたい」をキャッチフレーズに使ったりしておりますので、町民の町への愛着度などについては興味がありました。調査結果によれば、地域への愛着度は「少し愛着を持っている」が41.7%、「非常に愛着を持っている」という方が30.1%という結果になり、逆に、「余り愛着を感じない」との回答は9.6%という結果となったとあります。愛着を持っているほうが持っていないほうより大分多いわけで、他市町村に比べると、比べてどうか、前回調査に比べてどうかわかりませんが、まずは好感触の結果だと思います。ちなみに、住みよさについては、本町が住みよいと感じるかについて、「普通」と回答した人は38.2%と最も多く、「どちらかといえば満足」「住みよい」と回答した人は22.3%、20.2%という

結果が示されています。これらに目を通していたところで、12月3日に全員協議会が開催され、後期基本計画の策定状況を含む幾つかの案件について執行部から御報告がありました。そこで、二、三気になることが生じたので、改めて町民意向調査結果を読み直し、まとめたのが今回の質問でございます。

町民意向調査では、施策に関する65項目の現状について満足度を把握しています。一般論としては、満足度の高いものより低いものを今後施策的には優先して考えるというのが住民ニーズに沿った考え方になるかと思います。

調査では、施策として65項目取り上げられていまして、その中で満足度1位が公共交通で、最下位の65位が消防体制でした。つまり町民の意向を受けた計画づくりとしては、消防体制の充実が優先されるべきで、公共交通は現状維持でいいという位置づけになるのが普通の考えだと思うわけです。最初にこれを見たとき、公共交通が1位というのに違和感というか、驚きを禁じられませんでした。阿見町には鉄道駅もなく、いわばターミナル制などはなく、町民バスを走らせてるわけでもありません。それでも1位というのは、逆に特筆すべきことで、もっと詳しい分析が知りたいと思ったわけです。

そんな感想を持っていたところ、3日の全員協議会において、公共交通計画策定の概要についてという説明資料が提示され、ほぼ2年間にわたって計画策定に取り組むということが示されました。満足度1位ということは、さきの一般論から言えば、優先順位としては相当に低くていいはずで、す。財政難の中相当な出費をもって緊急に取り組むという意思表示です。もちろん交通弱者対策としての公共交通の充実は大きな課題であり、路線バスの廃止が荒川本郷地区でも見込まれているという説明に、私としては公共交通計画策定の概要の説明について異議を唱えるつもりはありません。しかし、満足度1位に公共交通を挙げた町民に対しては、この策定を進め

ることの説明をきちんとする必要があります。住民意向調査をするということは、その意向に沿い、計画づくりをするという意味表示にほかなりませんから、結果と異なる方向へ向かう場合には、きちんと説明責任を果たすべきであると考えます。ちょうど道路特定財源の問題で、もう道路は要らないと思っている国民世論と、財源すべてを道路建設に充当すべきとする道路族との対立に似た構図にならないか心配しております。

一方、住民意向調査で満足度最下位の65位が消防体制だったことについても、常日ごろの消防団活動などに敬意を払っている私としては、違和感をまた覚えます。これについても、3日の全員協議会で示された後期計画策定状況の資料の中で、前期計画進捗状況として、施策評価結果が出ていますが、消防・救急はA評価のトップにきています。全くこの逆なんです。そもそもこの施策評価は、担当課による自己評価とも思えますが、行政側と町民側の受けとめにはそれだけギャップがあるということのいいあかしではないでしょうか。暮らしの安全・安心は、今日今日、町民の大きな関心事となっていますが、消防は医療や防犯に比べ常日ごろなかなか情報が伝わらず、それが漫然とした不安になっている。行政側としてもPR不足で理解が得にくいということかもしれません。そこで思うのは、施策評価については、第三者の評価、あるいは数値化された客観評価が必要になると思うのです。総合計画に代表される行政計画の策定に当たっては、数値目標を設定し、年々進捗状況をチェックしながら、実効性を高めていくというのが近年の主流と聞いています。住民意識との溝を埋め、その理解と協調を得るような計画づくりをお願いしたいものです。そのためには、調査結果の詳細な分析が必要ではないでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（久保谷実君） ただいま10番吉田光男君が出席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は20名です。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） お答えいたします。第5次総合計画後期基本計画策定に関連する質問であります。

第5次総合計画については、前期基本計画が平成20年度をもって目標年次を迎えることから、本年度と来年度にかけて平成21年度からの後期基本計画の策定に取り組んでいるところであります。計画の策定に当たりましては、町民との協働による計画づくりを推進するため、町民意向調査や町民で構成するまちづくり会議の設置、さらにはパブリックコメントの実施等を予定しております。町民意向調査につきましては、町民の皆さんの町政に対する意向を把握することを目的として、本年7月に実施いたしました。調査結果については、当議会の全員協議会において報告をさせていただいたところであります。町民意向調査は、町内に居住する20歳以上の方を対象にして、地域別に住民基本台帳から年齢階層別は無作為抽出した町民2,000人について実施をしております。調査の内容につきましては、後期基本計画の策定に向けた基礎資料とするため、回答者の性別や年齢、居住地域、居住年数、居住したきっかけ等の属性はもとより、地域への愛着度、永住意向に加え、行政のこれまでの取り組みに対する満足度や今後の取り組みに対する重要度について調査を行いました。

議員御質問の満足度及び重要度の調査は、第5次総合計画の項の施策として、施策に関する65項目について満足度と重要度の把握を行ったものであります。町民満足度の結果において、公共交通の満足度が最上位になっており、また消防体制が最下位になっているということから、町政の認識とのギャップがあるのではないかと御指摘につきましては、結果を見る限り認識とのずれが一部生じていることも確かに見受けられます。満足度1位に挙げられました公共交通を例にとりますと、施策ごとの満足度では最上位となっているものの、永住意向の問いに対する阿見町に住み続けたい理由では、交通の利便性を挙げた割合は、3.7%と14項目中10番目と低く、住み続けたくない理由では、35.9%が交通の不便さを挙げており、満

足度とは矛盾した結果が出ております。これは、施策上の公共交通には、鉄道・バス等に加え、自家用車の利用を前提とした道路の整備状況、公共交通全般を指していることから、圏央道の阿見区間の開通や都市基盤整備の波及効果を意識された結果であることがうかがえます。

まあ、いずれにしても、自家用車利用者の比率が圧倒的に多い、そういう状況の中で、状況というものを反映した数字ではないかと判断されるわけであります。また、永住意向の中の交通の利便性の問いに対しては、バス交通や鉄道に対する公共交通機関の不便さを感じている実態を把握することができました。こうした矛盾した結果については、詳細な分析が必要であり、今回の町民意向調査の対象となっていない交通弱者である子供等のニーズを把握することも必要であると考えております。今後取り組んでいく当町の交通体系の見直しや、地域に即した公共交通網の整備に向けた公共交通計画の策定においては、さらなるニーズ調査や実態調査を行った上で策定作業を進めていきたいと考えております。言ってみれば公共交通ということに対する受けとめ方、理解の仕方、その辺に大きな差が出ていると、こういうことだと思います。

また、消防体制において前期計画進捗状況としての施策評価結果と、町民意向調査の結果が相反するとの御指摘については、まず施策評価目標年次である平成20年度における目標値にどの程度達したかということを数値化した、まさしく客観的な評価であるということを御理解いただきたいと思います。これとは逆に、町民意向調査においては、主観的な評価となりますので、消防体制の満足度が最下位となった背景には、議員御指摘のとおり、安全で安心に暮らせる町への関心が高い中、消防体制についての情報が容易に伝わらないという部分もあるのではないかと考えております。

本町の消防体制、いろいろ、消防体制と言っても内容的にはいろいろあるわけですが、特に救急搬送の状況においては、特にすぐれていると考えられ、町内の医療機関はもとより、隣接の医療機関にも恵まれていること

もありまして、救急車の現場到着から病院までの搬送所要時間が20分と短く、県平均より7分早く、県内では最短時間となっております。また救急搬送の受け入れ拒否率は、約8.1%で、県平均の19.1%を大幅に下回っており、阿見町の救急体制は県内でも上位に位置していると考えられます。こうした状況にもかかわらず、消防体制が最下位となっている背景には、町民への周知が図られていないということもあるかと思いますので、今後はこうした情報提供についての方策についても検討していく必要があるだろうと考えます。いずれにしましても、町における認識と町民意向調査結果、さらには施策評価結果との相反する部分については、その理由について詳細な分析を行い、後期基本計画策定に活用していきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

公共交通という一般的な言葉、この中にも、繰り返しになりますけれども、鉄道とかバス路線、そういう形での交通体系、それからあとは道路整備、こういういろんな内容を含んでおりますので、この問いそのものが余り一般的な形での問いという点にはやはり問題があるんじゃないかと思うんで、そういうようないろいろな内容を含んだものについては、もうちょっと細分化した形での意向を確認すると、こういうことも必要だろうと思います。

○議長（久保谷実君） 2番柴原成一君。

○2番（柴原成一君） はい、ありがとうございました。

私、あと、いろいろちょっと細かいところもあるんですけど、例えば回答率が、中央部が50%以上の回答率で、南部地区とか西部地区その他は大分低いわけです。その中央部の回答率が多い、50%以上の回答率がある中で、例えば上水道の満足度という、見ると何か、これからの施策、重要度に対しては上水道がきている。中心部の回答が多いのに上水道は完備しているのに、上水道を進めていこう、当然上水道は農村部からすれば、逆に近郊農村部から言えば、上水道、下水道を整備してもらいたいというの

は当然のことで、私もそう思っております。ただそういうギャップがこの調査には出てきているということなんで、その辺のところをもうちょっと細かく分析していただきたいというふうに質問したわけなんですけど、今、町長の答弁がありましたように、さらなる調査をしますということで、ありがたい答弁だと思っております。

私が言いたいのは、町民の意向を調査するということは、阿見町にとって一番大事なことだと思うんです。それが阿見町が行く方向を決めるという一番基礎となる調査、大事なことだと思いましたので、今回の質問とさせていただきます。今後さらなる調査分析のほう、よろしくお願いいたします。

以上終わります。

○議長（久保谷実君） これで、2番柴原成一君の質問を終わります。

次に、20番荻島光明君の質問を許します。登壇願います。

〔20番荻島光明君登壇〕

○20番（荻島光明君） 私の質問は、新設する町民活動推進課の業務についてでございます。阿見町第5次総合基本計画の基本構想第1章で、まちづくりの基本理念として「みんなの声がひびくまちから活きるまちへ」とし、「時代は行政主導のまちづくりから参加のまちづくりを経て、協働のまちづくりへと移行しています」と。「これからのまちづくりは、主体性と自己責任のもとに町民と行政が共に考え、共に進めるまちづくりとして町民の声を着実に反映し、生かすことのできる協働のまちづくり、すなわちみんなの声が活きるまちを目指します」と高らかにうたっているわけでございます。そして、「まちづくりにおける協働とは、町民、行政が相互の理解と信頼のもとに、目的意識を共有し、積極的に連携・協力することによって、地域の公共的な課題の解決に当たろうとする考えです」と、こう定義しております。今、町執行部は、阿見町第5次総合計画後期基本計画を策定中でございます。これまでの前期の施策推進状況を自己評価し

ておりますが、町民活動と行政の協働については最下位のランク評価となっております。

今回、町執行部は、これを重く受けとめて、何としても阿見町の行政のレベルアップを図るために、町民の声を着実に反映し、生かすことのできる協働のまちづくりを実現するために、町民活動の拠点となる新設課町民活動推進課を設置し、積極的に取り組むことになったということでございます。私は、川田町長のこの決断を大いに歓迎をし、賛成をするものでございます。そこで、この機会に十分な説明をいただきたいので、この質問となったわけでございます。

ところで、私は常日ごろ、阿見町の役場とは阿見町民の役に立つ仕事をするところであり、職員は阿見町民の役に立つ仕事をする人たちであると考えております。今日の時代、以前に増して競争が厳しくなっています。民間人は競争の中で余裕がなくなっているという現実がございます。そうした中で、民間人よりも活動可能な諸条件がそろっている町職員が、地域活動、さまざまなボランティア活動にこれまでに増して参加をし、その先頭に立って活動し、大きな役割と力を発揮していただくことを私は心から期待をし、それを願っているところであります。

少し話が脱線しましたので本論に戻りますが、ところで、一口に町民活動と言っても、行政とのかかわりはいろいろなパターンがございます。行政とほぼ一体となっているもの、度合いに差があるものの連携しているもの、独立しているものがございます。また、行政の下部組織的なものや、自主性・自立性の高い組織だったり、その中間だったり、そしてその分野も福祉、教育、スポーツ、文化、産業や、あるいは里山の自然保全活動であったり、それは多種多様でございます。現在、これらの町民活動は十分であるか不十分であるかは別として、各課や教育委員会、中央公民館や地区館、それに社協や町民活動センター等々が窓口であったり、支援していたり、实际的にその活動を担う担当部署となっております。

このような中で、町民活動の拠点としてどのような職員スタッフをそろえ、何人で行うのか、町民活動全般を見ると言っても具体的にどのようにするのがまだまだ私には見えておりません。例えば町民福祉ボランティア活動については、福祉課や社協が、地区の活動については地区館が一番経験を持ち、ノウハウを持っていると考えますが、この辺のところ、どのような分担というか線引きになるのか、あるいは連携になるのでしょうか、改めて質問をするものでございます。

1つ、どのような町民活動を、どのようにして町民活動と行政を協働させていくのか、具体的に御説明をいただきたいと思います。

2つ目、協働して行うということは、町民活動と行政の役割を明らかにし、町は「ヒト・モノ・カネ」、こうした行政の役割を担うことになるとありますが、また町職員が町民とともに活動すること、つまりともに考え、ともに行動することがこれまで以上に求められると思いますがいかがでしょうか。

同じような質問でございますけれども、3つ、町民活動推進課が新設され、活動することによって、これまで以上に町職員がボランティア活動に参加するよう求められると考えますがいかがでしょうか。

以上、御答弁をいただきたいと思います。

○議長（久保谷実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） お答えいたします。

平成20年度の機構改革、行政組織の一部見直しに伴い新設します町民活動推進課の業務内容等についてであります。

まず、1点目の町民活動推進課の具体的な業務内容についてであります。先般の全員協議会のときにも御説明しましたが、最近のそれぞれの市町村のまちづくり特集記事にも、当たり前のように協働のまちづくりという言

葉がよく見かけられますが、近年、地方分権が進められ、これまで国が行ってきたさまざまな事務や権限が地方へと移譲され、自治体として自主的なまちづくりが可能となる一方、各自治体がみずからの責任でまちづくりを進めることが強く求められております。しかしながら、厳しい経済情勢や情報化社会の進展、住民ニーズの多様化、高度化などを背景に、これまでの行政指導によるまちづくりだけでは、地域の特性を生かした個性豊かなまちづくりを進めることが困難になってきております。このような社会や人々の変化から、これまでの行政主体のまちづくりから新しいまちづくり、協働のまちづくりが各自治体において必要となっていてございます。そのようなことから、当町におきましても、町民の声を着実に反映し生かすことのできるよう、町民活動の拠点となる町民活動推進課を新設することにより、協働のまちづくりをこれまで以上に積極的に取り組む組織とするものであります。

具体的な業務内容としましては、まずは企画部門において実施してきた町民活動の支援や、町民活動センターの運営に関すること、また女性行政の推進に当たり、男女共同参画社会の実現に向けての企画及び調整、さらには125号バイパスの花づくり、「大好き茨城県民運動」の実施等、また総務部門においての区長会及び行政区の育成指導、防犯・防災対策、地域の交通安全対策など、これまで複数課にまたがってそれぞれに実施してきたものをできるだけ1つのセクションで専門的に取り扱うこととなります。議員御指摘のように、例えば社会福祉協議会とか、体育協会とか、それぞれははっきりした役割分担ができていたようなところ、まあ、そういうところについては、現在の形をあえて変えることはいたしません、こういうことで、特に大きいのは、従来総務部門で持っていました例えば区長会とか、防犯・防災対策、こういうまさに地域との協働を行っていく上で非常に重要な組織、そういうものについて今度の新設課が担当して、具体的な形で、さらに突っ込んだ形での協働のまちづくりというものを具体的に進

める対応をすると、こういう考えであります。

こうしたことから、これまでそれぞれ担当課において、職員が兼務で行ってきたことによりあいまいであった協働のまちづくりについて、目的意識をしっかりと持って、積極的に推進していく組織とするということであります。

さらに、新たな業務としましては、町民活動全般に関する事項の調査、及び調整、現在、認証を受けているNPO団体との調整、社会福祉協議会所管のボランティアとそれ以外のボランティア活動の調整及び支援、その他創意工夫による地域振興及び地域ふるさとづくりの推進など、ただ、またちなみに住民と行政の協働による事業の例としましては、協働での防犯活動や防災活動の強化、美化活動などアダプトプログラムの事業、町内全域が花と潤いのあるまちづくり、さらには生涯学習の一部事業の企画運営など、さまざまな事業が考えられます。以上が新設する町民活動推進課の業務内容となるわけですが、正直言いまして、考え方の整理としてはこういうことですが、実際にやってみながら内容を固めるということはどうしても必要だろうと思います。そういうことで、このはっきりした問題意識のもとにこういう形で進めるんだという点をまず御理解をいただいて、その具体的な肉付け等については、比較的是っきりしているものもありますけれども、これからはっきりさせていかなきゃならない、そういうものもあるということを御理解いただきたい。

次に、2点目、3点目につきましては、町民活動推進課の新設により職員のボランティア活動へのかかわりということで一括してお答えいたします。まず、町職員のボランティア活動の現状について説明いたします。これまでの活動としましては、阿見町職員互助会において、国道125号バイパス清掃作業、小池城址公園下草刈り作業、阿見町安心歩行エリアごみ拾い作業等を実施しております。平成18年度の延べ参加人数は227名であります。また、環境課事業として実施している霞ヶ浦清掃大作戦につきましては、

平成18年度は地区での参加も含め、数多くの職員が参加をしております。こういう形で従来から職員は町職員であると同時に地域の住民であるという観点から、地域の活動には積極的に参加するようということとは、もうやかましいほど言ってきておりますので、その辺の考え方はかなり理解をいただいているものと思って、今は幾つかの例を挙げましたが、それ以外にいろんな形で地域の活動には積極的に参加している人が多いかと思います。今後の職員のボランティア活動につきましても、職員研修や職員教育を通して、町民との協働意識や社会貢献意識の醸成を図り、町民運動会や、まい・あみ・まつり等の町イベントや、地域行事への積極的な参加や、さまざまな分野でのボランティア活動への参加促進を図っていきたいと考えております。いずれにしましても、今回の機構改革で、町民活動推進課を新設することで、これまで職員が兼務で行ってきた業務を新たなポジションにおいてできるだけ専任の形で推進することにより、新たな創意工夫に基づき、新たな事業を展開することが可能となることから、これからは住民と行政が相互の理解と信頼を得ながら連携協力して、地域の問題解決を目指すことが可能となり、よりよい協働のまちづくりに寄与できるものと確信しておりますので、御理解・御協力のほどをお願いいたします。

いずれにしましても、基本的には、現在の社会の変化に対応できる形で、町の行政組織としてのレベルを上げ、また職員のレベルも上げ、また地域住民のレベルも上げる中で、本当に協働のまちづくりに値する形でのまちづくりを進める、その第一歩としていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（久保谷実君） 20番萩島光明君。

○20番（萩島光明君） はい、ありがとうございました。

登壇して質問をした新設課町民活動推進室のスタッフですね。何名くらい体制でやっていくのか、ということをもっとお答えいただきたいと思うんですが。

で、今、町長の御答弁をいただきまして、旧企画課、それから、旧でなくて現だ、ごめんなさい、現企画課、それから現総務課で兼務という言葉がございましたけれども、兼務という形で十分その活動ができてなかった仕事、これをまず新設課に持ってくるんだと。それで必要な、町民にこたえられる十分な水準の活動をしていくんだということなんですが、中身については、おっしゃられましたように、現総務課所管では防災、それから防犯、それから交通安全関係、それから区長会に関するようなことということなんですが、これは御答弁なさっているように、本来総務課でやるべきことが不十分だということで、こちらで、新設課でやると、そういう形ってというのは、いわゆる今までできなかった課の仕事を新たな部署で請け負うということで、それって、町民活動推進課というこの名前にこたえる仕事なのかという感じがするんですね。その辺がちょっといまいちすんと落ちないと。現企画課のやってきた男女共同参画の企画及び調整に関することだとか、女性行政の推進に関することだとか、「大好き茨城県民運動」に関することだとかって、これも同じですよ。これって、今までやれなかった仕事を新しい課でやる、じゃ、別働隊みたいなもので、という感じがしちゃう。新業務として町民活動全般に関する事項の調査だとか企画及び調整に関することだとか、こういうものを本格的にやっていくんだとかってということだと、ああ、推進室はそういうことが本来の業務ということでやっていくのかというふうになるんですが、どうもちょっと私にしてみればごちゃごちゃになっているという気がするんですよ。その辺よくわからないということなんですよ。

例えば私は里山活動なんかやっていますけれども、自然保全活動ですね。これについて、さまざまな行政の支援をいただくということがあります。そんなときに、どこにいくかということだと、今までだと農業振興課に行っているいろいろと御相談をいただいて、御支援をいただいてやってきたという経過なんですね。今度推進課ができたから、町民活動推進課ですから、

そちらへ行くのかなと、こう思うと、そうじゃなくて今までの農業振興課で引き続きやるんだよというふうになると、町民にとってはなかなかわからない、じゃないかなと、いや、私もわかんないんだから、きっと町民はもっとわからないんじゃないかなというふうに思うんですよ。その辺の整理をね、どう、やっぱりきちんとしておく必要があるんだろうというふうに思うんです。特に、一定の活動をされております、成果も上がっています町民活動センターですね、これはマルエツの3階にあるんですよ。この町民活動センターも今度の新設課の範疇に入ることだと、その町民活動センターに行くべきなのか、推進室に行くべきなのか、ここの辺のところでね、どうもやっぱりこれまでの話ではよくわからないんですよ。いや、荻島、おまえだけがわからないんだよということじゃどうもないですよ。私、ほかの議員に聞いてわからないって言いますから。ですから町長ね、その辺のことをさらに、せっかくすばらしいね、やろうとしていることはもう大歓迎、諸手を挙げて賛成していますので、ぜひやっぱりね、ここんところは頑張っしてほしいと思っているんで、もっとわかりやすくこの推進課の業務というものを整理をしていただきたい。で、本来業務をしっかりとやっていただきたいというふうに思うんです。

もう少し私めにわかりやすいように、もう一度御説明、御答弁いただければありがたいと思います。

○議長（久保谷実君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君。

○町長（川田弘二君）　例えば区長会とか防犯云々とか、そういう従来の形があったわけで、そういう中に、これは基本的に生かして、当然生かしていくというか、そういうものなしにはできないわけで、それをこういう協働のまちづくりという基本的な考え方のもとに管轄を決めて、その中に協働のまちづくりという理念を生かすような形でこれまでの、これからの区長会の活動なり防犯体制のあり方、そういうものもそういう見方で進め

るという。それから自然保護とか環境保全の話が出ました。そういう話についても基本的なこれは協働のまちづくりの重要な部分、そういうものについて基本的なものについては町民活動推進課に来ていただいて話をし、それでそれが具体的な予算を伴う事業であれば、農業振興課の予算を使うということもあるだろうし、そういう形で基本的な仕切りをするそこまでは町民活動推進課でやると、そういう考え方になると思います。

だから、そういう形でこれから、例えば町民の皆さんの中からこういうことをやっぱり協働のまちづくりとしてやるべきだろうというような具体的な提言とかそういうものがあれば、そういうものを積極的に受けとめて行政側としての対応はどこまでできるのか、それから住民としての対応はどうなのか、そういう仕分けもきちんと議論の中でして、それぞれが対応する、それがまさに協働のまちづくりだと、そう思います。

○議長（久保谷実君） 1点だけ、何名かということを知っている。

公室長糸賀富士夫君。

○町長公室長（糸賀富士夫君） 御質問いただきましたスタッフの数でございますが、課長を含めまして6名を予定しております。これにつきましては、今、町長のほうからお話がありましたように、進める中での業務としてはそのスタッフでしばらくはいけるんじゃないかというふうに考えておりますので御理解願いたいと思います。

○議長（久保谷実君） 20番荻島光明君。

○20番（荻島光明君） 繰り返しますが、今までの総務課や企画課でできなかったことを、この新設課でやるというようなことじゃなくてですね、本来の町民活動推進課という名に値するね、本来業務をきちんとやっぱりやっていくという方向で、ひとつ今後の整理をよろしくお願ひしたいと思っています。

で、今、6名のスタッフでやるということなんです、この仕事というものは、よほど町民活動に理解と情熱を持ったスタッフの集団にならない

と「仏つくって魂入らず」ということで、余り大した成果が得られなくなるということになりかねませんので、どうぞすばらしい人材を登用していただきまして、この新設課が本来業務が十分にできますよう心から期待して私の質問を終わります。

○議長（久保谷実君） これで20番荻島光明君の質問を終わります。

休会の件

○議長（久保谷実君） 次に日程第2、休会の件を議題といたします。

委員会審査及び議案審査の都合により、12月14日から12月20日までを休会にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

散会の宣告

○議長（久保谷実君） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。どうも御苦労さまでした。

午前11時28分散会

第 4 号

[12 月 21 日]

平成19年第4回阿見町議会定例会会議録（第4号）

平成19年12月21日（第4日）

○出席議員

1番	久保谷	実	君
2番	柴原	成一	君
3番	浅野	栄子	君
4番	難波	千香子	君
5番	紙井	和美	君
6番	青山	正一	君
7番	石井	早苗	君
8番	藤井	孝幸	君
9番	千葉	繁	君
10番	吉田	光男	君
11番	吉田	憲市	君
12番	滝本	重貞	君
13番	天田	富司男	君
14番	小松沢	秀幸	君
15番	倉持	松雄	君
16番	大野	孝志	君
18番	佐藤	幸明	君
19番	諏訪原	実	君
20番	荻島	光明	君
21番	細田	正幸	君
22番	岡崎	明	君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	川	田	弘	二	君	
副町	長	大	崎		誠	君	
教	育	長	大	崎	治	美	君
消	防	長	木	鉛		章	君
町長公室	長	糸	賀	富	士	夫	君
総務部	長	石	井	定	夫		君
民生部	長	瀬	尾	房	雄		君
経済建設部	長	坪	田	匡	弘		君
都市開発部	長	渡	辺	清	一		君
教育次長兼 学校教育課	長	松	本	功	志		君
消防次長兼総務課	長	大	津		力		君
参事兼消防署	長	田	仲	安	夫		君
総務課	長	湯	原	恒	夫		君
企画課	長	川	村	忠	男		君
財政課	長	篠	原	尚	彦		君
国保年金課	長	野	口	静	男		君
商工観光課	長	木	内	良	夫		君
都市計画課	長	浅	野	耕	一		君

○議会事務局出席者

事務局	長	栗	原	繁	樹
書	記	山	崎	貴	之

平成19年第4回阿見町議会定例会

議事日程第4号

平成19年12月21日 午前10時開議

- 日程第1 議案第82号 阿見吉原東地区企業誘致条例の制定について
- 日程第2 議案第83号 阿見町国民健康保険税条例の一部改正について
議案第84号 阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について
議案第85号 阿見町手数料徴収条例の一部改正について
議案第86号 阿見町部室設置条例等の一部改正について
- 日程第3 議案第87号 平成19年度阿見町一般会計補正予算（第3号）
議案第88号 平成19年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第89号 平成19年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議案第90号 平成19年度阿見町老人保健特別会計補正予算（第2号）
議案第91号 平成19年度阿見町土地地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
議案第92号 平成19年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
議案第93号 平成19年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第94号 平成19年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第4 意見書案第3号 道路整備の推進と財源の確保に関する意見書（案）

日程第 5 行政改革について

日程第 6 議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について

午前１０時００分開議

○議長（久保谷実君） おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は20名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

議案第82号 阿見吉原東地区企業誘致条例の制定について

○議長（久保谷実君） 日程第1，議案第82号，阿見吉原東地区企業誘致条例の制定についてを議題といたします。

本案については、去る12月11日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長石井早苗君，登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長石井早苗君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（石井早苗君） 皆さん，おはようございます。

それでは、命によりまして、産業建設常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定によりまして御報告申し上げます。

当委員会は、去る12月17日月曜日、午前10時に開会し、午前11時25分まで慎重審議を行いました。

出席委員は4名で、執行部より川田町長を初め関係部課長13名の方々、及び議会事務局より栗原局長ほか1名の御出席をいただきました。

まず、初めに議案第82号，阿見吉原東地区企業誘致条例の制定について質

疑を許しましたところ、今回諮られている17ヘクタール以外にも対象とする用意があるのかとの質問に対し、企業誘致という部分での考え方、奨励する誘致促進はこれからも必要と思われるが、今の時点から枠決めがはっきりしていないようなことには、一般的な形で意向を示しておくことがよいかどうか、その時々的情勢、実態に合わせた形で必要なときには参考にしてという理解でいてほしいとの答弁がありました。

また、募集期間が12月25日から28日という設定で、4日間の中でも大丈夫だとの裏づけがあつてのことかとの質問に対し、実際に公告は12月4日にしであり、4日から21日までが募集要項の配布期間となっています。商業業務施設の提案型の募集ですので、提案を出していただき、それを審査して決定するというわけですから、受付は単に受付ですので、こういうことで県は考えているようですとの答弁がありました。

他に質疑なしと認め、質疑を終結し、討論に入り、討論なしと認め、採決に入る。議案第82号、阿見吉原東地区企業誘致条例の制定については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（久保谷実君） 以上で委員長報告は終わりました。

ただいま諏訪原実君が出席いたしました。したがいまして、ただいまの出席議員は21名です。

これから討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第82号についての委員長報告は、原案可決であります。本案は委員長

報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 御異議なしと認めます。よって議案第82号は原案どおり可決することに決しました。

議案第83号 阿見町国民健康保険税条例の一部改正について

議案第84号 阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第85号 阿見町手数料徴収条例の一部改正について

議案第86号 阿見町部室設置条例等の一部改正について

○議長（久保谷実君） 次に、日程第2、議案第83号、阿見町国民健康保険税条例の一部改正について、議案第84号、阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第85号、阿見町手数料徴収条例の一部改正について、議案第86号、阿見町部室設置条例等の一部改正について、以上4件を一括議題といたします。

本案については、去る12月11日の本会議において所管常任委員会に付託をいたしました。委員より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長紙井和美君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長紙井和美君登壇〕

○総務常任委員会委員長（紙井和美君） おはようございます。

それでは、命によりまして、総務常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、12月14日午前10時に開会し、午前10時54分まで慎重審議を行いました。

出席委員は全員の7名で、議案説明のため、執行部より川田町長を初め関係職員17名、議会事務局3名の出席をいただきました。

初めに、議案第84号、阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第84号、阿見町職員の給与に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第86号、阿見町部室設置条例等の一部改正について申し上げます。

質疑を許しましたところ、まず1点目。機構図の中で、この条例文では、予科練平和記念館整備推進室は部に属さないというような文言がありましたが、そうすると、議会の所管は今までどおり総務常任委員会がいいのか。次に2点目は、今までの5部23課から公室が1つ減り、4部になって、課のほうはどのようになるのかとの質問がありました。

それに対し、1点目の予科練平和記念館整備推進室は独立課ということで、部に属さず、町長、副町長の直轄課ということで、管轄の委員会は総務常任委員会となります。また、2点目の課の数ですが、町民活動推進課ができたということ、また企画課と財政課が統合再編したため、数としては同じになりますとの答弁がありました。

次に、機構再編の新しい課のレイアウトについての質問があり、その配置につきましては今、調整中ですが、町民の方が迷わないような形で検討していきたいとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第86号、阿見町部室設置条例等の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（久保谷実君） 次に、民生教育常任委員会委員長滝本重貞君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長滝本重貞君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（滝本重貞君） 皆さん、おはようございます。

それでは、命によりまして、民生教育常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、去る12月14日金曜日、午後2時に開会し、午後3時15分まで慎重審議を行いました。

出席委員は7名で、議案説明のため、執行部より川田町長を初め関係職員20名の出席をいただき、議会事務局より2名の出席をいただきました。

初めに、議案第83号、阿見町国民健康保険税条例の一部改正について質疑を許しましたところ、健康保険の一部改正で、特別徴収対象者が平成20年4月から国民健康保険税の年金から特別徴収が実施される中、対象者が65歳から75歳までの18万円以上の年金を受給している人が今回、特別徴収を実施するということで、この特別徴収に対するメリットは何かの問いに、普通徴収に対して特別徴収は若干滞納問題が解消され、滞納がなくなるというメリットでございますの答弁でした。

質疑を終結し、討論に入り、反対討論あり。討論を終結し、採決に入り、議案第83号、阿見町国民健康保険税条例の一部改正については、賛成多数により、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（久保谷実君） 次に、産業建設常任委員会委員長石井早苗君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長石井早苗君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（石井早苗君） 先ほどに続きまして、議案第

85号、阿見町手数料徴収条例の一部改正について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、屋外広告等について手数料がかかるということを確認している人は少ないと思うが、手数料は年間どのぐらいの収入になっているのかとの問いに、広告物を掲示する場合、業者は町へ協議並びに申請していただいております。また、収入は平成19年度予算で34万3,000円を見えています。今、違反広告物が結構あるので、業者への指導を強化しているところですよとの答弁であります。

他に質疑なしと認め、質疑を終結し、討論に入り、討論なしと認め、討論を終結し、採決に入る。議案第85号、阿見町手数料徴収条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（久保谷実君） 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

21番細田正幸君。

○21番（細田正幸君） 私は議案第83号、阿見町国民健康保険税条例の一部改正について、反対討論をいたします。

この改正案は改正じゃなくて、私はむしろ改悪だというふうに認識しております。内容は、65歳以上74歳未満のお年寄りの年金から介護保険、それから国保税をいや応なく天引きするという内容になります。

この説明でもありますけれども、年額18万以上の年金を受給している人から全部天引きすると。年額18万というのは、年金額から言えば一番私は少額だというふうに思いますけれども、それらの人からもいや応なく介護保険や国保税を天引きするというのは、お年寄りいじめの法律以外何物でもないというふうに思います。

また、来年４月からは後期高齢者医療保険制度で、その保険料も75歳以上の人は天引きされるわけです。あわせて二重の負担になるということで反対をいたします。

○議長（久保谷実君） ほかに討論はありませんか。

13番天田富司男君。

○13番（天田富司男君） 議案第83号、阿見町国民健康保険税条例の一部改正について、賛成討論をさせていただきます。

非常に今の説明はおかしいなと思うんですね。今は74歳未満じゃなくて75歳未満、要するに皆さんの説明にもありますけれども、そして介護保険料と国保保険税の合算額が年金受給額の2分の1を超える場合には、国保保険税は特別徴収の対象とせずと。こういうふうにして、やはりきちんと緩やかになっております。

また、私たち議会が収納率アップを叫んでいながら、こういう特別徴収によって収納率を少しでも上げたいという、こういうものにまた反対するというのも、また意味がわかりません。

そして、今後はですね、やはり住民税等も特別徴収という形のものが出てくる。他の市ではそういうこともやっております。やはり収納率、税の公平性、そういうことを考えたときに、この議案に対してやはり賛成するのが当たり前ではないかと、そう思って賛成をいたします。

○議長（久保谷実君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第83号から議案第86号までの4件についての委員長報告は、原案可決であります。本案4件は、委員長の報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」，「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 御異議がありますので、順次採決いたします。

これより順次採決いたします。

初めに、議案第83号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第83号は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」，「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保谷実君） 起立多数であります。

よって議案第83号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第84号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第84号は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 御異議なしと認めます。

よって議案第84号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第85号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第85号は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 御異議なしと認めます。

よって議案第85号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第86号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第86号は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 御異議なしと認めます。

よって議案第86号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第87号 平成19年度阿見町一般会計補正予算（第3号）

議案第88号 平成19年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第89号 平成19年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第90号 平成19年度阿見町老人保健特別会計補正予算（第2号）

議案第91号 平成19年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

議案第92号 平成19年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議案第93号 平成19年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第94号 平成19年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（久保谷実君） 次に、日程第3、議案第87号、平成19年度阿見町一般会計補正予算（第3号）、議案第88号、平成19年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第89号、平成19年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第90号、平成19年度阿見町老人保健特別会計補正予算（第2号）、議案第91号、平成19年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）、議案第92号、平成19年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議案第93号、平成19年度阿見町介護保険

特別会計補正予算（第2号），議案第94号，平成19年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号），以上8件を一括議題といたします。

本案については，去る12月11日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが，委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては，委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに，総務常任委員会委員長紙井和美君，登壇願います。

〔総務常任委員会委員長紙井和美君登壇〕

○総務常任委員会委員長（紙井和美君） それでは，議案第87号，平成19年度阿見町一般会計補正予算（第3号），うち総務常任委員会所管事項につきまして，審査の経過と結果について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ，公共交通計画策定事業委託料116万円についてですが，これはかねてから南平台等から土浦駅，荒川沖駅へのアクセスが非常に悪く，公共交通整備についての要望がされているようだが，今後の計画についてどのようになっているのかの質問に対し，この公共交通計画策定につきましては，全員協議会において説明しましたので，今後の取り組み方針とスケジュールについて御説明いたします。

策定に当たりましては，通常ですと民間のコンサルに委託する考えもありましたが，今回は3大学連携ということで推進しています。中でも茨城大学工学部で公共交通計画の実績があるとのことで，今回茨城大学との共同研究，共同開発で策定を考えております。

その概要は，町の現況と公共交通サービスの現況調査のため，交通利用者の目的，頻度等のアンケートやヒアリングを実施しながらニーズを把握します。また，既に実施している県内の先進地の視察も考えています。調査は約15カ月かかるということで，平成20年1月あたりから調査をスタートし，平成21年度に組織を立ち上げながら計画の策定を考えております。

試行運転ということで，平成22年4月には運転開始の予定で，現段階では進めています。その後この結果を調査・分析し，阿見町にとってふさわしい

公共交通体系の構築をと考えておりますとの答弁がありました。

次に、衆議院議員通常選挙事業で360万円減額されているが、どのように努力したのかとの質問があり、まず、時間外勤務表を削減するということで、若手の起用をし、事務の簡素化と時間短縮で、開票システムの導入をしました。それにより阿見町は県全体で4番目という評価を受けておりますとの答弁でありました。

次に、徴収率について差し押さえ、また県の租税管理機構に移管される内容についての質問があり、今年の5月から手法といたしまして、こちらから出向かず、期日を決めて呼び出しをしています。差し押さえについては、本年11月末で130件です。不動産、預金等を含めて予告してから差し押さえ、金額的には延滞金を含めて6,300万円ほど収納されております。現在200件を目標にし、呼び出しをして不公平を是正するよう行っております。

まず、今行っているのは高額悪質滞納者でありまして、納付履歴から滞納金額、申告書、固定資産税の台帳による収入等財産状況を下調べした上で、滞納処分者を選定します。その対象者を滞納管理システムで抽出して、毎月2日間呼び出しをかけ、毎回毎回納税相談を行い、応じない部分については差し押さえすると。租税債権管理機構ですが、阿見町では毎年20件の枠がありまして、その中でもどうしても換価できない部分、悪質な部分については移管いたします。ちなみに、今年は890万円ほどの収入が債権管理機構から充当になっておりますとの答弁でありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第87号、平成19年度阿見町一般会計補正予算（第3号）、うち総務常任委員会所管事項につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（久保谷実君） 次に、民生教育常任委員会委員長滝本重貞君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長滝本重貞君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（滝本重貞君） それでは、議案第87号、平成19年度阿見町一般会計補正予算（第3号）、うち民生教育常任委員会所管事項につきまして、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、障害福祉費、補装具給付事業272万8,000円の給付者はどのくらいいるのか、また給付の限度額があるのか、そして給付の判断をするのはだれなのかについて説明を求めますの問いに、給付の対象者は平成19年度11月23日現在で、55件の補装具の使用をしております。支給の限度額は、給付している種類等により限度額が異なりますが、基本的には1割の負担をしていただくということです。また、給付の判断は、県の福祉相談センターで判断するものと、市町村で判断できるものに分けられております。県のほうでは、判断するものとして、義肢装具・座位保持装置、車いす、補聴器、電動車いす、重度障害者用の意思伝達装置など。町としての判断できるものは、盲人用のつえ、それと義眼、両肢、手押し型の車いすなどです。

また、対象者は障害者が支給してほしいという補装具に適しているか、その補装具使用、操作できるか、使用できる条件が整っていること、または参考資料として障害者手帳と医師の意見書が必要になってくるという答弁でした。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第87号は平成19年度阿見町一般会計補正予算（第3号）、うち民生教育常任委員会所管事項につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第88号、平成19年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、ジェネリックカードを全世帯に1枚ずつ配布した予算はどのくらいかかったのかの問いに、金額につきましては10万円弱かかりましたとの答弁でした。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第88号、平成19年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第90号、平成19年度阿見町老人保健特別会計補正予算（第2号）につきましては、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第90号、平成19年度阿見町老人保健特別会計補正予算（第2号）は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第93号、平成19年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、地域密着型介護サービス給付費500万円の減額と、居宅介護住宅改修費250万円についてお伺いしますとの問いに、地域密着型介護サービス給付は、これは平成18年4月から新たに創設されたサービスで、根本的には認知症対象型共同生活介護、いわゆる高齢者グループホームに入所されている方の保険者分としての給付であります。19年度の利用者が少なくなったということでもあります。平成19年度当初予算におきましては、認知症の対応型の通所介護、また多機能型居宅介護、これも平成18年に新たに創設されたサービスですが、平成18年10月に公募を行いました。が、参入予定がなかったということで、当初予算1億9,200万円に対して、500万円の減額補正を行うということです。

また、居宅介護住宅改修費250万円は、平成18年度決算見込み額約7%の増、実績によりまして見込んでいましたが、今年度の3月から9月までの住宅改修費が当初の見込みを下回ったということの答弁でした。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第93号、平成19年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（久保谷実君） 次に、産業建設常任委員会委員長石井早苗君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長石井早苗君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（石井早苗君） 先ほどに続きまして、議案第87号、平成19年度阿見町一般会計補正予算（第3号）、うち産業建設常任委員会所管事項について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、塵芥処理費の減額の大きさに驚いているが、今まで随意契約できた仕事の契約差金なのかとの問いに、今までは1者特命の随意契約で入札は行ってきたが、今回予定価格を決定して入札したので、入札差金ということです。簡単に言うと、予定価格の段階で見積額よりドーンと落として設定して入札をやっているということです、との答弁がありました。

また、高い予算を組んだということ自体に問題があるのではないかとの問いに、平成19年度の予算編成は、平成18年度の途中に編成することになります。焼却炉の運転委託料の予算が6,186万6,000円で計上してあるが、契約額が5,449万5,000円で、731万1,000円の減額。粗大ごみ処理施設運転委託料が7,129万5,000円で、契約額が6,090万で1,039万円の減額となっていますが、来年度は複数業者で指名競争入札を行いますので、5,449万円より下がる可能性があります、どのくらい下がるとは言えませんがとの答弁がありました。

他に質疑なし。質疑なしと認め、討論に入り、討論なく、討論を終結し、採決に入る。議案第87号、平成19年度阿見町一般会計補正予算（第3号）、うち産業建設常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

次に、議案第89号、平成19年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なく、討論を終結し、採決に入り、議案第89号、平成19年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続いて、議案第91号、平成19年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なく、討論を終結し、採決に入る。議案第91号、平成19年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第92号、平成19年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、農業集落排水事業は行政区ごとに行うのか、住所表示で行うのかとの問いに、基本的には大体行政区単位で行うが、初めて農業集落排水事業を行ったところでは、かなり離れたところまでかなり無理して入れて、非常に効率が悪く、工事全体も割高になったという反省から、どうしても効率の非常に悪い部分については、その部分を外して、外した分については合併浄化槽を入れるという形で計画していますとの答弁がありました。

同じ行政区なのに、飛び地していることで差をつけられるのは仕方ないことかもしれないが、不公平だ。町独自の将来措置を今後考えていないのかとの問いに、町では特別な助成はできないが、合併浄化槽の設置で、市町村型ということで、今まで個人で設置して、個人で維持管理していたものを、負担はいただくが、市町村で全部維持管理するという方向に話が出ていますので、御理解いただきたいとの答弁がありました。

他に質疑なしと認め、質疑を終結し、討論に入り、討論なしと認め、討論を終結し、採決に入る。議案第92号、平成19年度阿見町農業集落排水事業特

別会計補正予算（第２号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第94号、平成19年度阿見町水道事業会計補正予算（第２号）について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

質疑を許したところ、質疑なしと認め、討論に入り、討論なしと認め、討論を終結し、採決に入る。議案第94号、平成19年度阿見町水道会計補正予算（第２号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

以上、当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（久保谷実君） 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第87号から議案第94号までの８件についての委員長報告は原案可決であります。本案８件は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 御異議なしと認めます。よって議案第87号から議案第94号までの８件は原案どおり可決することに決しました。

意見書案第３号 道路整備の推進と財源の確保に関する意見書（案）

○議長（久保谷実君） 次に、日程第４、意見書案第３号、道路整備の推進と財源の確保に関する意見書（案）を議題といたします。

本案に対する趣旨説明を求めます。

7 番石井早苗君，登壇願います。

〔7 番石井早苗君登壇〕

○7 番（石井早苗君） それでは，意見書案第3号，道路整備の推進と財源の確保に関する意見書（案）を提案するに当たり，経過について御説明申し上げます。

この意見書案につきましては，去る12月17日に開かれた産業建設常任委員会において審議した結果，本会議に提出することとなり，本日ここに提案するものです。

提出者，阿見町議会議員石井早苗，賛成者，阿見町議会議員荻島光明，同じく青山正一，同じく佐藤幸明，同じく大野孝志，同じく小松沢秀幸。

提案理由は，意見書の案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

道路整備の推進と財源の確保に関する意見書（案）

道路は，日常生活や経済・社会活動を支える最も基本的な社会資本であり，茨城県においても，豊かで安心できる地域社会をつくるためには，道路ネットワークの整備がより一層重要であります。

阿見町は茨城県の南部に位置しており，日本第2位の面積を誇る霞ヶ浦の南岸に面しております。東京へは南に50km，水戸へは北に50km，成田新東京国際空港へは東南に30kmの位置にあり，首都圏へはJ R常磐線や常磐自動車道を利用して1時間の距離にあります。地域間の交流・連帯による活力ある地域づくりや豊かな暮らしづくりを支援するとともに，良好な生活環境を創造するため，首都圏中央連絡道路をはじめとする幹線道路の一般国道第125号線バイパスや県道竜ヶ崎・阿見線，土浦・竜ヶ崎線，土浦・稲敷線，さらには生活を支える町道等の道路整備を一層促進することがぜひとも必要であります。

しかし，当町内の道路は，改良率が57.7%と低い上，災害時の緊急車両が通行できない箇所，歩道（通学路）のない箇所，幅員狭小箇所などの危険な

箇所が数多く残ったままとなり、町内の安全で快適な生活に大きな支障を来たしております。これを解消するために早期整備が強く望まれているところである。さらに、道路の維持管理においては、今後老朽化した道路及び橋梁などが急増し、維持修繕費の増大が見込まれます。

このような中、阿見町では毎年、道路特定財源に加えて多くの一般財源を投入し、道路整備を行っています。そこで、国においては、以下の施策を講じられるよう強く要望いたします。

1. 道路特定財源については、暫定税率の適用期間を延長し、道路整備のための安定的かつ確実な財源として確保するとともに、地方が真に必要な道路整備を行うため、地方公共団体への配分割合を高めること等により、地方公共団体における道路整備財源の充実に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年12月21日

茨城県稲敷郡阿見町議会

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）であります。

議員各位の御賛同をお願い申し上げ、説明といたします。

○議長（久保谷実君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第3号については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見書案第3号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 御異議なしと認めます。よって意見書案第3号については、原案どおり可決することに決しました。

案文の「案」の文字の削除をもって、可決された意見書の配付といたします。「案」の文字の削除をお願いいたします。

行政改革について

○議長（久保谷実君） 次に、日程第5、行政改革について。

本件につきましては、行政改革特別委員会に付議されている案件であります。委員会の審査経過につきまして、委員長より中間報告を求めます。

行政改革特別委員会委員長千葉繁君、登壇願います。

〔行政改革特別委員会委員長千葉繁君登壇〕

○行政改革特別委員会委員長（千葉繁君） それでは、命によりまして、行政改革について御報告申し上げます。

行政改革に関する提言書（第6回）

平成19年12月21日

阿見町長川田弘二殿

阿見町議会議長久保谷実

阿見町議会行政改革特別委員会では、今回の提言を行う前に、これまで執行部に対し提出させていただいた第1回から第5回までの提言の検証を行いました。実施していただいたものや推進・検討中のもの、また難しいものと整理いたしました。その中で、特に町民の健康づくりとジェネリック医薬品の促進に対しましては、もう一度提言を行い具体的な提案をすべきとの意見が出されました。

そのようなことから、これまで多くの会議を重ね、先日12月6日には茨城県立医療大学の小池和子先生に、阿見町の要介護者実態調査について御講演をいただきました。中でも調査資料のデータベース化のお話は、より発展させることにより当町の疾病予防対策や、同時に国保の医療費削減対策、さらには町民の健康づくりの大きな手がかりになると思える貴重なお話でありました。

健康は万民の願いであります。このことを希求していくことは町の大きな責務であり、併せて将来の医療費負担増に大きな歯どめになることと考え、今回下記のとおり提言いたします。なお、この提言の回答は、平成20年第1回定例議会の第1日目までをお願いいたします。

記

町民の健康づくりとジェネリック医薬品の促進についての提言

1 町民の健康づくりについて

- (1) 中長期的な計画を作成し、総合的な目標を掲げ、町民にわかりやすく明示し、全町挙げての取り組みを行う。
- (2) 県立医療大学との連携を図り、町民の疾病についてデータベース化を行い、健康づくりに活用する。

2 ジェネリック医薬品の促進について

- (1) 町内病院や関係機関に対し、文書だけでなく訪問して町医療費の現状などを説明し理解を求め、併せてジェネリック医薬品の啓発に協

力いただくようお願いする。

(2) 町民に理解を深めるための積極的な啓発活動を行う。(町各種イベント・老人会での説明, 広報あみへの数多くの掲載)

(3) 医療機関の待合室で啓発ビデオ等を流していただくようお願いをする。

(4) 町ホームページへ掲載し, ジェネリック医薬品をわかりやすく説明する。

(5) ジェネリック医薬品の当町での普及率を割り出せる方法を研究する。
以上です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長(久保谷実君) 以上で委員長報告は終わりました。

執行部におかれましては, ただいまの委員長報告における改革の趣旨を十分理解されまして, 今後検討されるよう要請いたします。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長(久保谷実君) 次に, 日程第6, 議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長並びに各特別委員会委員長から, 閉会中における所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。本件に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認め, さよう決定いたしました。

これで, 本定例会に予定されました日程はすべて終了しました。

ここで, 町長より発言を求められておりますので, 発言を許します。町長川田弘二君。

○町長(川田弘二君) 平成19年第4回定例会の閉会に当たりまして, 一言

ごあいさつ申し上げます。

議員各位には、本定例会に提案いたしました案件につきまして慎重審議の上、全議案とも議決をいただき、また、一般質問や各常任委員会の審議を通して貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。

さて、このところの我が国の経済成長は緩やかながら、景気の回復の基調が継続しているということが確認されているものの、アメリカ景気の減速、原油高、国内の住宅投資急減など、国内外に大きな不安材料があるため、相変わらず先行きに不透明感があると言われております。

また、定率減税の廃止による個人住民税の負担増に加え、食料品、ガソリン、灯油などの値上がりなどにより、個人消費の減速が懸念され、そのため地方経済は引き続き不透明な状況が続き、さらには三位一体の改革等の影響も重なり、地方財政においても依然として厳しい状況にある実態があります。

このような中、当町では圏央道の一部開通の波及効果も手伝いまして、東部工業団地に多くの優良企業の進出が相次いでいることに加え、本郷第一土地区画整理地内には、ショッピングセンターがオープンするなど、町の活性化に大きな弾みとなっております。

また、阿見東インターチェンジに隣接する阿見吉原東土地区画整理事業地内には、大型商業施設の立地が見込まれるなど、いろいろな面で将来に向けて明るい展望が見えてまいりました。

平成19年度も下半期に入り、議員各位並びに町民の方々の御支援と御協力によりまして、各種事業もまずは順調に進んでおり、現在は平成20年度の予算編成作業に入っているところであります。

現在の地方自治体には、地方分権を踏まえ、住民ニーズに合った行政サービスの提供や住民福祉の向上など、自主的、主体的な特色ある地域づくりを通して、さまざまな政策課題を着実に推進する大きな役割が求められております。引き続き徹底した行財政改革を断行しながら、行政評価による事務事業の的確な見直しを行い、着実な事業執行と、さまざまな課題に積極的に取

り組み、明るく住みよいまちづくりに向けて努力してまいりたいと思いますので、議員各位には今後も御指導、御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、予科練平和記念館建設事業につきましては、現在まずは順調に進んでおりまして、おかげさまで記念館整備のために広くお願いしております募金も、徐々にではありますが、集まってきている状況であります。議員各位にも引き続き御支援、御協力のほどお願いいたします。

明日は冬至で、今年も残すところあと10日ほどになりました。寒さも一段と厳しくなっております。どうか議員各位には、健康には十分御留意されまして、よいお年を迎えられますとともに、ますますの御活躍を御祈念申し上げます。閉会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

閉会の宣告

○議長（久保谷実君） 議員各位には、終始熱心に審議を尽くされ、ここにそのすべてを議了し、滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位、並びに町長を初め執行部各位の御協力に深く感謝申し上げます。

これから年末年始で大変忙しい時期となっております。健康に十分留意されての御活躍を祈念いたします。

これをもちまして、平成19年第4回阿見町議会定例会を閉会いたします。どうも御苦労さまでした。

午前10時58分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 久保谷 実

署 名 員 大 野 孝 志

署 名 員 佐 藤 幸 明

参 考 資 料

平成19年第4回定例会 議案付託表

総務常任委員会	議案第84号 議案第86号 議案第87号	阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について 阿見町部室設置条例等の一部改正について 平成19年度阿見町一般会計補正予算（第3号） 内 総務常任委員会所管事項
民生教育 常任委員会	議案第83号 議案第87号 議案第88号 議案第90号 議案第93号	阿見町国民健康保険税条例の一部改正について 平成19年度阿見町一般会計補正予算（第2号） 内 民生教育常任委員会所管事項 平成19年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） 平成19年度阿見町老人保健特別会計補正予算（第2号） 平成19年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）
産業建設 常任委員会	議案第82号 議案第85号	阿見吉原東地区企業誘致条例の制定について 阿見町手数料徴収条例の一部改正について

	議案第87号	平成19年度阿見町一般会計補正予算（第3号） 内 産業建設常任委員会所管事項
	議案第89号	平成19年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
	議案第91号	平成19年度阿見町土地地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
	議案第92号	平成19年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
	議案第94号	平成19年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）

閉会中における委員会（協議会）の活動

平成19年10月～平成19年12月

1. 委員会（協議会）の活動

委員会名	月 日	場 所	事 件
議会運営 委員会	12月4日	第2委員会室	・第4回定例会会期日程について ・その他
総務常任 委員会	10月12日	全員協議会室	・平成19年度行政施策及び予算要望について（回答）の執行部との協議 ・平成20年度行政施策及び予算要望について ・その他
	11月19日	茨城県庁	視察研修 ・茨城県安全な町づくり条例の概要について ・安全な町づくり推進事業の概要について ・犯罪被害者等支援の取り組みについて ・交通安全対策事業の概要について ・その他

総務常任委員会	11月19日	土浦市	視察研修 ・ 市民の防犯意識の向上について
民生教育常任委員会	10月10日	全員協議会室	・ 平成19年度行政施策及び予算要望について（回答）の執行部との協議 ・ 平成20年度行政施策及び予算要望について ・ その他
	11月16日	神栖市	視察研修 ・ 子育て支援について
産業建設常任委員会	10月17日	全員協議会室	・ 平成19年度行政施策及び予算要望について（回答）の執行部との協議 ・ 平成20年度行政施策及び予算要望について ・ その他
	11月28日	ひたちなか市	・ 地産地消の取組みについて（地場産物の給食センターへの提供について）

行政改革 特別委員 会	10月29日	第2委員会室	・第1回提言から第4回提言までの検証について ・今後の進め方について ・その他
	11月12日	第2委員会室	・第4回提言までの未完了事項の現状と今後の方向性について ・その他
	11月22日	第2委員会室	・前回会議で出された疑問点（案内係週2回，町道埋設物の占有料）について ・医療費削減対策と健康づくりについての意見聴取 ・質問事項1の7項目についての意見聴取 ・その他の検討事項について ・その他
	12月6日	全員協議会室	勉強会 ・阿見町の要介護者実態調査について

政治倫理 条例特別 委員会	10月15日	全員協議会室	研修会 ・政治倫理条例について
	11月7日	第2委員会室	・政治倫理条例の改正について ・その他
	11月1日	城里町	・政治倫理条例制定の経緯について ・政治倫理条例の制定状況（県内市町村）について
		土浦市	・政治倫理条例制定の経緯について ・運用実績について
	11月22日	第2委員会室	・政治倫理条例の一部改正（案）について ・その他
	11月30日	第2委員会室	・政治倫理条例の一部改正（案）について ・その他
議会だより編集委員会	10月11日	第2委員会室	・議会だより第112号の発行について ・その他

議会だより編集委員会	10月24日	第2委員会室	・議会だより第112号の校正について ・その他
全員協議会	11月7日	全員協議会室	・予算要望について ・その他
	12月3日	全員協議会室	・予科練平和記念館建設の進捗状況について ・第5次総合計画後期基本計画策定状況について ・阿見町公共交通計画の策定について ・行政改革大綱実施計画進捗状況について ・阿見吉原東地区企業誘致条例の制定について ・休日勤務手当で過払いについて ・その他

2. 一部事務組合議員活動状況

組 合 名	月 日	事 件	議決結果等	出 席 者
土 浦 石 岡 地 方 社 会 教 育 セ ン タ ー 一 部 事 務 組 合	10月22日	全員協議会 ・ 平成18年度土浦石岡 地方社会教育センタ ー一部事務組合会計 歳入歳出決算の認定 について		浅野栄子 難波千香子
		第2回定例会 ・ 平成18年度土浦石岡 地方社会教育センタ ー一部事務組合会計 歳入歳出決算の認定 について	原案認定	浅野栄子 難波千香子

龍ヶ崎地方衛生組合	10月30日	第2回定例会		大野孝志 吉田憲市
		・龍ヶ崎地方衛生組合行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例について	原案可決	
		・平成18年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計歳入歳出決算について	原案認定	
		・平成19年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計補正予算（第1号）について	原案可決	
牛久市・阿見町斎場組合	10月22日	全員協議会		青山正一 岡崎 明 小松沢秀幸
		第2回定例会		青山正一 岡崎 明 小松沢秀幸
		・平成19年牛久市・阿見町斎場組合一般会計補正予算（第1号）	原案可決	
		・平成18年度牛久市・阿見町斎場組合一般会計歳入歳出決算認定について	原案認定	